

西東京市下水道プラン

未来へつなぐ、安全な暮らしと
快適な水環境を創生する下水道

<改 定 版>



令和 8 年 3 月

西 東 京 市

はじめに

本市の下水道事業は、平成23年3月に「西東京市公共下水道プラン」を策定し、計画的かつ総合的に事業を推進してまいりました。

また、策定から10年後の令和3年3月には、下水道施設の老朽化対策に対応する下水道ストックマネジメントの考え方などの新たな視点を加えた令和3年度から12年度を計画期間とする「西東京市下水道プラン」として改定を行いました。

今回は、この「西東京市下水道プラン」の見直しから5年間の短期計画期間が終了することに伴い、全国的にも注目されている下水道施設の老朽化に起因する大規模な陥没事故の発生や気候変動により激甚化する集中豪雨による浸水被害など、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応していくために、この間、本市が進めてきた各種施策の取組内容と新たな課題を整理したうえで、今後の中・長期計画の事業内容などについて、中間の見直しを行うものです。

今後、予測されている人口減少や、昨今の物価高騰、人件費の上昇などによるコスト上昇の影響を受ける中で、本市の下水道事業は、更新時期を迎える施設の老朽化対策などに計画的に取り組んでいく必要があります。

そのため、今回見直しを行う本下水道プランに基づき、計画的かつ効率的な事業の推進を図りながら、健全な下水道経営を維持し、市民の皆様に安定した下水道サービスをご提供できるよう努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和8（2026）年3月

西東京市長 池澤隆史



西東京市下水道プラン <改定版>

目次

第1章 計画改定の背景	1
第2章 下水道を取り巻く現状	5
第3章 短期計画における取組の成果	17
第4章 基本理念及び基本方針の設定	39
第5章 取組内容などを踏まえた今後の施策の展開	41
第6章 整備目標	53
第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営	55
第8章 中期計画・長期計画の取組内容	67
第9章 経営戦略	69
資料 パブリックコメント	84
用語の説明	85

◎下水道プランをお読みいただく際の留意点

- ・本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。
- ・「 ___*」が付いている用語は、巻末に「用語の説明」を掲載しています。

« 本計画をより分かりやすくご理解いただけるよう「各種コラム」を掲載しています。 »

【コラム】① 下水道のしくみ	4
【コラム】② BODって何？	15
【コラム】③ 「川でつながる発表会」	28
【コラム】④ 下水道費用のしくみ	38
【コラム】⑤ 分流式・合流式とは	44
【コラム】⑥ 下水道の重要性とは	48
【コラム】⑦ 経費回収率とは	66

計画改定の背景

1.1 計画改定の趣旨

本市の下水道事業は、汚水の収集・処理及び雨水排除など多様な社会的要請に対応すべく、機能強化を進めながら分流式*による計画的な整備を実施してきました。その結果、污水管整備率はほぼ100%に達しています。

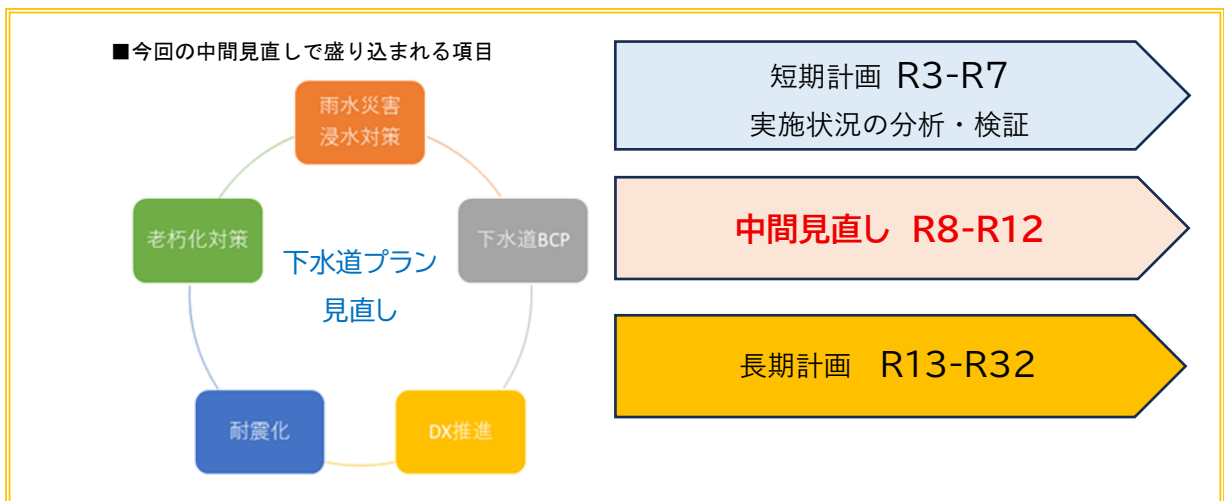
下水道施設は布設*開始から約50年が経過し、設備の老朽化が進んでいます。さらに下水道施設の老朽化に起因する大規模陥没事故の発生、気候変動による豪雨の浸水被害、デジタル技術の進展など、事業を取り巻く環境にも大きな変化が見られます。そのような状況の中で、下水道は重要な社会基盤として、その使命を確実に果たしていくことが求められています。

また、今後は、雨水災害対策に加え、能登半島地震を踏まえ、下水道管きよの耐震化*及び下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）の検証・見直しによる対応力強化を図る必要があります。

こうした状況下において、下水道経営を将来にわたり健全に維持していくためには、今後見込まれる大規模な施設の改築*・更新*に備え、下水道施設の効率的な維持管理と将来的な費用の平準化などに計画的に取り組むとともに、人口減少による下水道使用料の減少や物価高騰も想定した経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があります。

令和3年3月に改定した西東京市下水道プラン（以下「下水道プラン」という。）では、計画期間を短期・中期・長期の3段階に区分し、短期計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、中期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間、長期計画は令和13年度から令和32年度までの20年間としています。今回、短期計画が終了するタイミングで、各種施策の実施状況について分析・検証を行うとともに、下水道事業を取り巻く様々な社会環境の変化などへの対応を図るため、計画の中間見直しを実施します。

あわせて、投資・財政計画も見直し、より実効性を高めた中長期的な基本計画である「経営戦略」も改定します。

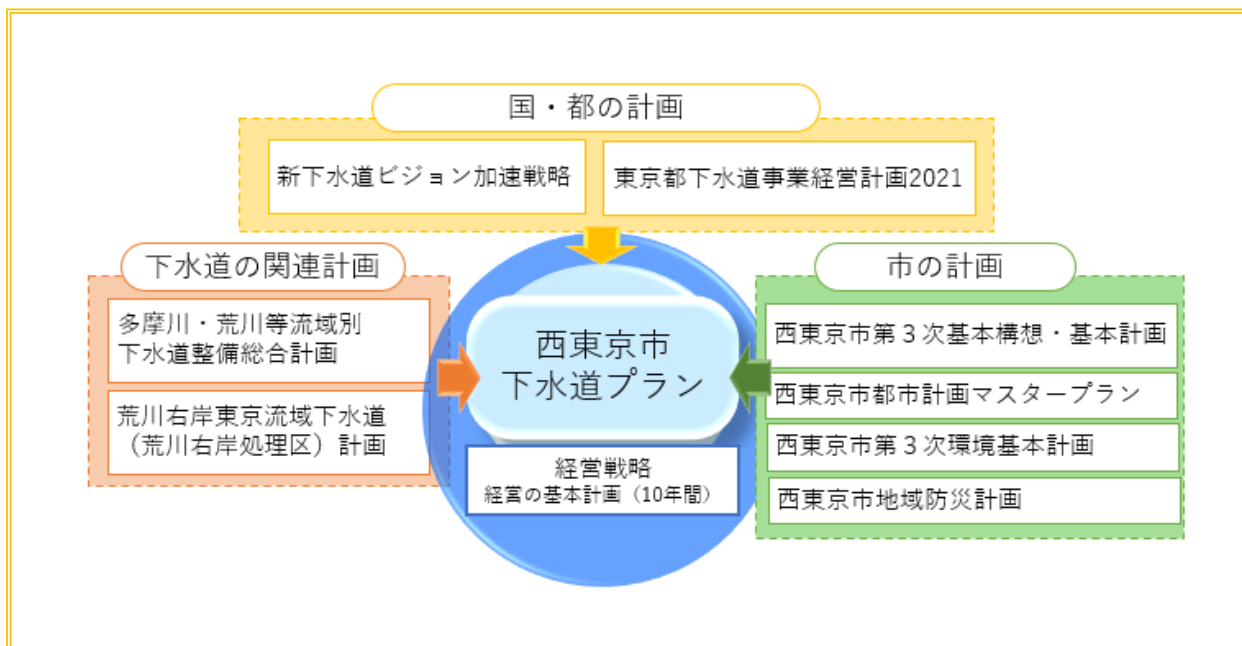


下水道プラン・計画期間の位置付け

1.2 計画の位置付け

下水道プランは、「西東京市第3次基本構想・基本計画」の基本目標のひとつとして示されている『安全で安心して快適に暮らせるまち』のもと、国や東京都の計画と整合を図り、近年の社会情勢の変化を踏まえて、今後の本市における下水道事業の基本的な方針や施策の方向を総合的にまとめたものです。

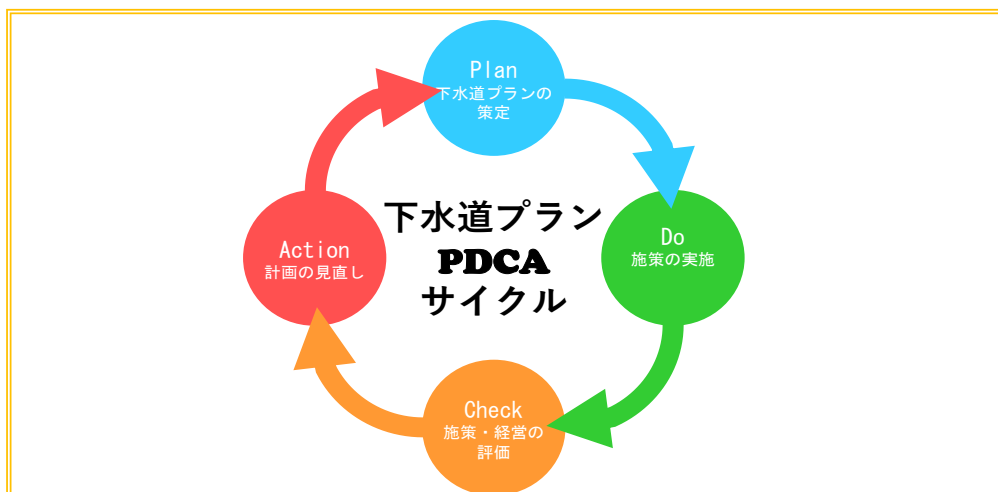
下水道プラン<改定版>は、令和3年3月に策定した下水道プランの短期計画の終了に伴い、中間見直しを行ったものです。



下水道プランの位置付け

1.3 計画の見直し

下水道プランでは、「健全経営」による事業の継続性を検討するため、PDCAサイクル[※]に基づき、概ね5年ごとに各種施策の実施状況や効果について分析・検証を行うとともに、下水道事業を取り巻く様々な社会環境の変化などへの対応を図るため、見直しを実施します。



下水道プランにおけるPDCAサイクルの考え方

1.4 西東京市公共下水道の歩み

本市の下水道事業計画[※]は、平成13年1月に旧田無市と旧保谷市が合併したことにより、平成17年3月に荒川右岸東京流域下水道[※]の流域関連公共下水道[※]である西東京市公共下水道事業として両市の計画をあわせて変更を行い、全体計画[※]面積を汚水、雨水ともに現在1,591ヘクタールと定めています。

本市の下水道事業の主な経緯を以下に示します。

なお、表中に示す面積は、全体計画区域のうち、事業計画に位置付けた区域の面積値を示しています。

また、本市の汚水は、荒川右岸流域下水道清瀬水再生センター[※]で処理されています。

年 月	旧 田 無 市	旧 保 谷 市
昭和49年1月		当初下水道法 [※] 認可 汚水・雨水とも約 283.87ha
昭和50年11月	当初下水道法認可 汚水約 233ha、雨水約 48ha	
昭和53年2月		汚水区域拡大 約 541.13ha 雨水 変更無し
昭和56年12月	汚水区域拡大 約 516ha 雨水 変更無し	
昭和58年4月	公共下水道供用開始	
昭和59年4月		公共下水道供用開始
昭和60年1月		汚水区域拡大 約 877ha 雨水 変更無し
昭和61年2月	汚水区域拡大 約 689ha 雨水 変更無し	
平成10年2月	都市計画区域の面積変更に伴い変更 汚水約 680ha、雨水約 48ha	
平成10年10月		都市計画区域の面積変更に伴い変更 汚水約 905ha、雨水約 299ha
年 月	西 東 京 市	
平成17年3月	都市計画区域の面積変更に伴い、面積及び処理分区、排水区 [※] 界並びに主要な下水道管きよの範囲を変更 汚水約 1,585ha、雨水約 332ha	
平成19年12月	雨水区域拡大 汚水約 1,585ha、雨水約 370ha	
平成23年12月	雨水区域拡大 汚水約 1,585ha、雨水約 470ha	
令和8年3月	都市計画区域の面積変更に伴い、面積を変更 汚水約 1,591ha、雨水約 470ha	

本市下水道事業計画の経緯表

コラム 1

下水道のしくみ

各家庭や事業所などから排出された汚水は、下水道管を通して下水道処理施設（水再生センター）に運ばれ、水再生センターで処理したきれいな水は、川や海にかえしています。本市の下水道は、東京都が設置する「流域下水道幹線」を経由し、清瀬水再生センターへ運ばれ、処理されています。

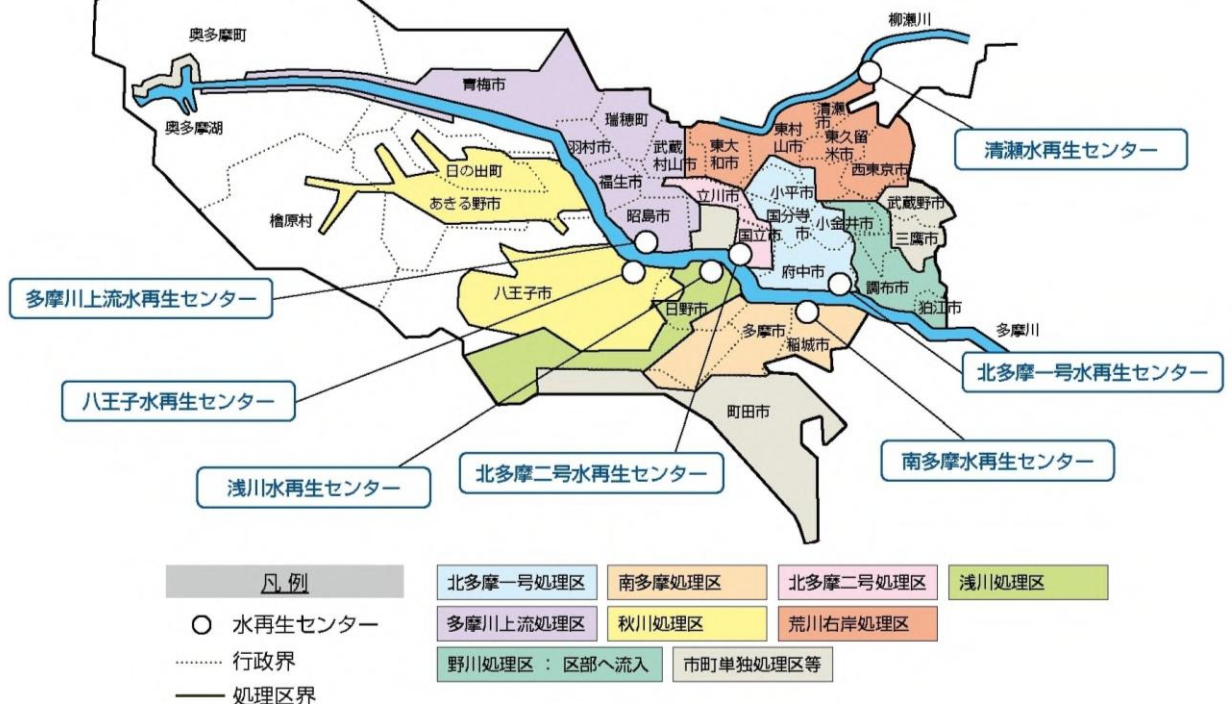


流域下水道とは

都道府県が二つ以上の市町村から出る下水を集めて、処理するしくみです。

河川流域ごとの一体的な水質保全ができるとともに、スケールメリットによる効率的な事業運営（建設費、維持管理費の抑制）が行えます。

多摩地域において都が管理する水再生センターの配置と処理区



出典：「東京都下水道事業 経営計画 2021」

第2章

下水道を取り巻く現状

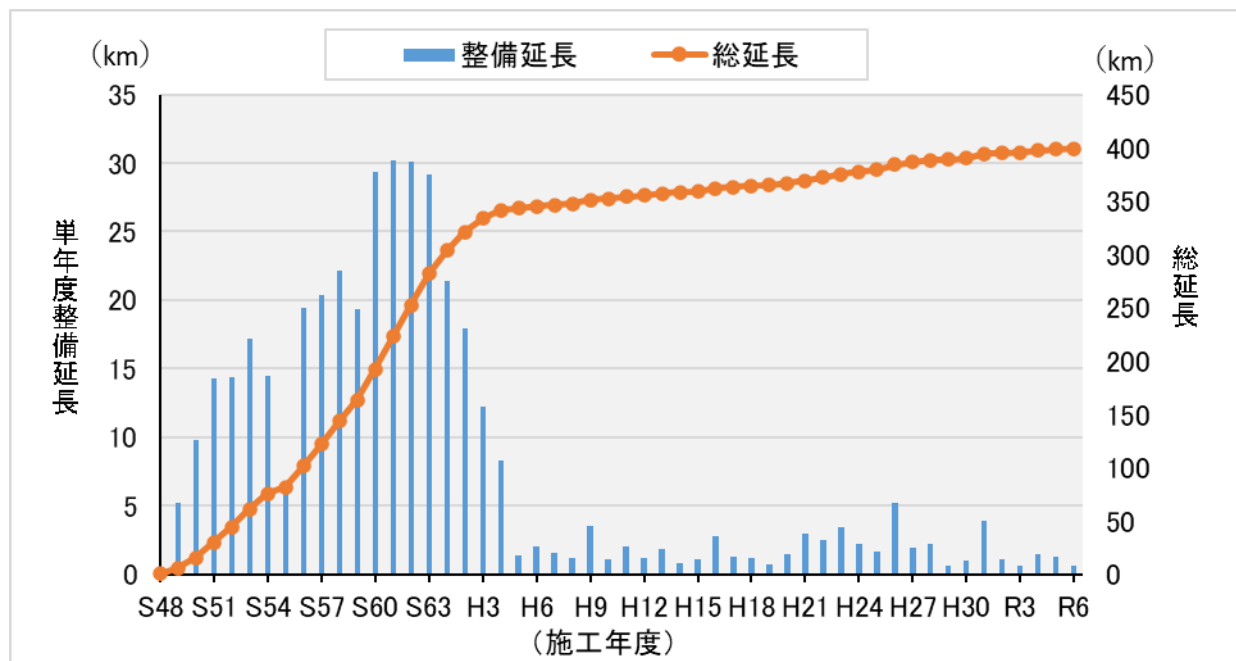
2.1 下水道施設のストック

本市では昭和48年度から下水道管きよの整備を進め、最盛期の昭和61年度には年間約30キロメートルもの整備が行われ、平成5年度には整備を概ね完了しています。近年における下水道管きよの整備は、都市計画道路^{*}の築造や民間の開発事業に伴うもので、毎年1キロメートルから5キロメートルが整備されています。これまでに整備してきた下水道管きよは、令和6年度末時点で汚水管きよ約399キロメートル、雨水管きよ約9キロメートルで下水道管きよの総延長は約408キロメートルに上っています。

本市では、昭和48年度から平成4年度にかけて、集中的に下水道管きよの整備を進めており、令和6年度以降に、順次、布設から一般的な耐用年数^{*}といわれている50年が経過していくことになります。

近年、全国的に下水道管きよの老朽化などに起因した事故等が増加しており、令和7年には、隣接する埼玉県で大規模な道路陥没事故が発生しています。下水道管きよの老朽化を放置すれば、大規模事故や下水道の機能不全などの発生につながり、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすリスクが増大することとなります。

本市では、こうした事故の発生や機能不全などを未然に防止するため、西東京市下水道ストックマネジメント計画^{*}（以下「ストックマネジメント計画」という。）に基づき、下水道管きよの点検・調査やその結果に応じた改築・更新などの老朽化対策を事業費の平準化を図りながら、計画的に進めています。



年度別下水道管きよ（汚水）整備延長

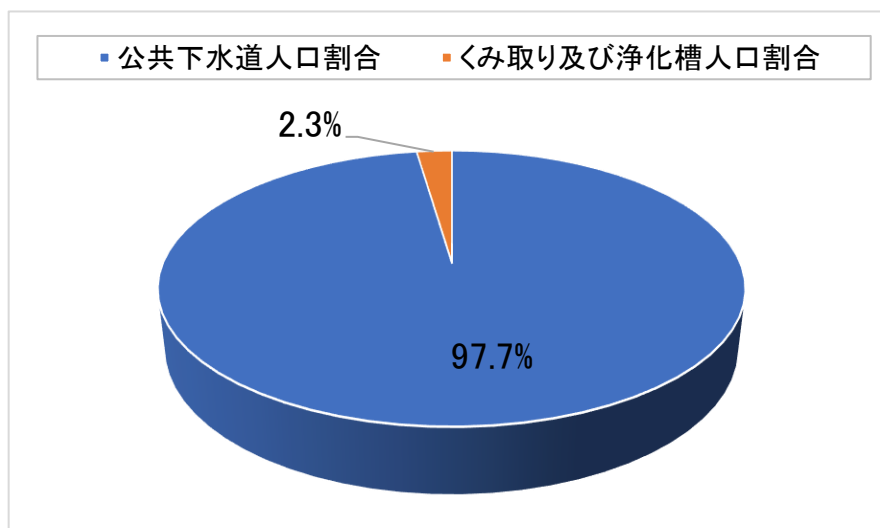
2.2 下水道水洗化率（汚水）

本市の下水道事業は、旧保谷市が昭和49年1月に、旧田無市が昭和50年11月に事業着手し、平成13年1月の合併により西東京市公共下水道となり、現在に至っています。

汚水の面的整備[※]は、平成5年度に概ね完了しています。

下水道は、一人ひとりの住民にとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境を享受することに加え、広域的な水環境保全の観点からもできるだけ早く水洗化率[※]を100%とすることが望ましいものです。また、下水道事業は流入する汚水を処理する対価として使用料を徴収するものであることから、下水道への接続を促す必要があります。

令和6年度末時点で公共下水道を使用している人口は201,538人で、公共下水道を使用している人口割合（下水道水洗化率）は97.7%となっています。

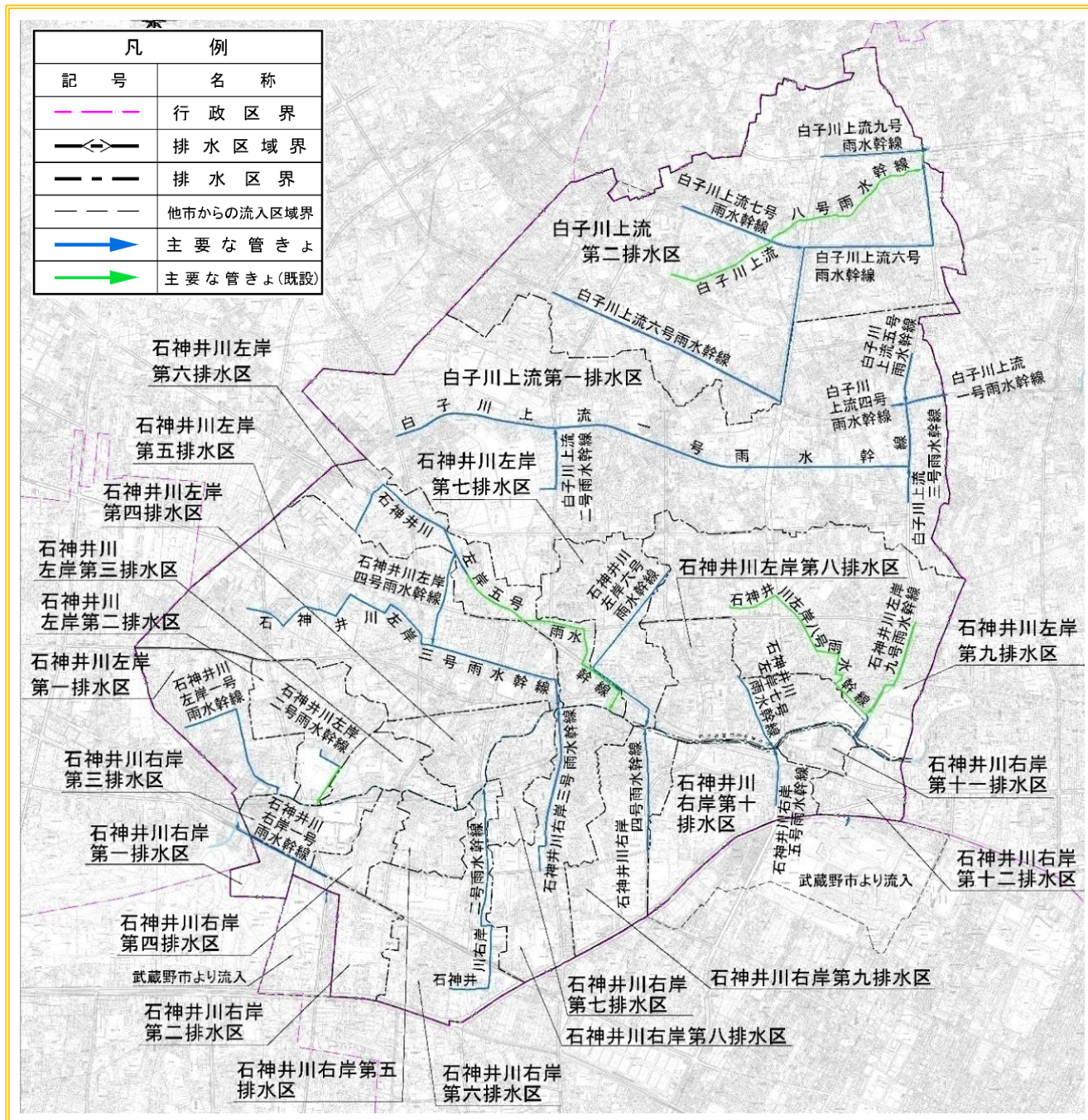


下水道水洗化率（令和6年度末時点）

2.3 雨水事業

2.3.1 雨水排水計画の現状

本市の雨水排水計画は、市内を23排水区に分割し、市内を流れる石神井川流域と白子川流域に雨水を放流するための雨水幹線を整備する計画となっています。排水区域面積は、石神井川流域は920ヘクタール、白子川流域は671ヘクタールであり、合計で1,591ヘクタールです。



荒川右岸東京流域下水道関連西東京市公共下水道計画一般図（雨水）

2.3.2 河川改修の現状

現在、石神井川は、東京都において練馬区境の溜漕橋上流から柳沢橋上流までの 1,140メートルの区間について、1時間に50ミリメートル規模の降雨に対応できるように、護岸の整備や河道の拡幅が進められており、溜漕橋から東伏見橋までの区間の整備が完了しています。

また、近年、1時間に50ミリメートルを超える集中豪雨や大型台風による降雨にも対応するため、同じく東京都において、武蔵野市の都立武蔵野中央公園から南町調節池*を結ぶ石神井川上流地下調節池の整備が進められています。

白子川は、東京都と埼玉県により1時間に50ミリメートル規模の降雨に対応する河川整備が進められており、本川改修に併せて、中流部に『比丘尼橋上流調節池』、『比丘尼橋下流調節池』、『白子川地下調節池』が整備され、現在、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池を連結する環状七号線地下広域調節池の整備が進められています。

2.3.3 貯留浸透施設整備状況

東京都総合治水対策協議会*では、石神井川流域及び白子川流域について、豪雨対策計画を策定し、雨水の流出を抑制するため以下の流出対策を定めています。

施設	単位対策量
公共施設（建物）	600 m ³ /ha以上の対策
公共施設（車道）	290 m ³ /ha以上の対策
公共施設（歩道）	200 m ³ /ha以上の対策
公共施設（公園）	600 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 以上）	600 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 未満）	300 m ³ /ha以上の対策

【石神井川流域】石神井川流域豪雨対策計画（平成30年3月）

出典：「石神井川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都総合治水対策協議会）
https://www.tokyo-sougou-chisui.jp/river/syakujiigawa_H30.pdf

施設	単位対策量
公共施設・公園（1.0ha以上）	950 m ³ /ha以上の対策
公共施設・公園（1.0ha未満）	500 m ³ /ha以上の対策
公共施設（車道）	290 m ³ /ha以上の対策
公共施設（歩道）	200 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（1.0ha以上）	950 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 以上）	500 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 未満）	300 m ³ /ha以上の対策

【白子川流域】白子川流域豪雨対策計画（令和元年11月）

出典：「白子川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都総合治水対策協議会）
https://www.tokyo-sougou-chisui.jp/river/shirakogawa_R1.pdf

2.3.4 浸水対策の状況

雨水の放流先となる石神井川流域と白子川流域では、東京都と埼玉県において河川改修等が進められていますが、これらが完成するまでの間は、それぞれの河川に雨水を十分に放流できないのが現状です。

そのため、本市では、浸水箇所の状況に応じて、道路下等に雨水貯留浸透施設[※]を整備するなど、市内における浸水地域の軽減に努めてきました。

一方で、近年、集中豪雨や台風の大型化により、降雨状況の変化がみられ、浸水の危険性が高まっているといわれています。

引き続き、浸水地域への雨水貯留浸透施設等の整備に取り組んでいきますが、市内の浸水被害への抜本的な対応を図るためには、雨水の放流先となる石神井川流域と白子川流域の河川改修等が不可欠であるため、東京都に対して、これら河川改修の早期完成を強く要望しています。

種別		R1までの 累計	R2	R3	R4	R5	R6	合計
浸透	浸透トレンチ(m)	101,109	1,685	1,358	1,251	1,372	1,275	108,050
	浸透ます(箇所)	13,782	581	631	460	511	501	16,466
	道路浸透ます(箇所)	2,095			6	2	10	2,113
	浸透U型(m)	4,066						4,066
	浸透池(m ³)	637						637
	浸透井(箇所)	2,327	49	60	52	59	49	2,596
貯留	貯留池(m ³)	2,749						2,749
	貯留槽(m ³)	9,659	13					9,672

年度別雨水貯留浸透施設の整備状況

2.4 地震対策・大規模事故対策

近年、平成23年に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震、令和6年には能登半島地震など各地で地震が頻発し、また、南海トラフ地震、首都直下地震など大規模な地震発生の危険性が高まるなど、いつ、大規模な地震が発生してもおかしくない状況にあります。

東京都では、本市において大きな被害を及ぼすとされる多摩東部直下地震による被害想定を行っています。その結果、市内では震度6弱から震度6強が想定される地域があり、右の表に示すようなライフライン^{*}の被害が想定されています。

ライフライン	被害概要
電力（停電率）	11.3%
通信（不通率）	8.3%
ガス（供給停止率）	98.5%
上水道（断水率）	20.3%
下水道 （下水道管きよ被害率 [*] ）	5.3%

多摩東部直下地震によるライフラインの被害想定
資料：西東京市地域防災計画（令和6年）

下水道においては大規模な地震で下水道管きよ等が被害を受けることにより、長期にわたり下水道の機能不全に陥る事例が発生しているほか、マンホールの突出や路面異常、埋戻し土の液状化^{*}に起因する被害などが多く発生することで、交通障害を引き起こすとともに、救援活動やその後の災害復旧活動にも支障をきたします。

また、近年、大規模な地震だけでなく、下水道管きよの老朽化に起因する大規模な事故により、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす事例が発生しています。

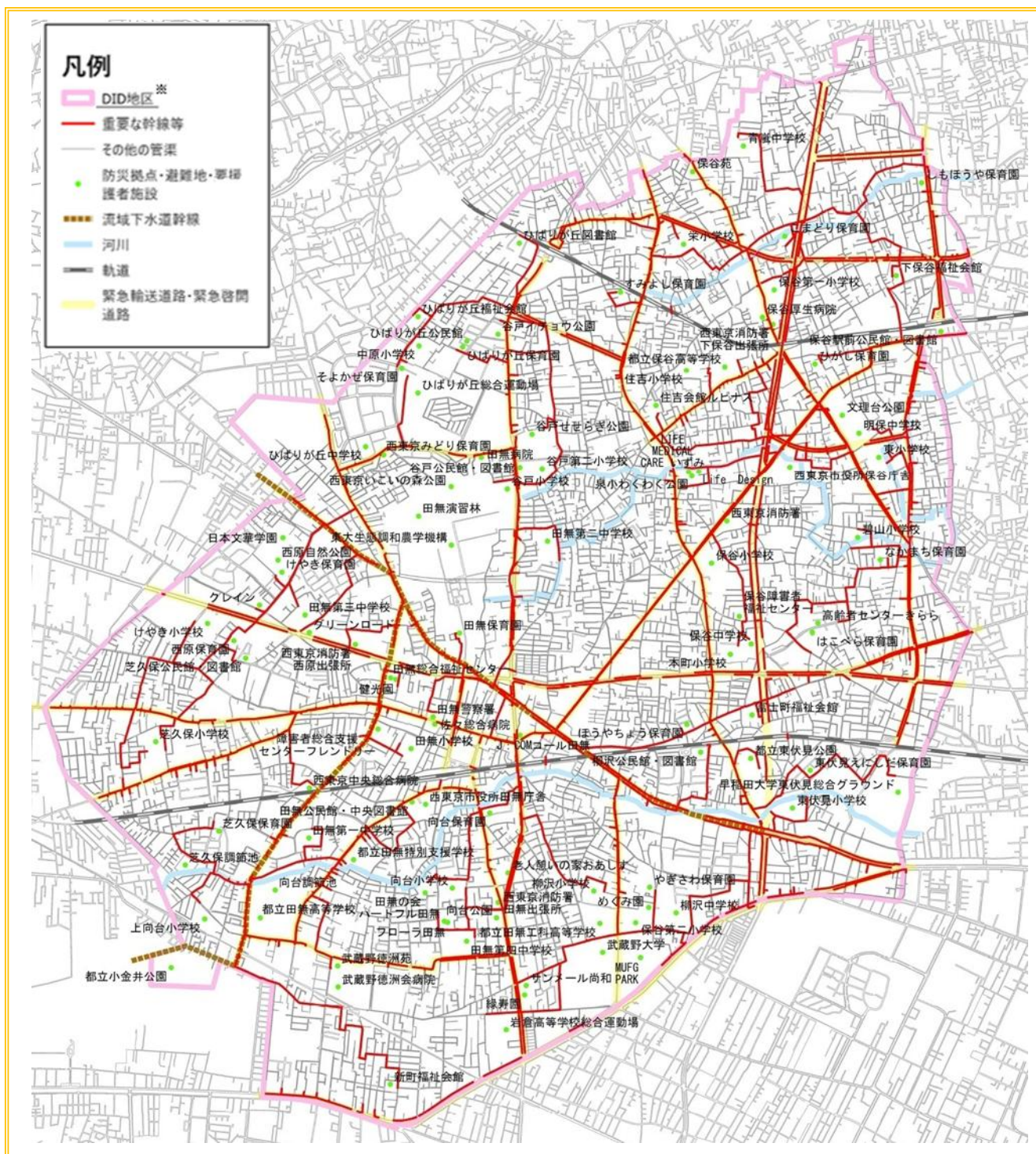
こうした中、本市では、平成25年度に策定した「西東京市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線等の耐震化を実施するとともに、大規模事故の発生を防止するため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策に取り組んでいます。

あわせて本市では、大規模な地震が発生した場合に備えて、下水道BCPを策定し、これに基づく訓練等に努めていますが、下水道BCPの実効性をより高めるため、下水道BCPを検証し、地震への対応だけでなく、大規模な事故が発生した際の対応などを検討することが必要となっています。

◎下水道BCPの訓練計画

- ・参集訓練
- ・安否確認訓練
- ・水防訓練
- ・情報伝達訓練（東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール）

出典：西東京市 下水道事業 業務継続計画 下水道BCP



「重要な幹線等」の位置図

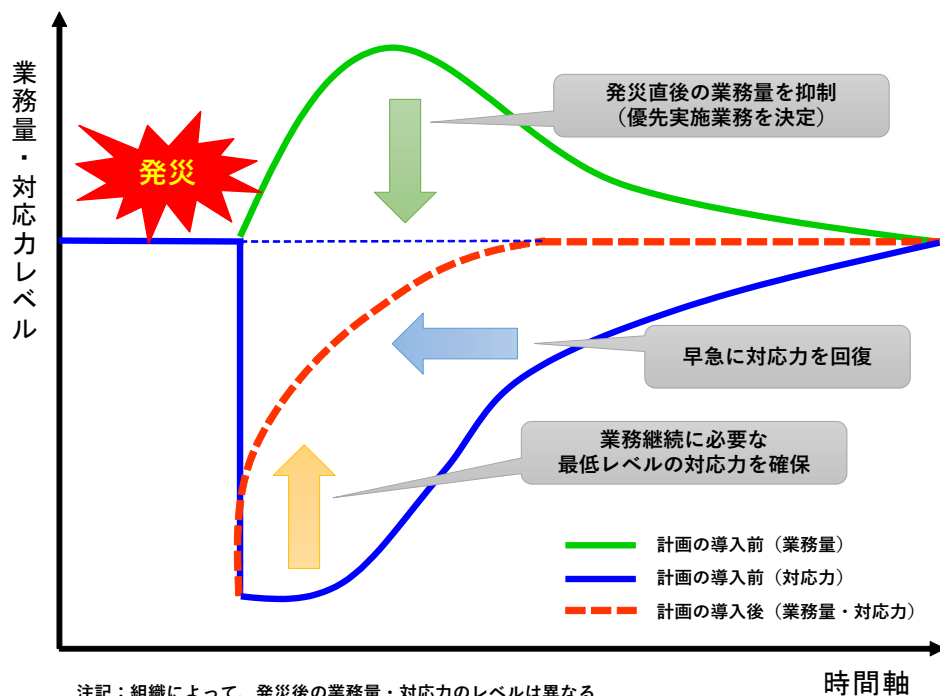
項目	合計 (m)	割合 (%)
①防災拠点等	6,139	1.54
②緊急輸送道路等	80,511	20.16
③軌道横断	350	0.09
④河川横断	228	0.06
⑤避難地ルート	26,984	6.76
⑥要援護者施設	4,490	1.12
⑦幹線管渠	23,495	5.88
重要な幹線等 総延長 (重複なし)	113,440	28.41
市内下水道管による総延長 (汚水)	399,348	

※①～⑦の重要な幹線等の合計は重複している路線あり

「重要な幹線等」一覧

下水道BCP (BCP (Business Continuity Plan) : 業務継続計画)

人、モノ、情報、ライフラインなどの資源などが相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続と早期回復を図るための計画です。確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順 (行動内容) を時系列で具体的に示した非常時対応計画、「対応の目標時間」または「現状で可能な対応時間」を早めるための事前対応計画、訓練・維持改善計画などから構成されます。



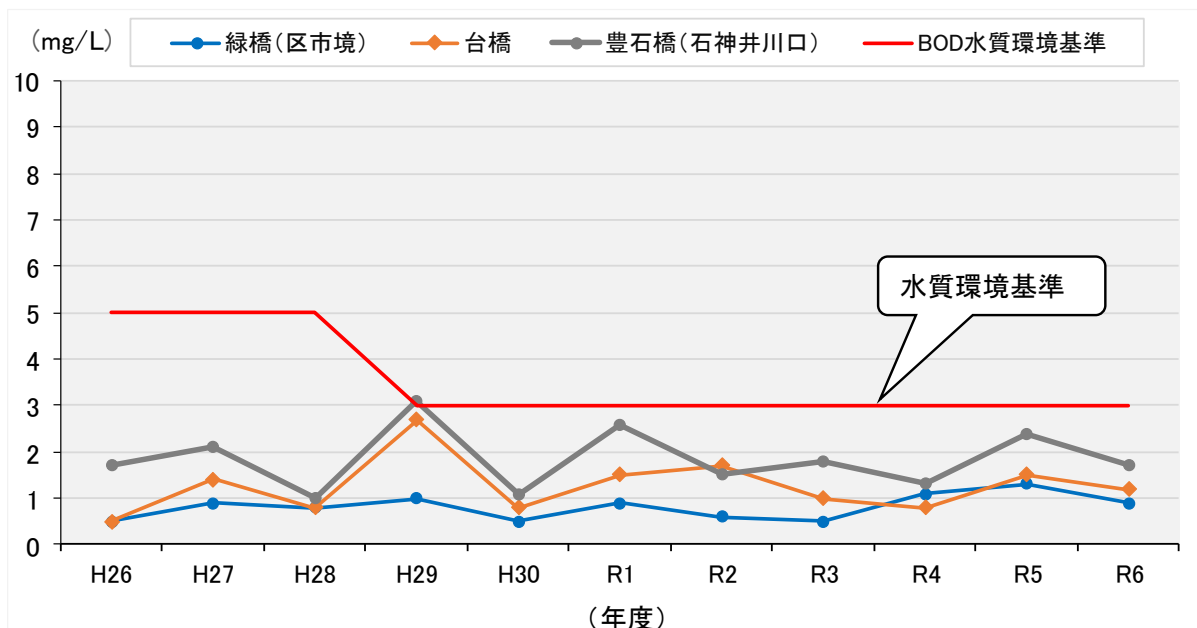
下水道BCPの導入に伴う効果イメージ

出典：下水道BCP策定マニュアル 2022年版 (国土交通省)
 (<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001602896.pdf>)

2.5 公共用水域の水質改善

本市には、北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川が流れています。石神井川は、昭和 50 年代以前はそれまでの急激な都市化に伴う家庭雑排水により悪臭が漂う河川となっていました。公共下水道の整備により水質が改善されています。

石神井川における BOD^{*} 値の水質環境基準^{*}は平成 28 年度までは 1 リットル当たり 5 ミリグラム以下、平成 29 年度以降は 3 ミリグラム以下です。平成 30 年度以降の水質検査では環境基準が達成されています。

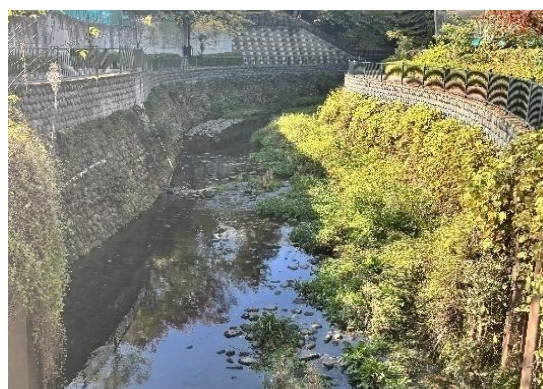


石神井川の水質 (BOD) の推移

出典：公共用水域^{*}水質測定結果について（東京都環境局）
 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/tokyo_bay/measurements/measurements/index.html)



昭和 35 年当時の石神井川
 (現都営田無南町四丁目アパート付近)



現在の石神井川
 (溜漕橋付近)



白子川(暗きよ)(下保谷付近)



新川(暗きよ)(中町付近)

コラム
2

ビーオーディー
BODって何？

Biochemical Oxygen Demand

(バイオケミカル・オキシゲン・デマンド)

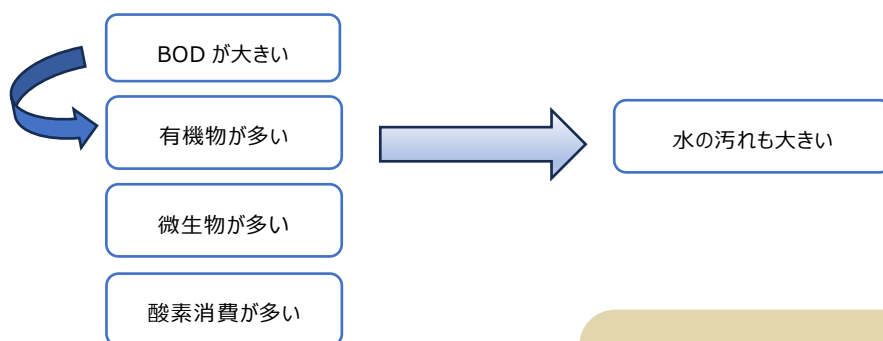
生物化学的酸素要求量

BOD(ビーオーディー)は水の汚れが
どれくらいあるかを示しています。



BOD(ビーオーディー)は、水の中の汚れ(有機物)がどれくらいあるかを示すものです。水の汚れ(有機物汚染)が大きいと、水中の微生物(好気性微生物)がたくさん増え、息をする(無機化する)ことによって酸素がたくさん使われます。BOD のそのままの意味では、それらの微生物によって使われた酸素の量のことをいいます。BOD が大きければ水中の汚れ(有機物汚染)が大きいことを示すため、水の汚れぐあいの指標とされています。

※BOD: 水中の有機物が一定時間(5日間)・一定温度(20℃)で、微生物が酸化分解するとき消費される酸素量



BOD が大きい
生活排水が混じると...

酸素がわずかになって魚介類が
呼吸できずに死んでしまうことが
あります



引用：環境省 HP より
<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/onepoint/07.html>

2.6 経営状況

本市の下水道事業においては、汚水の面的整備は平成5年度に概ね完了し、整備率はほぼ100%となっています。

これからは、施設の老朽化が進むため、維持管理費用や改築・更新費用の増加が見込まれ、その財源の確保が課題となっています。

また、将来予想される人口減少や企業などの大口使用者の汚水量削減による下水道使用料収入の減少のほか、物価高騰や人件費の上昇などによる経費の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は年々厳しさを増しています。

このような状況から、重要な公共インフラである下水道サービスを継続的に提供するためには、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、そのためには、長期的な経営という観点を持つことが必要となります。

また、下水道施設の維持管理及び改築・更新を着実に進めていくための業務執行体制を構築することが求められます。

なお、短期計画期間内の経営状況については、第3章「短期計画における取組の成果」の中で、説明します。

第3章

短期計画における取組の成果

令和3年3月に策定した下水道プランで掲げた8つの「主要な施策と目標」に対する取組内容やその結果を整理します。

基本理念	基本方針	主要な施策と目標 ()は目標	施策の展開
未来へつなぐ、安全な暮らしと快適な水環境を創生する下水道	持続性の確保 施設再生による	維持管理 (予防保全型維持管理*により安定的なサービスを提供します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防保全型の維持管理 ● 下水道管きよ台帳*を活用した施設情報の管理 ● 汚水管きよにおける雨水時浸入水対策の推進
		改築・更新 (下水道施設の持続的な機能を確認します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な改築・更新の実施
	安全・安心で快適な暮らしの実現	下水道水洗化率 100% (汚水) (下水道水洗化率 100% (汚水) を達成し、良好な生活環境・水環境を保全します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道による水洗化促進
		浸水対策 (浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 白子川流域の雨水流出先の整備 ● 流出抑制施設の整備 ● ソフト対策*の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策
		地震対策 (震災時における市民生活を守るため、地震に強い下水道事業運営を目指します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道管きよの改築・更新とあわせた効率的な耐震化 ● 実効性の高い業務継続計画 (BCP) の対応力強化 ● BCP訓練の実施
	良好な環境の保全	水循環の保全 (公共用水域の保全に努めます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水の水質監視 ● 雨水浸透施設*の整備促進
	健全な下水道経営	経営の健全化 (計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、持続可能な下水道サービスを提供し続けます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 改築・更新費用の平準化 ● 職員数の適正化 ● 経営指標を用いた事業運営
		姿の見える下水道 (積極的に情報開示を行い、市民に分かりやすい下水道事業を目指します)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

3.1 主要な施策 <維持管理>

3.1.1 取組内容

● 予防保全型の維持管理

令和3年度から令和6年度の間、定期的に汚水が詰まりやすい箇所等を調査・清掃し、排水機能の維持を図ってきました。また、陥没の危険が予測される箇所については、テレビカメラ調査等で下水道管きよの状態を確認し、必要に応じて修繕を実施しました。

計画的な下水道管きよの老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、順次、下水道管きよの状態を目視またはテレビカメラ調査で確認してきました。

また、下水道管きよとあわせて、ポンプ施設やマンホール蓋の点検・調査を行ってきました。

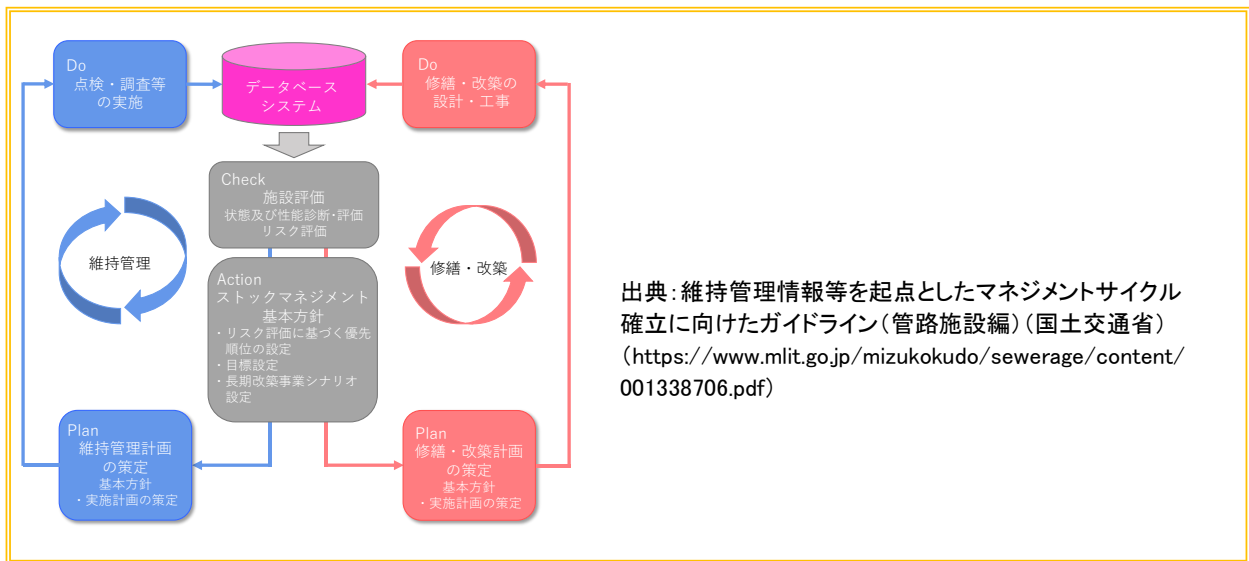
◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

・ ストックマネジメント計画に基づく調査結果

下水道管きよ： 約408kmのうち、約56kmの点検を実施

ポンプ施設： 4施設について、毎年度機械・電気設備等点検を実施

マンホール蓋： 18,087箇所のうち、4,351箇所の点検を実施



維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル

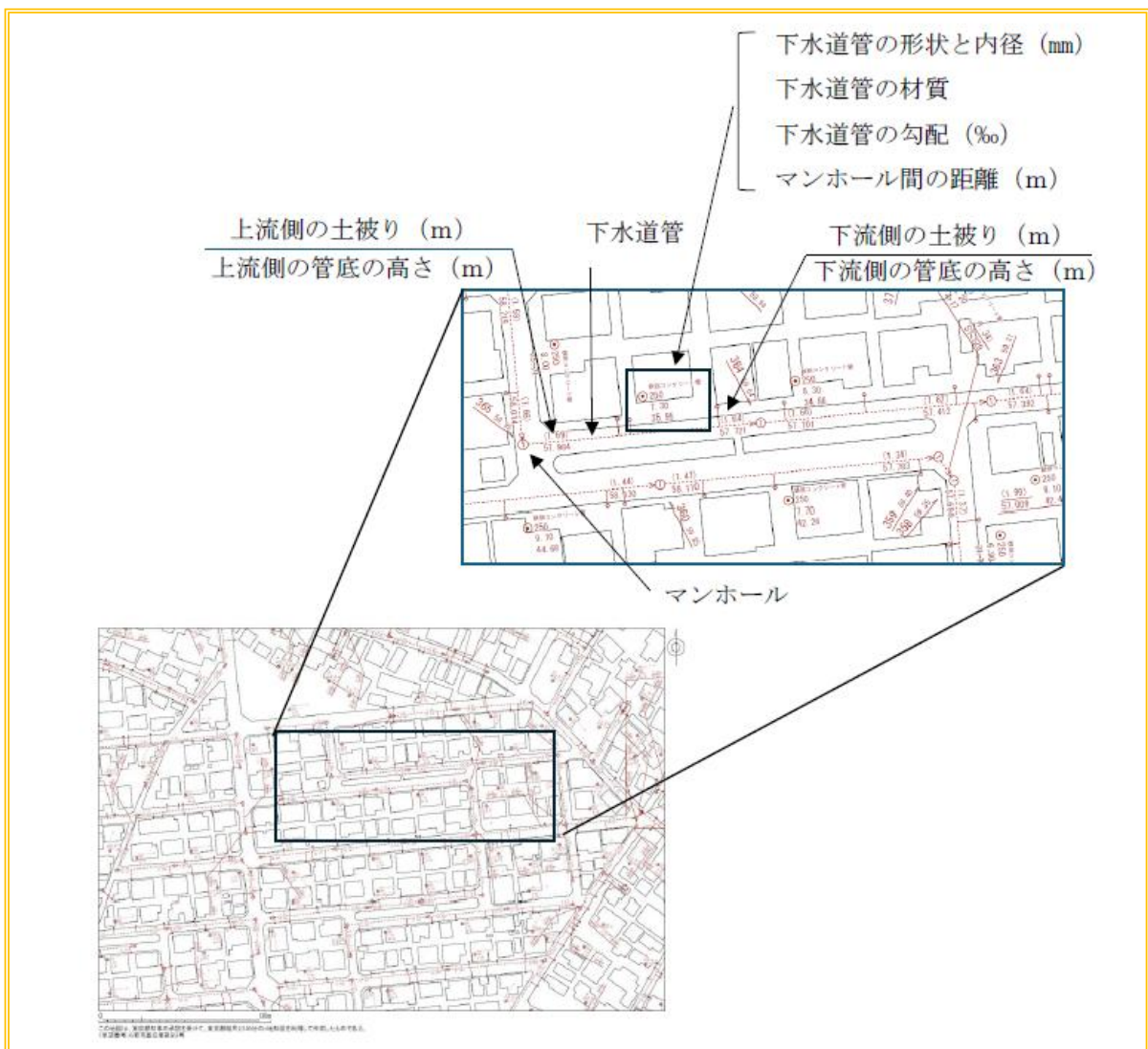
●下水道管きょ台帳を活用した施設情報の管理

ストックマネジメントの調査で実施した点検結果や改築・更新の履歴を「公共下水道台帳システム」へ新たに登録し、下水道管きょの情報を一元管理することで施設の適正な管理に役立ててきました。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

公共下水道台帳システムへの追加データ入力

- ・下水道管きょ延長 : 約 4 km
- ・管路診断データ : 約 56 km
- ・人孔蓋診断データ : 4,351 箇所



公共下水道台帳システム表示例

●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

雨天時浸入水対策として、東京都が実施した浸入水量調査の結果により、浸入水量が多いと判断された地区について、流量計等により流入する箇所を絞り込みを行い、現地調査・テレビカメラ調査・送煙調査*により、判明した原因箇所の対策を行ってきました。

◆ 主な取組結果 (令和2年度～令和6年度) ◆

浸入水率の高い地区約178haのうち、令和2年度から令和6年度に約103haを調査し、対策を実施

年 度	実 施 項 目
令和2年度	・約9haに対して、音響調査による誤接続調査*を20箇所実施
令和3年度	・約24haに対して、絞り込み調査のための浸入水量調査を4箇所実施 ・簡易テレビカメラ調査 約3.6kmを実施
令和4年度	・直接浸入水対策として、マンホール有孔蓋16箇所を交換
令和4年度 ～ 令和6年度	・約70haに対して、絞り込み調査のための浸入水量調査を17箇所実施 ・送煙調査を約4.5km実施

雨天時浸入水対策 調査結果

3.1.2 取組を踏まえた新たな課題

ストックマネジメント計画では、すべての下水道管きょの調査を完了するまでに30年程度の期間を要します。下水道管きょの破損などが原因で発生する道路陥没のような事故や機能不全を未然に防止するためには、長期間にわたって、計画的に取り組んでいくことが不可欠です。

一方で、下水道施設の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に、下水道施設の点検・調査や老朽化対策の重要性・緊急性が全国的に注目されています。

ストックマネジメント計画に基づく取組は長期間に及ぶことから、その間に発生する恐れがある事故を未然に防止するためにも、ストックマネジメント計画に基づく調査を補完するための点検・調査の方法や調査サイクルの短縮について、国において推進しているデジタル技術の活用なども含めて検討する必要があります。

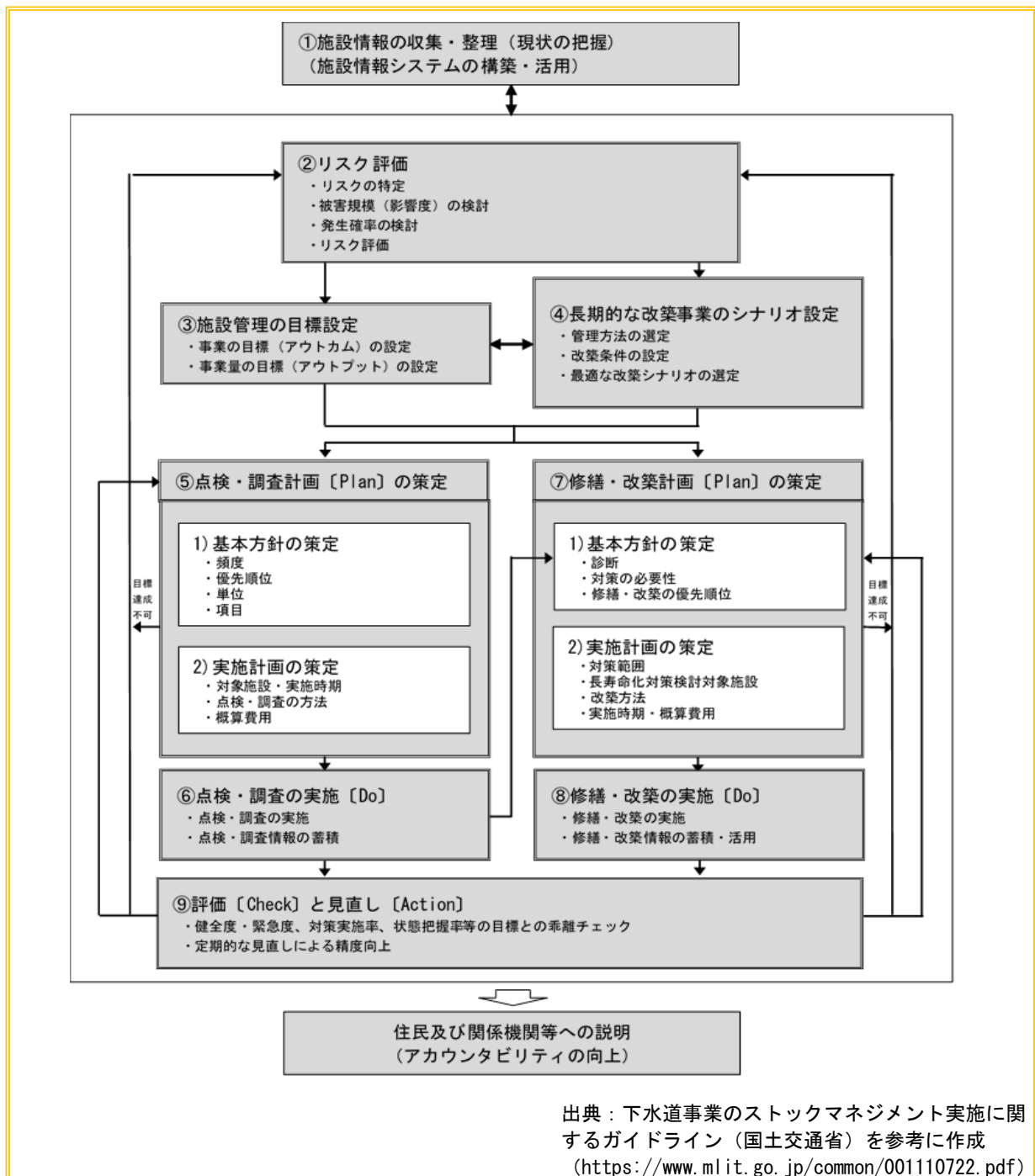
3.2 主要施策 《改築・更新》

3.2.1 取組内容

● 計画的な改築・更新の実施

ストックマネジメント計画に基づき、令和元年度から令和4年度までに点検・調査した下水道管きょ約56キロメートルについて、令和5年度は、健全度や緊急度を判定する診断を行い、対策の必要性を整理した「下水道ストックマネジメント修繕・改築計画」を策定し、令和6年度は、改築すべき箇所について実施設計を行いました。

なお、令和7年度からは、改築工事及び修繕工事を実施しています。



ストックマネジメントの実施フロー

◆ 主な取組結果 ◆

ストックマネジメントの下水道管きよ診断結果（令和元年度から令和4年度の調査分）

- ・改築工事が必要 延長約 2 km（うち短期計画期間内延長 0.95km）
- ・修繕工事で対応 延長約 23 km（うち短期計画期間内延長 12.0km）

（単位：km）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
調査延長	14.1	14.1	14.0	14.0	14.4	13.2	83.8
うち改築工事が 必要な延長	0.05	0.95	0.47	0.48	—	—	1.95
うち修繕工事が 必要な延長	3.3	7.3	5.6	6.4	—	—	22.6

下水道管きよ診断結果

3.2.2 取組を踏まえた新たな課題

今後もストックマネジメント計画に基づき改築・更新を進めていきますが、市内すべての下水道管きよを点検・調査し、必要に応じて改築・更新するには30年程度の期間が必要です。また、今後、継続的に改築・更新に取り組む必要があるため、実施体制の確保が課題です。

3.3 主要な施策 《下水道水洗化率 100%（汚水）》

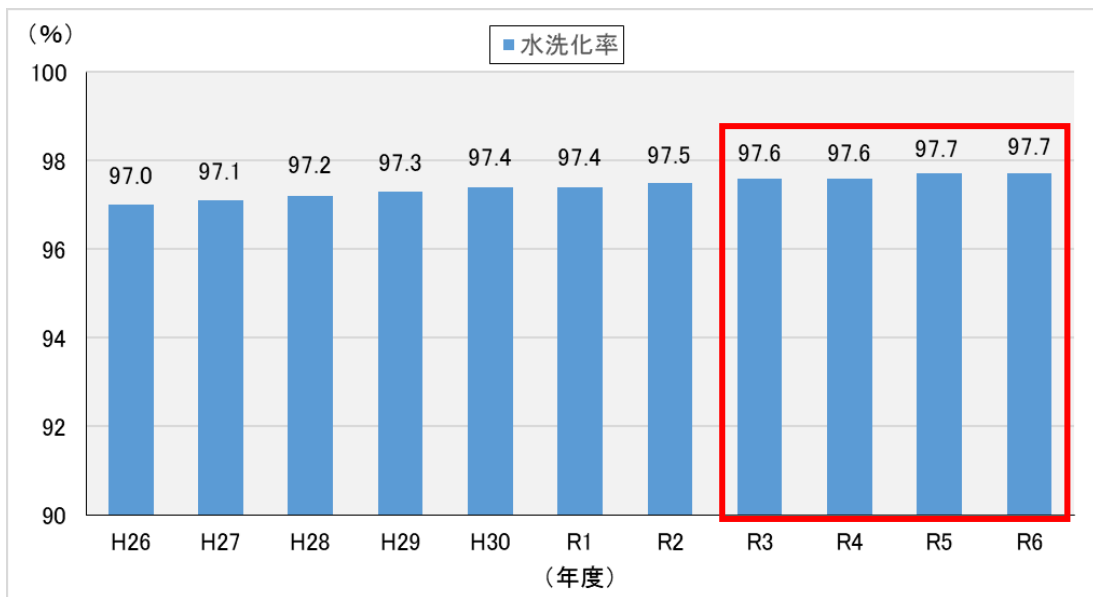
3.3.1 取組内容

● 公共下水道による水洗化促進

下水道整備の必要性について理解を求め、公共下水道による水洗化を促すため、市報やホームページなどで周知を図り、水洗化率の向上に努めてきました。

◆ 主な取組結果 ◆

令和6年度末時点では、公共下水道使用人口割合は約97.7%で、くみ取り及び浄化槽[※]使用人口割合は2.3%となっています。



西東京市の水洗化率の推移

3.3.2 取組を踏まえた新たな課題

これまで、市報やホームページにより水洗化の促進に向けた普及活動を実施していますが、令和3年度からの4年間で水洗化率は0.1ポイントの増加に留まっているため、引き続き、目標達成に向けて取り組む必要があります。

3.4 主要な施策 <<浸水対策>>

3.4.1 取組内容

●白子川流域の雨水流出先の整備

東京都総合治水対策協議会において策定された「白子川流域豪雨対策計画（改定）」（令和元年11月）に示されている白子川流域の雨水流出先となる白子川一号幹線について、事業主体となる東京都と整備に向けた協議を進めてきました。

●流出抑制施設の整備

局地的な豪雨に伴う道路冠水などによる市内の浸水地域の軽減を図るため、浸水箇所の状況に応じて、道路下に雨水貯留浸透施設を令和3年度から令和6年度で5箇所に設置を進めてきました。

また、雨水流出抑制の一環として、宅地開発に対する雨水流出抑制の指導や個人住宅への雨水浸透施設設置工事に対する助成事業を実施しており、令和3年度から令和6年度までの期間で22件の助成実績があります。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

雨水貯留浸透施設	令和2年度	令和6年度	令和3～6年度増加数
浸透トレンチ（m）	102,794	108,050	+5,256
浸透ます（箇所）	14,363	16,466	+2,103
浸透井（箇所）	2,376	2,596	+220

※各年度の数値は、年度末の実績

雨水貯留浸透施設の推移

●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

浸水ハザードマップを毎年度更新・公表しています。

令和3年度には、白子川の水位をリアルタイムで確認できるように、また、石神井川についても、東京都が設置した河川監視カメラの映像が確認できるようにホームページで公開しました。

また、集中豪雨や台風が発生した際は、市職員が市内を巡回し、溢水地域の状況把握に努めてきましたが、令和5年度には、西東京市公式ライン（LINE）を活用し、市民からも浸水状況や道路・公園等の不具合を情報提供（通報）できるようになりました。



西東京市公式ライン QRコード

3.4.2 取組を踏まえた新たな課題

台風や集中豪雨時に市内の低地部で溢水が発生し、市民への影響が生じています。本市の雨水排水計画は、市内を石神井川流域と白子川流域に分け、それぞれの河川に雨水を放流するための雨水幹線を整備する計画となっており、市内の浸水を解消するためには、雨水幹線の整備が不可欠です。

白子川流域については、流域の雨水流出先となる東京都が施行する「白子川一号幹線」の整備の早期着手を引き続き東京都に対し要望するとともに、白子川一号幹線に接続する市が施行する「白子川上流六号雨水幹線」の整備を早期に進めていく必要があります。

石神井川流域についても、台風や集中豪雨時の河川排水が十分に機能するための河川改修や石神井川上流地下調節池事業が進められていますが、引き続き、東京都に対し早期完成を要望していく必要があります。

また、近年の気候変動の影響により、集中豪雨や大型台風が頻発し、内水氾濫による危険性が増大したことから、国の法改正により「雨水出水浸水想定区域」の指定が義務付けられました。このことを受けて、浸水地域のシミュレーションを踏まえ、内水ハザードマップ^{*}を作成し、市民などに災害時用の避難行動等に資する情報提供を行うことや、浸水対策を計画的に実施していくための「雨水管理総合計画」の策定が求められています。



白子川一号幹線及び白子川上流六号雨水幹線位置図

3.5 主要な施策 <<地震対策>>

3.5.1 取組内容

●下水道管きよの改築・更新とあわせた効率的な耐震化

地域の防災拠点や避難所などに通じている下水道管きよの重要な幹線などについては、西東京市下水道総合地震対策計画に基づき、平成30年度までに「陶管の布設替」、「下水道管きよと人孔の接続部の可とう化^{*}」及び「人孔浮上防止対策」などの地震対策を完了しました。また、下水道管きよなどを新設する際には、布設時に耐震化工事も実施しており、その他の下水道管きよに対しては、老朽化対策として実施する管きよ等の改築・更新にあわせ耐震化を実施することで、効率的に耐震化を進めています。

●実効性の高い業務継続計画（BCP）の対応力強化

過去の大規模地震では、下水道施設の被害状況の調査、施設の復旧に不可欠な人員、モノ（設備や資機材など）、ライフラインなどに相当の制約が生じています。本市では、被災時においても下水道事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で事業を再開するため、下水道BCPを策定しています。

また、災害時における広域的な支援体制の強化（東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール）などに応じて、下水道BCPも随時、修正を行っています。

◆ 主な結果（令和3年度～令和6年度） ◆

令和4年8月 下水道BCPの修正の実施（東京都の下水道事業における災害時支援に関するルールの反映 等）

●BCP訓練の実施

災害時における下水道BCPの実効性を高めるため、職員参集訓練、安否確認訓練、水防訓練のほか「東京都の下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく広域的な情報伝達訓練を実施しています。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

下水道BCPに基づく訓練の実施

- ・参集訓練、安否確認訓練
- ・水防訓練
- ・東京都の下水道事業における災害時支援に関するルールに基づく災害時支援に関する情報伝達訓練

3.5.2 取組を踏まえた新たな課題

現在実施している下水道BCPに基づく訓練は、主に情報伝達訓練が中心となっていることから、多摩東部直下地震等の大地震によるライフラインの被害を想定した、より実効性の高い訓練を検討する必要があります。

また、震災による被害以外にも下水道施設の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に、下水道施設の老朽化対策の重要性や緊急性が全国的に注目されています。

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」から、「事故直後の確実な財源や人的リソースの確保が、復旧の初動を左右する可能性もあることを強く認識し、平時から事故等を見据えた財政余力や対応体制を確保するよう努める必要がある」として、「最悪の事故を想定した業務継続計画（BCP）などで、あらかじめ緊急時の指揮命令系統や危機管理体制の構築」が提言されています。このような状況を踏まえ、現行の下水道BCPについて震災以外の項目についても検証し、必要な見直しを検討する必要があります。

3.6 主要な施策 <<水循環の保全>>

3.6.1 取組内容

●排水の水質監視

特定施設^{*}等の事業場について、排水監視及び水質検査を行い、水環境の保全に努めています。また、石神井川の水質は調査の結果、基準値内を保っています。

●雨水浸透施設の整備促進

浸水対策のみならず地下水・湧水の^{*}かん養に寄与する側面を持ち合わせている雨水浸透貯留施設の設置や宅地開発に対する雨水流出抑制の指導のほか、個人住宅への雨水浸透施設設置費用の助成を実施してきました。雨水浸透施設設置費用の助成事業については、令和3年度から令和6年度までの期間で22件の助成実績があります。(P24 主要な施策 浸水対策、流出抑制施設の整備 再掲)



出典：貯留浸透施設のタイプ（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）
(<https://arsit.or.jp/technical>)

3.6.2 取組を踏まえた新たな課題

流域下水道の管理者である東京都と連携し、公衆衛生の確保に努めていますが、今後も水環境の保全に向けて、これまでの取組を継続させていく必要があります。

浸透施設のイメージ

コラム3 「川でつながる発表会」

新河岸川流域川づくり連絡会は、「いい川づくりの実現」に向け、国、都、市町村、市民等が一体となって、流域について考え、取り組んでいます。

令和6年度は、西東京市で発表会が開催されました。

第20回川でつながる発表会

■主催 新河岸川流域川づくり連絡会

12月15日（日）に「第20回川でつながる発表会」を開催しました。午前は練馬区・西東京市内の歴史や水循環に関する現地見学として大泉井頭公園、谷戸せせらぎ公園、暗渠を見学しました。午後からは新河岸川流域内で活動している中学生から大学生が、水質や生き物、環境等を対象にした様々な学習・活動等の活動成果を発表し、世代を超えた交流を行いました。

開催概要	
開催日時	令和6年12月15日(日) 9:30~15:45
開催場所	西東京市立明保中学校 体育館
参加人数	延べ53名

プログラム	
9:30	開会挨拶
9:40	①見学会 大泉井頭公園、谷戸せせらぎ公園、暗渠を見学しました。
13:00	②発表会 新河岸川流域で活動する中学生から大学生が地域の活動成果を発表しました。
15:00	③交流会 パネル展示等を通じ、参加者同士の世代を超えた交流を行いました。
15:30	閉会式・表彰式・記念撮影

①見学会

現地見学会では、市民活動について理解を深めるとともに、歴史や水循環について学びました。

■大泉井頭公園

白子川支流・水辺の会の皆様のご説明のもと、大泉井頭公園を見学しました。

■谷戸せせらぎ公園

公園には、かつて地下水が豊かであったことを示す月井があります。

■暗渠

新川の歴史を学びました。

出典：新河岸川流域川づくり連絡会（荒川下流河川事務所）
(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000906670.pdf)

3.7 主要な施策 <経営の健全化>

3.7.1 取組内容

●改築・更新費用の平準化

西東京市下水道事業経営戦略で示されている投資・財政計画（収支計画）及びストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化を図ってきました。

●職員数の適正化

下水道事業を迅速に推進していくために適正な職員数の確保に努めてきました。

令和6年度の下水道事業会計の職員数

収益勘定支弁職員※ 8名 資本勘定支弁職員※ 3名 計 11名

●経営指標を用いた事業運営

西東京市下水道事業経営戦略で示されている投資・財政計画（収支計画）等に基づき、健全で安定的な事業経営に努めてきました。

その結果、令和2年度からは、財源不足の補填に係る一般会計※からの繰入れをせずに事業を運営しています。なお、経費回収率※は100%以上を保ち、回収すべき経費はすべて下水道使用料で賄っている状況となっています。

<資本費と維持管理費>

公営企業会計※においては、資本費は「作るための費用」、維持管理費は「使い続けるための費用」と棲み分けされます。

○資本費



資本費とは、下水道管きょ等に対し「建設・取得・改良」するために使うお金のことです。つまり、長期的な投資にあたります。

公営企業会計では、資本費は将来にわたって価値を生み出す支出なので、下水道管きょ等の工事実施後に発生する、「減価償却費」「支払利息」等が対象となります。

○維持管理費



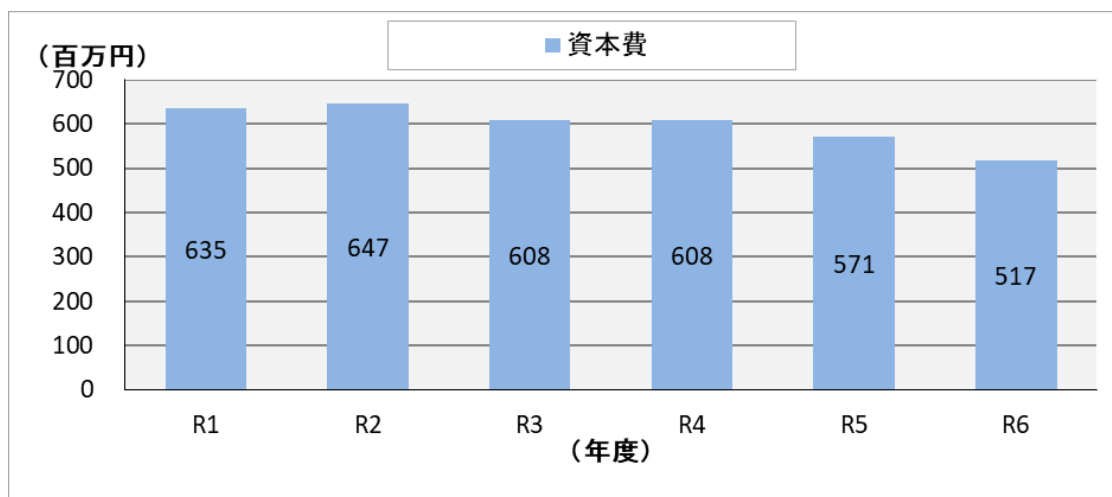
維持管理費とは、すでにある施設や設備を安全・快適に使い続けるための費用です。つまり、日常的な運営やメンテナンスのための費用です。

公営企業会計では、維持管理費は「その年に消費される費用」なので、経費として処理されます。主に「修繕費や点検費」、「光熱水費」、「人件費（管理や運用に関わるもの）」等が対象となります。

3.7.1.1 資本費の推移

資本費とは、減価償却費^{*}や支払利息など、下水道施設の整備や改良にかかる費用のことで、令和6年度の資本費は、約5億2,000万円となっています。

借り入れた企業債^{*}の償還が進んでいることもあり、資本費は年々減少しています。



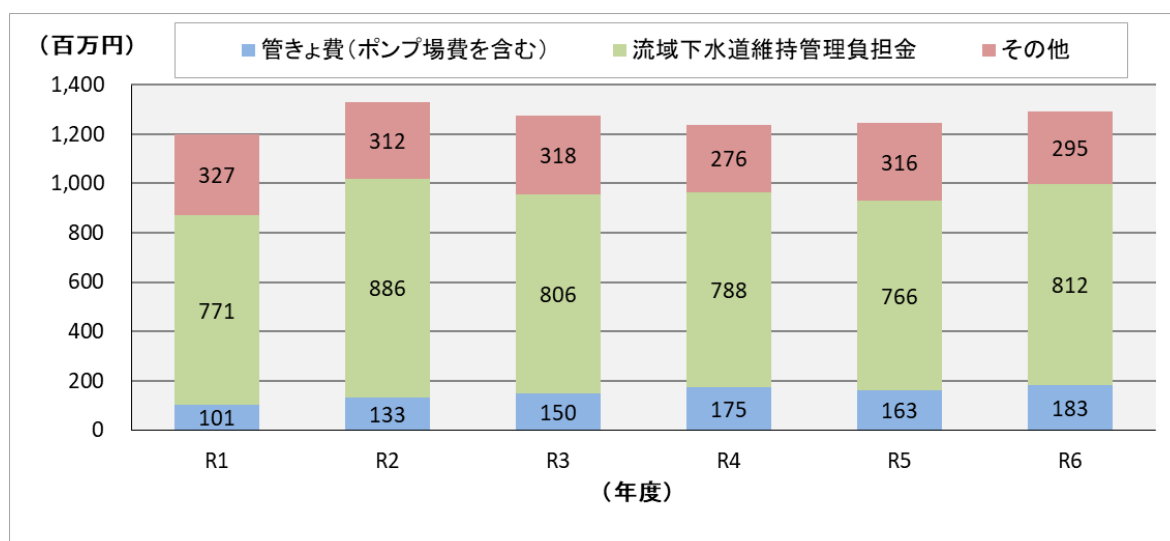
資本費の推移

3.7.1.2 維持管理費の推移

維持管理費とは、下水道管きよの修繕費や流域下水道維持管理負担金^{*}など、下水道施設を適切かつ安定的に維持・管理するために継続にかかる費用のことで、令和6年度の維持管理費は、約13億円となっています。そのうち、6割程度を流域下水道維持管理負担金が占めており、令和6年度は約8億1,000万円となっています。

維持管理費については、ストックマネジメント計画に基づく下水道管きよの修繕とあわせて、ポンプ施設やマンホール蓋の点検・調査や雨天時浸入水対策実施のため、今後増加していくことが見込まれます。

また、昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響のほか、令和8年度に東京都が流域下水道維持管理負担金の単価の改定を想定しており、負担金単価の増加が見込まれることから厳しい状況になることが見込まれます。



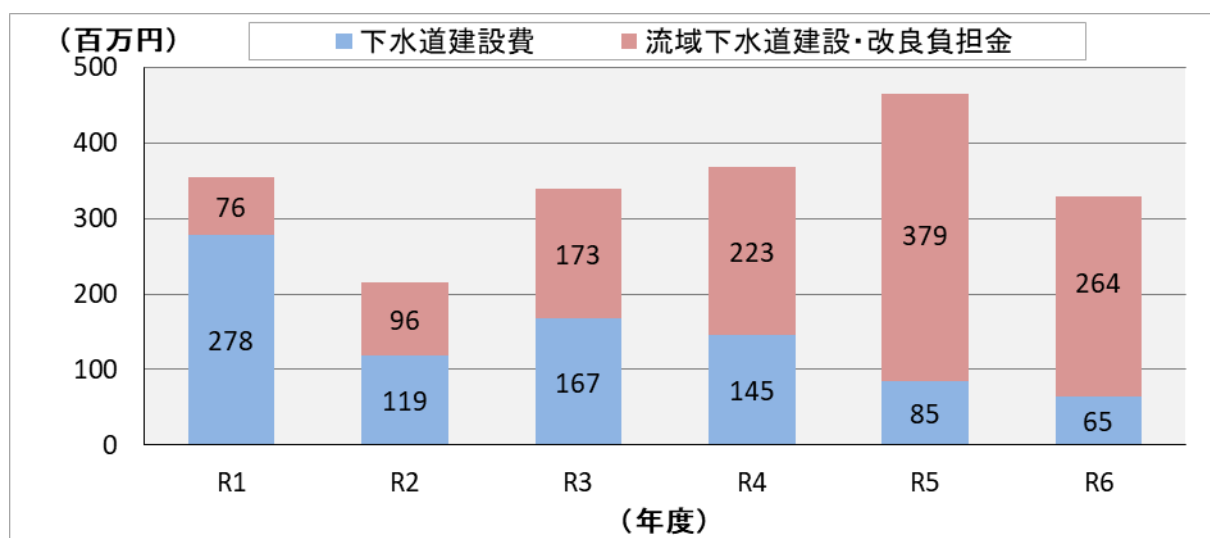
維持管理費の推移

3.7.1.3 建設事業費の推移

建設事業費とは、下水道管きよの布設替工事や流域下水道建設・改良負担金^{*}など、下水道管きよの施設を改築・更新するためにかかる費用で、令和6年度の建設事業費は、約3億3,000万円となっています。

建設事業費は、道路工事の進捗状況によって、年度間に違いが生じていますが、今後は、ストックマネジメント事業により、老朽化した下水道管きよの改築・更新等に取り組んでいくことから、増加していくことが見込まれます。

また、流域下水道建設・改良負担金については、東京都に対して、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を負担していますが、改築や修繕の状況により変動が大きく、ここ10か年では約8,000万円から約3億8,000万円の範囲で推移しています。



建設事業費の推移

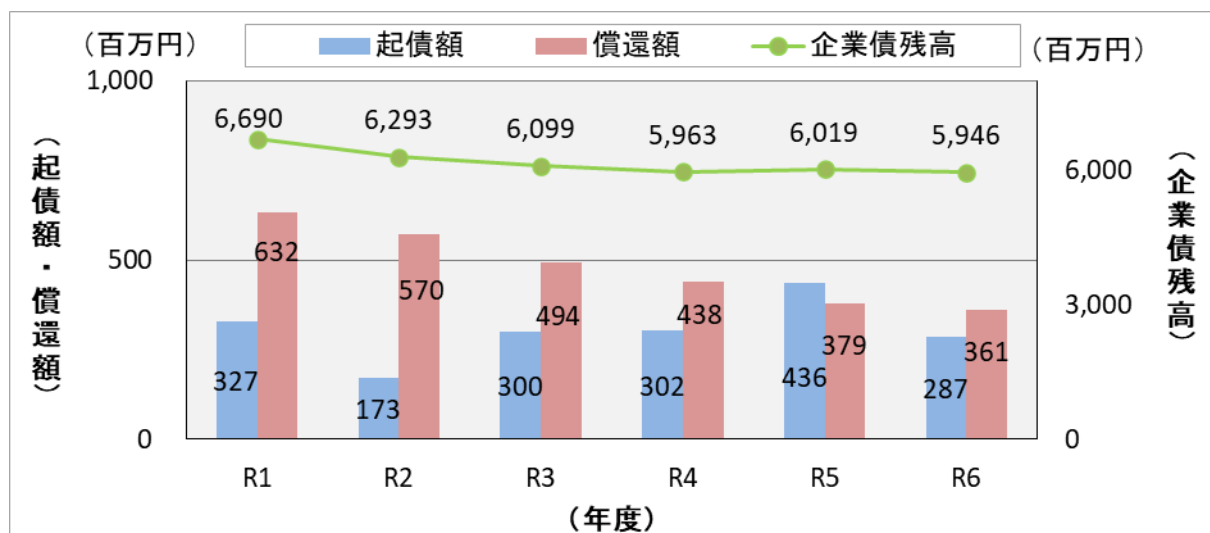
3.7.1.4 企業債残高の推移

本市では、下水道の整備に係る財源として、企業債を活用していますが、汚水管等の整備を進めていた時期と比較すると借入額（起債*額）は減少しており、令和6年度は、約2億9,000万円の借入れとなっています。

企業債の償還額については、汚水管等の整備を進めていた時期に起債した企業債の償還が進んでいることから減少しており、令和6年度は約3億6,000万円となっています

その結果、令和6年度末の企業債残高は、約59億5,000万円となっており、合併時点（平成12年度決算）の残高（約289億3,000万円）と比較して約2割程度まで減少しています。

今後は、ストックマネジメント事業により老朽化した下水道管きよの改築・更新等に伴い、増加していくことが見込まれます。



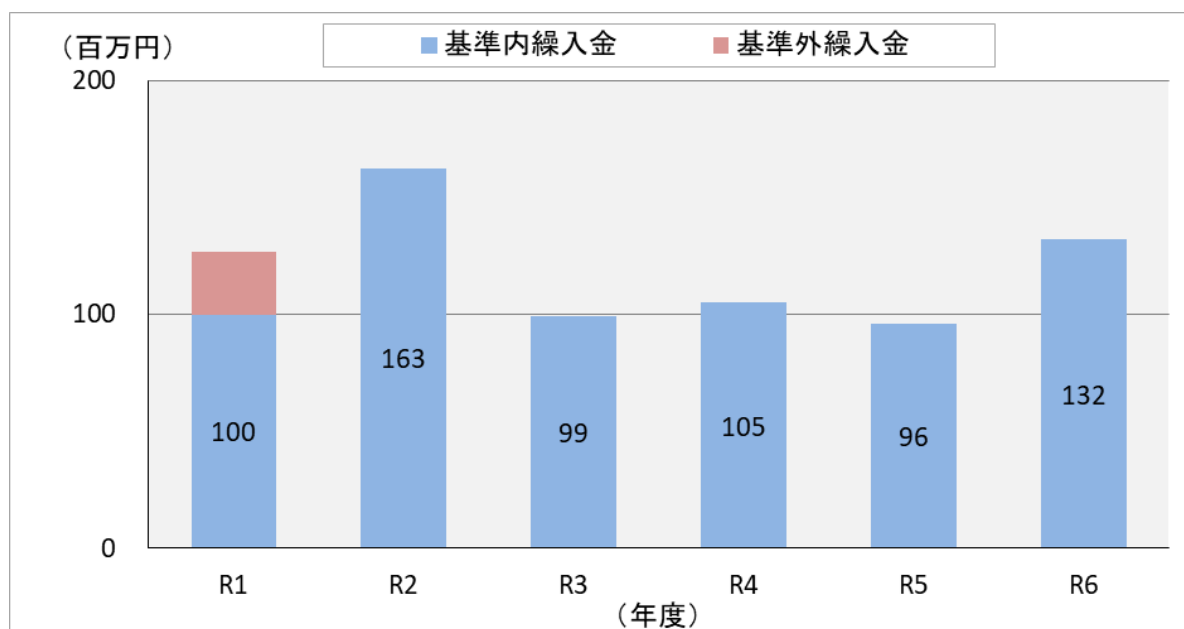
企業債の推移（起債額・償還額・企業債残高）

3.7.1.5 一般会計繰入金の推移

国は下水道事業において、一般会計が負担する経費の基準（繰出基準[※]）を定めており、それに基づき様々な経費に対して、一般会計からの繰入金（一般会計繰入金[※]）を財源として活用しています。

また、一般会計繰入金は、繰出基準により認められた基準内繰入金[※]とそれ以外の基準外繰入金[※]とに区分されており、独立採算性が求められる下水道事業会計においては、使用料収入が不足した場合の補填としての一般会計繰入金については、基準外繰入金と位置付けられていますが、令和2年度から基準外繰入はありません。

近年は、大型台風や集中豪雨の発生による降雨（不明水）の状況により、年度間に違いが生じていますが、令和6年度は、約1億3,200万円となっています。

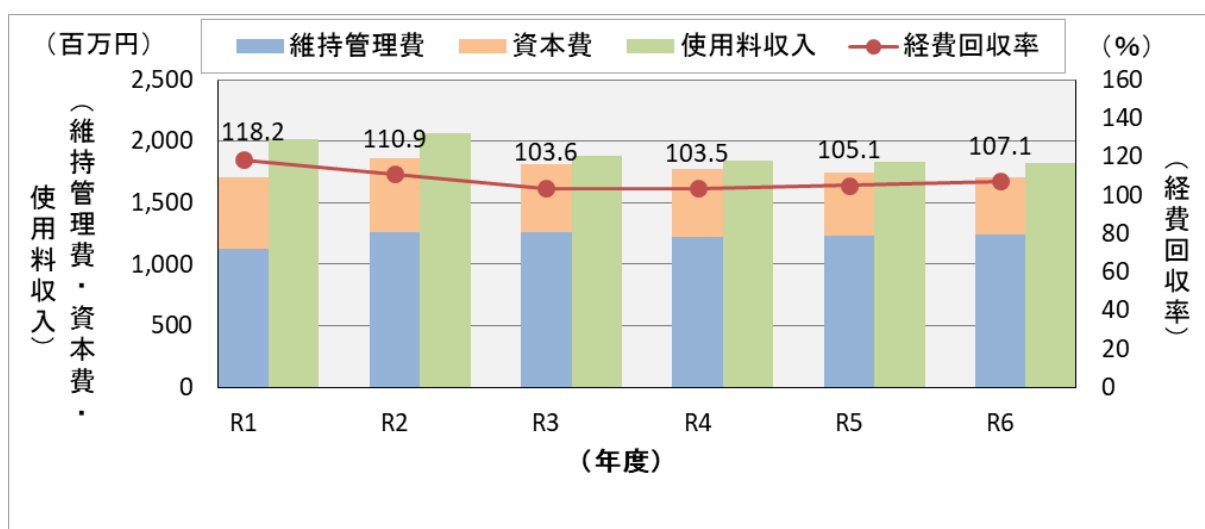


一般会計繰入金の推移

3.7.1.6 経費回収率の推移

維持管理費と資本費で構成されている汚水処理費は、原則として下水道使用料で賄うことになっています。汚水処理費に対する下水道使用料の割合を示す経費回収率は、平成30年度以降、100%を上回っており、汚水処理費を下水道使用料で賄うことが可能となっています。令和6年度の経費回収率は107.1%です。

しかしながら、今後、使用料収入や汚水処理経費の動向により、減少傾向が見込まれます。



汚水処理費と使用料収入の推移

3.7.1.7 経営指標の比較分析

下水道の整備・普及に伴い、下水道施設のストックは膨大な量に達しています。快適な水環境を創出し浸水のない安全・安心なまちを実現するため、これら施設を適正に管理し、その機能を十分に発揮させていかなければなりません。同時に適正な管理の前提として健全な経営、事業の透明性・公平性・効率性を持って運営していくことが重要となっています。

ここでは、経営指標を用いて、本市下水道事業の経営状況を定量的に把握するとともに、近年の動向や東京多摩地区の類似団体^{*}との比較などを行うことにより、評価を行います。

<評価に用いる経営指標>

● 経常収支比率

単年度の収支が黒字かどうかを示す指標。

(100%を超えていれば黒字です。)

● 流動比率

短期的な支払能力を把握する比率。

(値が高いほど支払能力があります。)

● 有収率

使用料徴収の対象となる有収水量^{*}の、汚水処理水量に対する比率。下水道使用料の対象とならない雨水や地下水が下水道管へ浸入すると、汚水処理量が増えます。大雨が多い年度は、有収率が低下する傾向があります。

(値が高いほど下水道使用料の対象とならない不明水が少なく、効率的です。)

● 使用料単価

有収水量1立方メートル当たりの使用料収入。

(値が高いほど料金水準が高くなります。)

● 汚水処理原価

有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用。

(値が低いほど効率的です。)

● 経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率。

(値が高いほど健全経営といえます。)

■ 類似団体について * 令和5年度時点

総務省の決算統計を参考に、下水道事業を人口規模と人口密度で区分しました。

西東京市は以下に該当し、東京多摩26市では6市が該当します。

A: 処理区域^{*}内人口10万人以上





a: 処理区域内人口密度100人/ha以上

<東京多摩地区の該当自治体>

武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市

(1)本市下水道事業の経営指標の推移

近年の本市の経営指標の推移は下表のとおりです。

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	望ましい動向
経常収支比率	%	109.4	107.4	103.2	103.0	104.3	105.4	
流動比率	%	70.3	105.7	133.8	171.7	216.2	261.0	
有収率	%	90.2	81.8	86.8	87.0	88.7	83.4	
使用料単価	円/m ³	102.2	100.0	94.6	94.4	95.1	94.9	経費回収率等により評価
汚水処理原価	円/m ³	86.5	90.2	91.3	91.2	90.5	88.6	
経費回収率	%	118.2	110.9	103.6	103.5	105.1	107.1	100%を上回っているのが適正

経営指標の検証(西東京市下水道事業の近年の推移)

(2)類似団体との比較

令和5年度決算における経営指標について、類似団体との比較の結果は以下のとおりです。

項目	単位	類似団体(東京多摩6市)			西東京市	高位	低位
		最小	平均	最大			
経常収支比率	%	90.8	101.8	107.9	104.3	▲	
流動比率	%	59.7	196.6	270.6	216.2		▲
有収率	%	80.0	93.3	100.0	88.7		▲
使用料単価	円/m ³	74.9	85.4	100.4	95.1	▲	
汚水処理原価	円/m ³	66.5	83.1	92.3	90.5		▲
経費回収率	%	89.0	103.4	119.3	105.1	▲	

経営指標の検証(多摩地区の類似団体6市との比較)

3.7.2 取組を踏まえた新たな課題

収入面では、下水道使用料収入は、節水意識の向上や生活環境の変化を受け年々減少傾向にあります。支出面では、下水道施設の老朽化に伴う、改築や更新の費用が増加する見込みです。

現在は、経費回収率は100%を超えており、類似団体平均と比較しても一定の水準を維持していますが、東京都の流域下水道維持管理負担金単価改定の動向や昨今の物価高騰や人件費の上昇などによるコスト上昇の影響も考慮すると、厳しい経営が見込まれることから業務執行体制も含めた持続可能な下水道事業サービスの提供が今後も求められます。

3.8 主要な施策 《姿の見える下水道》

3.8.1 取組内容

●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

本市では、市報やホームページを通して、予算書、決算書のほか、下水道事業の概況や経営状況を「下水道事業の業務状況」として半期毎に公表しています。財政状況以外でも下水道に関する情報を提供し、市民の理解の向上を図ってきました。



市刊行物

3.8.2 取組を踏まえた新たな課題

集中豪雨や大型台風等による浸水被害以外にも、下水道の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に下水道施設の老朽化対策の重要性や緊急性が注目されています。

今後も様々な情報をわかりやすく提供し、下水道に対する理解の向上に努めていく必要があります。

コラム
4

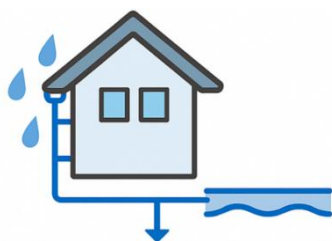
下水道費用のしくみ

汚水は、下水道の使用者が排出するものであり、処理により生活環境の改善といった受益につながることから下水道料金（私費）で汚水処理に係る経費を負担します。

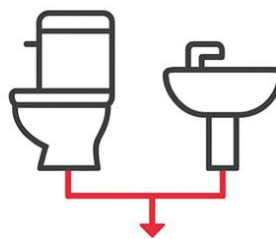
ただし、汚水処理に係る経費であっても、下水道の都市施設としての公共的役割などを踏まえ、処理水をよりきれいにするための高度処理など社会全体に寄与する費用の一部は、税金（公費）で負担します。

雨水は、自然現象であり、排除により社会全体の受益につながることから税金（公費）で雨水排除に係る費用を負担します。

下水道事業においては、このような費用負担の考え方がとられており、「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。



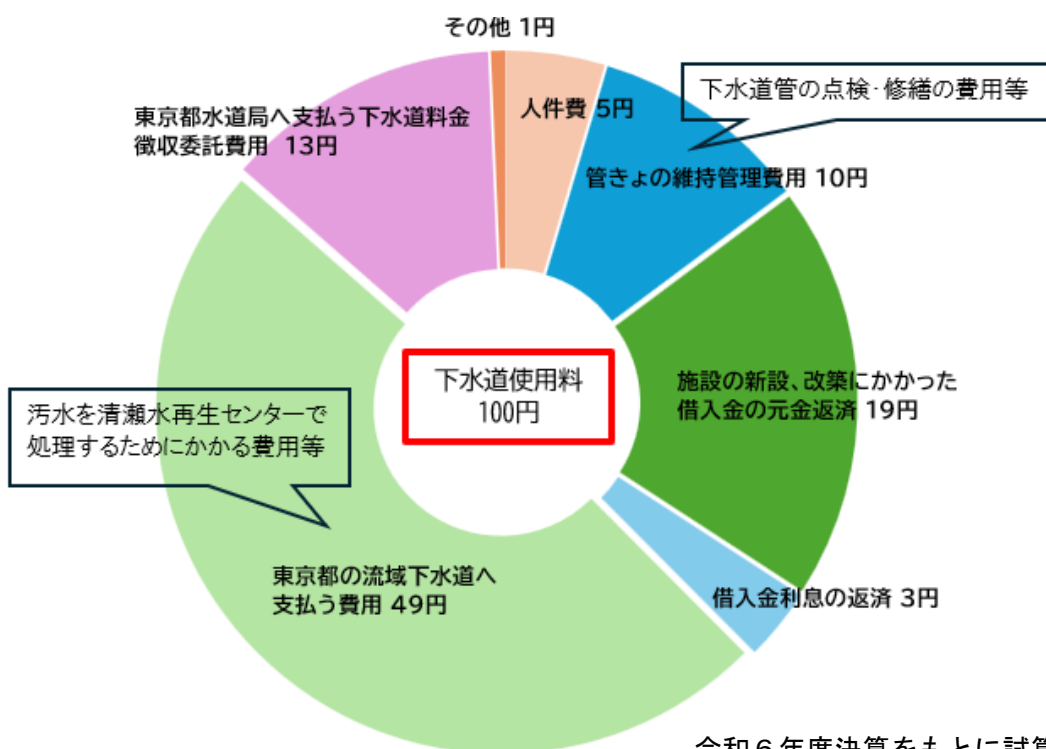
雨水（公費）



汚水（私費）

下水道使用料の使い道

～下水道使用料を 100 円に置き換えてみると～



令和6年度決算をもとに試算

基本理念及び基本方針の設定

4.1 基本理念・基本方針

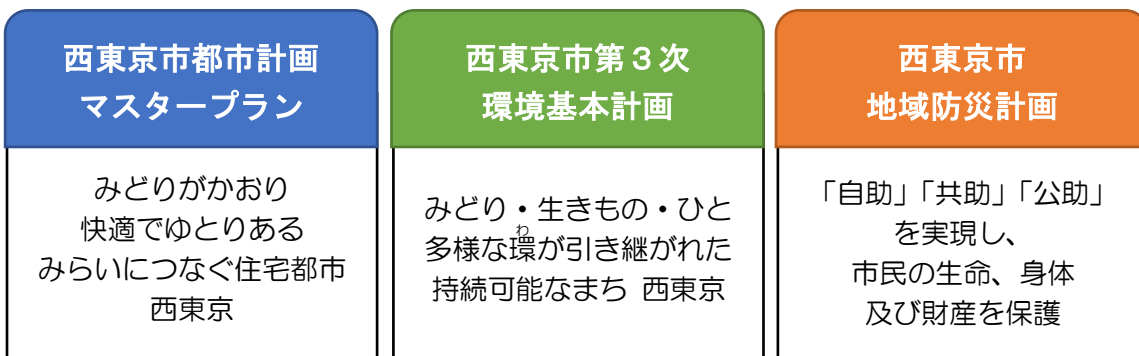
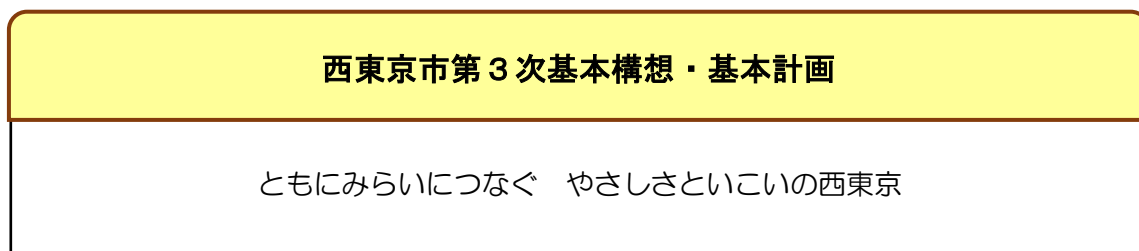
本市の下水道は、市民の快適な暮らしを守るために汚水処理の普及などの施設整備を中心に事業を進めてきましたが、これまでに整備した下水道施設の老朽化に対応した施設の継続的機能管理など、将来にわたり施設の機能を維持・向上させていくことが不可欠であるとともに、近年多発する大雨などによる浸水被害に対応した雨水整備の拡充や能登半島地震を踏まえた耐震化対策も必要となっています。

このため、引き続き施設整備を進めるとともに、施設の適正な管理と、それを担保するための経営基盤強化が重要となっています。

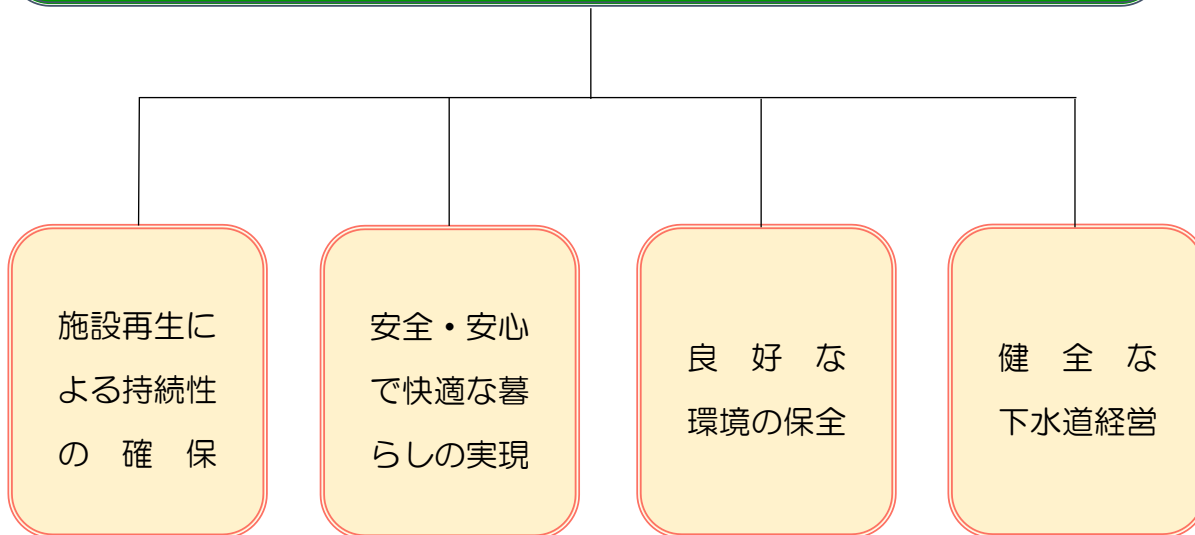
一方、西東京市第3次基本構想・基本計画では、わたしたちの望み（基本理念）を『ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京』とし、西東京市第3次環境基本計画では、『みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた持続可能なまち 西東京』を環境の将来像としています。さらに、西東京市都市計画マスタープランでは、まちの将来都市像を『みどりがかおり 快適でゆとりある みらいにつなぐ住宅都市 西東京』とし、また、西東京市地域防災計画では、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、その実現を目指しています。

これらを踏まえ、下水道に求められる、「安全・安心」、「暮らし」、「環境」といった役割を担いながら、「健全経営」により事業の継続性を図るため、これまでの本市の下水道事業の基本理念を踏まえ、現行の下水道プランの基本理念を踏襲します。

また、基本方針についても、「施設再生による持続性の確保」、「安全・安心で快適な暮らしの実現」、「良好な環境の保全」、「健全な下水道経営」の4つの柱を踏襲していきます。



下水道プランの基本理念

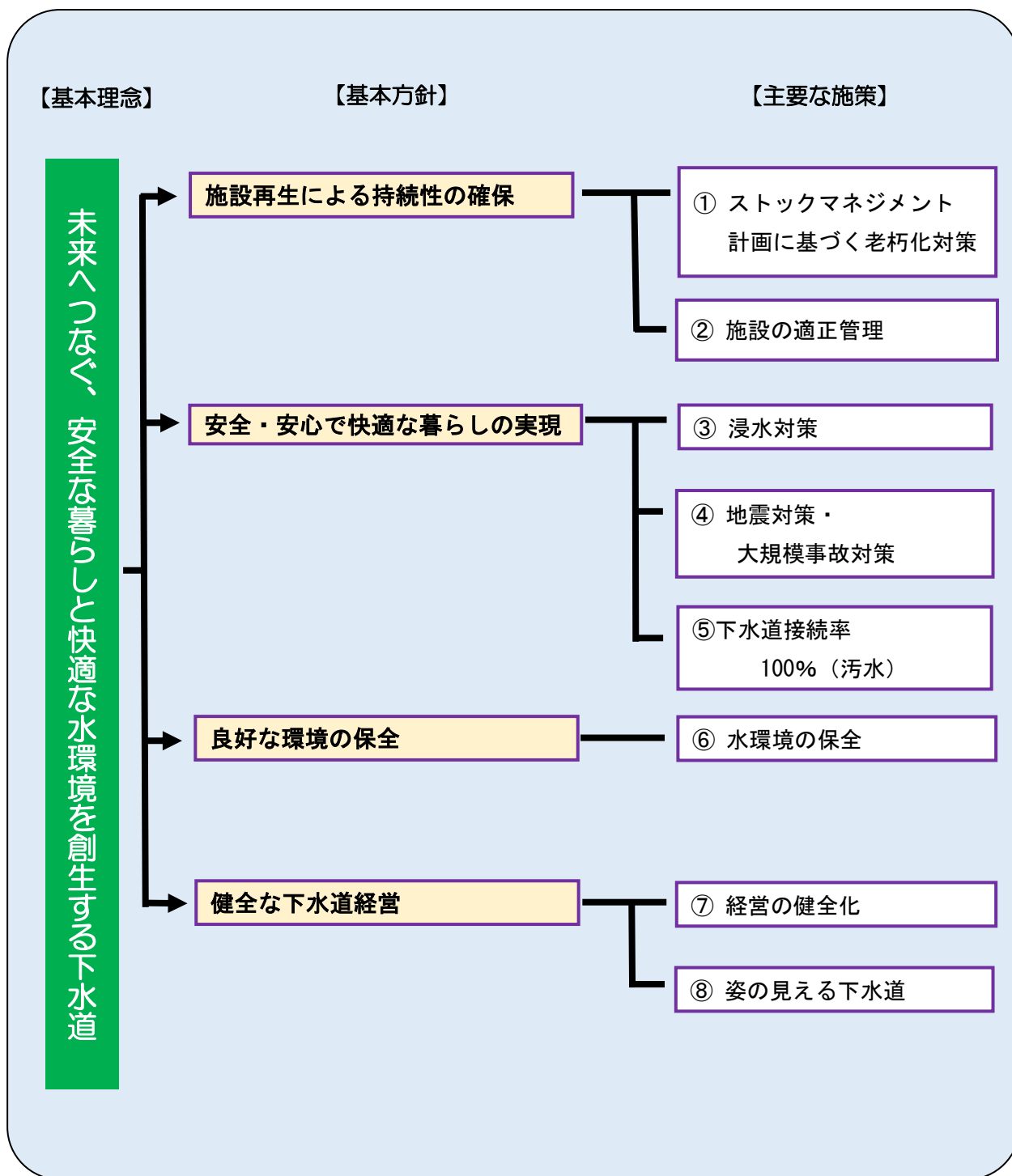


下水道プランの基本方針

第5章

取組内容などを踏まえた今後の施策の展開

今回の改定に当たって、5年間の短期計画中に実施してきた各種施策の取組内容や、取組結果から新たな課題も見えてきました。また、その後の様々な社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針の実現に向けた具体的手段として、8つの主要な施策を柱に進めていきます。



基本方針 1

施設再生による持続性の確保

既存の下水道施設は、今後の長期使用に伴い老朽化の進行が避けられないと予測されます。そのため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めるとともに、日常的な維持管理においても、予防保全型の維持管理により安定的なサービスを提供していきます。

5.1.1 スtockマネジメント計画に基づく老朽化対策

【①目標】

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めます。

●調査の継続、新たな点検・調査方法の検討

ストックマネジメント計画に基づく調査には相応の時間を要するものの、老朽化あるいは損傷した下水道管きよによって生じる下水道施設の機能不全や、道路への深刻な影響を未然に防止するため、引き続き下水道管きよのテレビカメラ等による調査の実施に加え、デジタル技術を活用した新たな調査方法について、検討するとともに、調査サイクルの短縮についても検討します。

令和8年度以降は、下水道管きよにおける雨天時浸入水が多いと判断された地域について、下水道管きよのテレビカメラ調査を実施し、雨天時浸入水対策を推進していくとともに、下水道管きよの老朽化対策を実施していきます。

●計画的・効率的な改築・更新の実施

1) スtockマネジメント計画による改築・更新の実施

ストックマネジメント計画に基づく改築・更新を進めていくとともに、デジタル技術などの活用による新たな効率的な調査方法の検討を行い、早期の改築・更新に向けて取り組んでいきます。

2) 投資の平準化による財源確保

年間の投資額のばらつきを抑制するため、投資の平準化を行っていきます。あわせて的確な投資計画により、財源確保に努めていきます。

5.1.2 施設の適正管理

【②目標】

予防保全型維持管理により安定的なサービスを提供します。

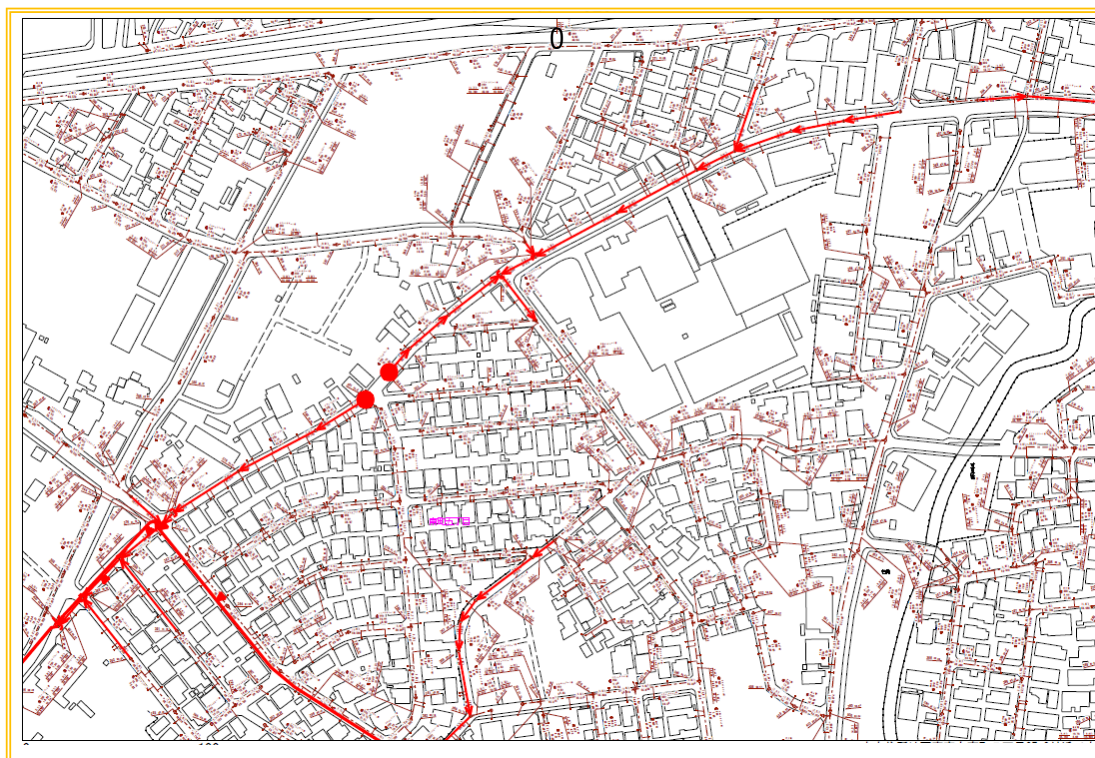
●予防保全型の維持管理

ストックマネジメント計画に基づく調査が長期間を要することから、その間、老朽化に起因する事故を未然に防止するため、道路の空洞等の点検・調査について、実施を検討します。

点検・調査の実施の検討に当たっては、損傷の発生のしやすさや事故発生時の影響なども考慮して、調査の箇所や優先順位や調査・点検サイクルなども検討します。

●公共下水道台帳システムを活用した施設情報の管理

ストックマネジメント計画に基づく調査で実施した点検結果等を引き続き「公共下水道台帳システム」に登録し、下水道管きよの情報を一元管理することで施設の適正な管理に役立てていきます。

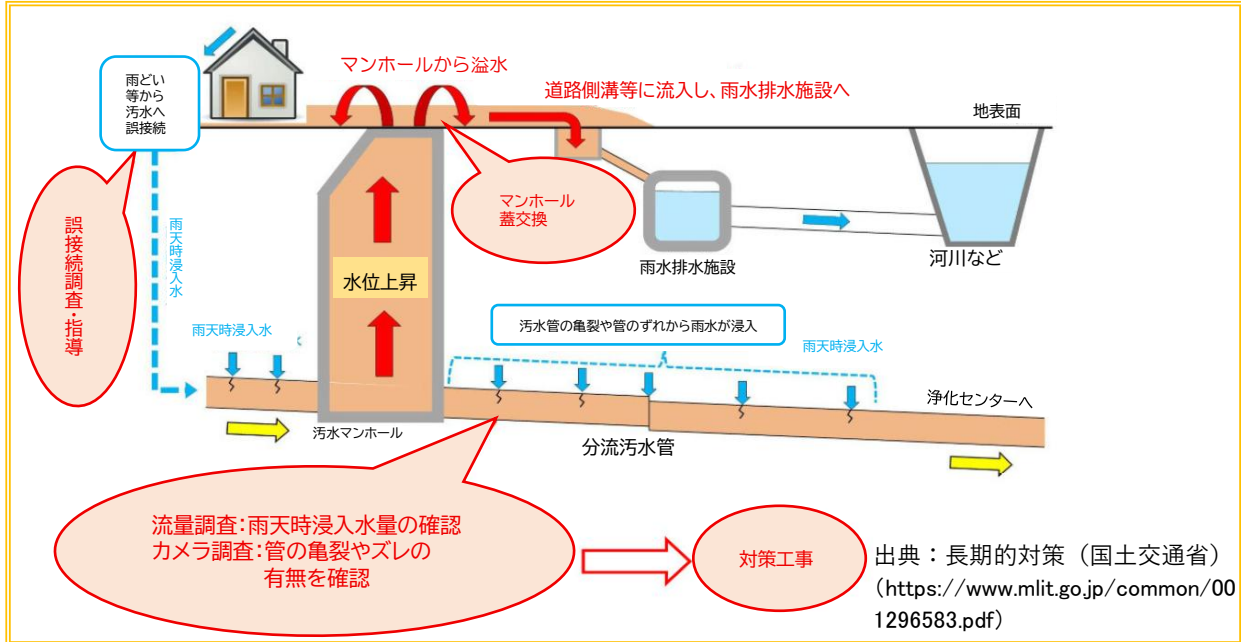


※赤太線は、ストックマネジメント計画に基づく調査箇所

下水道管きよ台帳ストックマネジメント調査箇所表示例

●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

雨天時浸入水対策として、東京都が実施した浸入水量調査の結果により、浸入水量が多いと判断された地区について、引き続き、現地調査・テレビカメラ調査を行うとともに、判明した原因箇所の対策を進めていきます。



雨天時浸入水対策の事例

コラム 5

分流式・合流式 とは

「合流式」は汚水と雨水を同じ管で流す方式で、建設費が安いのが利点ですが、大雨時に汚水が未処理のまま放流されるリスクがあります。

一方、「分流式」は汚水と雨水を別々の管で流す方式で、河川水質保全に優れています。

合流管 合流式

雨水管 汚水管 分流式

出典：国交省 今後の合流式下水道の施策のあり方 提言（参考資料 - 追補版）

<p>■ メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管が1本なので工事費が比較的安い ・古い市街地ではもともとこの方式が多く、整備しやすい <p>■ デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨時に処理場が処理できず、未処理の汚水が河川へ流れ出すことがある（環境負荷） 	<p>■ メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨のときも 汚水が河川へ直接流れにくい（環境にやさしい） ・トイレ排水が道路に逆流しにくい <p>■ デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管を2本整備するため工事費が高い ・古い地域では既存管が合流式のため切り替え工事が必要になる場合がある
---	---

基本方針 2

安全・安心で快適な暮らしの実現

近年、多発している局地的な豪雨や大規模地震などの自然災害や、老朽化を起因とする大規模事故から、市民の「安全・安心」な暮らしを守っていくとともに、下水道への接続による衛生的な生活環境等を享受できるよう、安全・安心で快適なまちづくりを推進していきます。

5.2.1 浸水対策

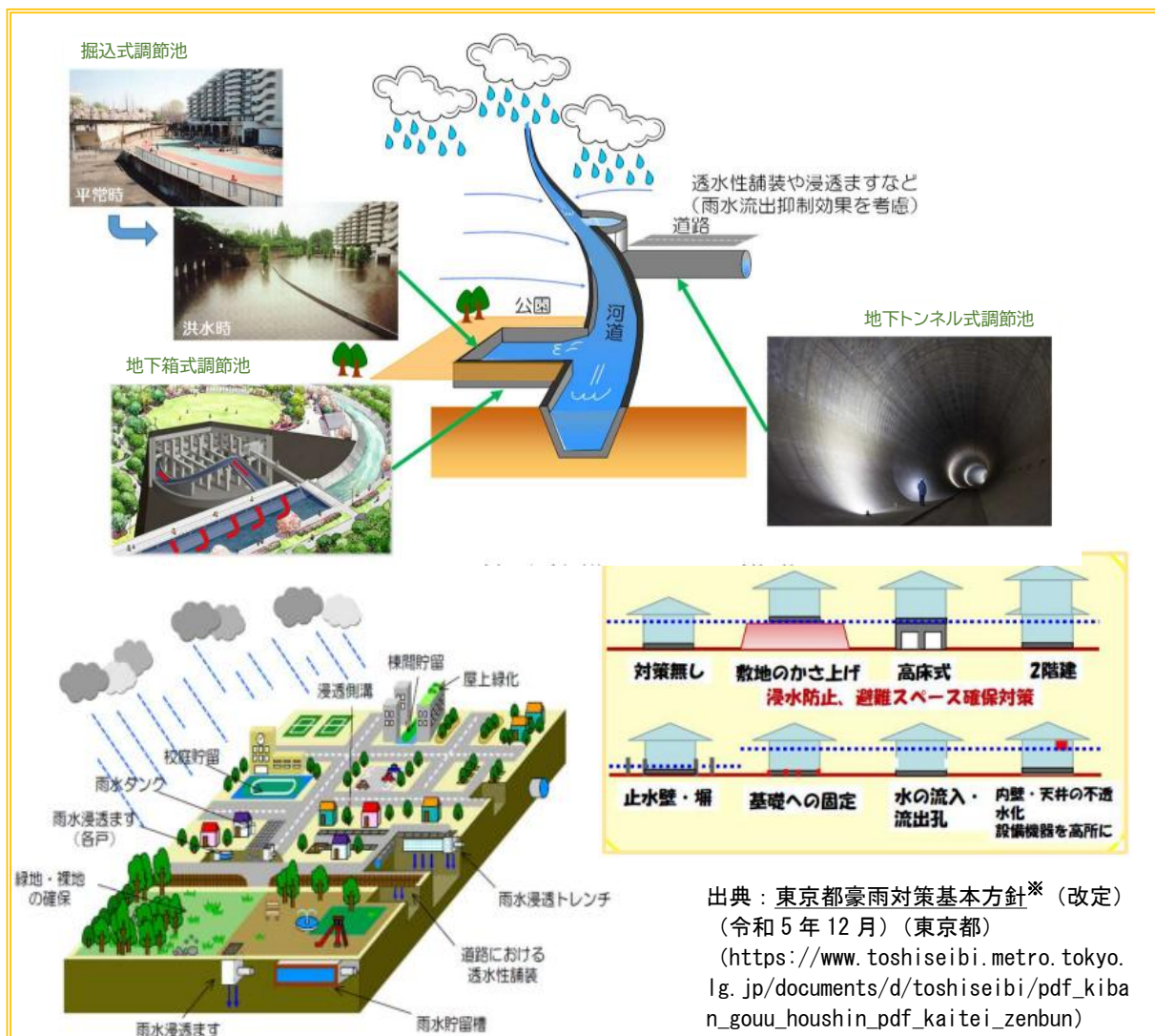
【③目標】

浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します。

●石神井川・白子川流域の雨水流出先の整備

市内の浸水の抜本的な解消には、雨水幹線の整備が必要のため、石神井川流域について、東京都に対して、河川改修や石神井川上流地下調節池事業の早期整備を引き続き要望していきます。

白子川流域についても、東京都に対して「白子川一号幹線」の早期整備を要望するとともに、本市が施行する「白子川上流六号雨水幹線」の早期整備に向け検討していきます。



出典：東京都豪雨対策基本方針[※]（改定）
 （令和5年12月）（東京都）
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf_kiban_gouu_houshin_pdf_kaitei_zenbun

●流出抑制施設の整備

雨水幹線の整備が実現できるまでの対策としては、今後も浸水の軽減のための雨水貯留浸透施設の整備などを進めるとともに、雨水流出抑制の一環として、宅地開発に対する雨水流出抑制の指導や、個人住宅への雨水浸透施設設置工事に対する助成事業を推進していきます。

●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

引き続き、監視カメラによる氾濫危険情報を公表していくほか、浸水地域のシミュレーションを踏まえ、浸水想定（予想）区域図、内水ハザードマップを作成し、市民などに災害時用の避難行動等に資する情報発信の提供を図ります。



リスク情報の発信強化

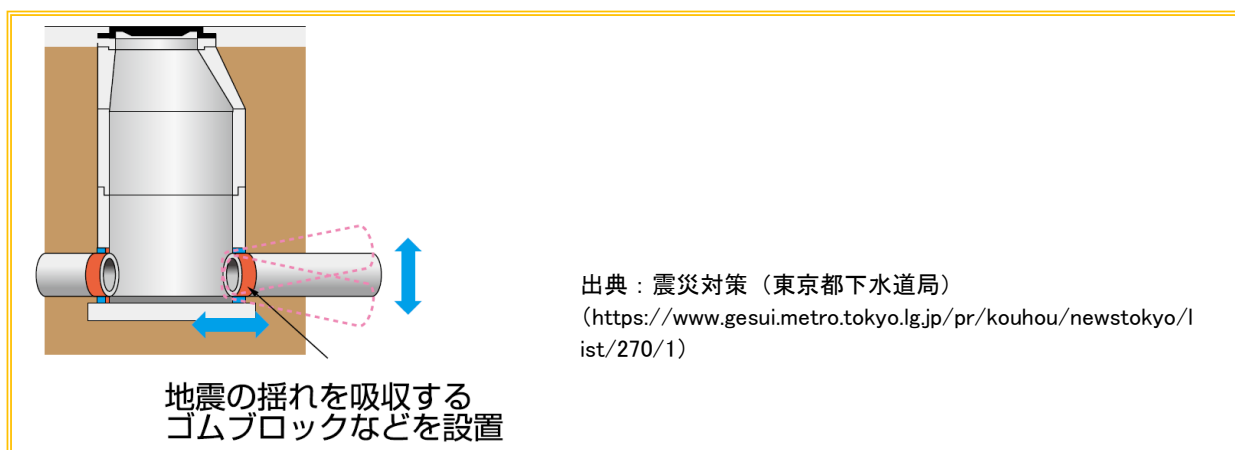
5.2.2 地震対策・大規模事故対策

【④目標】

震災・大規模な事故から市民生活を守るため、
災害に強い下水道事業運営を目指します。

●重要な幹線等に対する耐震化の推進

下水道管きよの耐震化について、新たに整備した下水道管きよについては布設時に、その他の下水道管きよについては、老朽化対策であるストックマネジメント計画に基づく改築・更新にあわせて耐震化を実施します。



下水道管きよと人孔の接続部の可とう化

●下水道BCPの対応力強化

老朽化に起因する下水道管の大規模事故を想定した下水道BCPの構築について検討するとともに、職員の対応力を強化するために、現在実施している下水道BCPに基づく情報伝達訓練等に加え、ライフラインの被害の早期回復に向けた行動訓練等の、より実効性の高い下水道BCP訓練の実施を検討します。

5.2.3 下水道水洗化率 100% (汚水)

【⑤目標】

下水道水洗化率 100% (汚水) を達成し、
良好な生活環境・水循環を保全します。

●公共下水道による水洗化の促進

本市においては下水道整備が完了しているため、普及促進の対象となる世帯は限定的となっております。今後も、市報やホームページなどでの周知のほか、戸別訪問等により水洗化の促進に向けた普及活動の取組を進めていきます。

コラム 6

下水道の重要性 とは

「～ 私たちの生活を支える、見えないけれど欠かせないインフラ ～」

下水道は、私たちが日々安心して生活するために欠かすことのできない社会インフラです。普段は目に見えにくい存在ですが、生活環境の維持やまちの安全に大きな役割を果たしています。

1. 生活を清潔で安心なものにする

下水道は、トイレ・お風呂・台所などで使った水を速やかに集め、適切に処理することで、悪臭や不衛生な状態を防ぎ、快適で安心な生活環境を保っています。

2. 川や海を守り、環境を次世代へつなぐ

生活排水をそのまま流してしまうと、川や海の水質が悪化し、自然環境や生きものに大きな影響を与えます。下水道は、汚れを取り除いてから公共用水域へ戻すことで、水質保全と環境保護に貢献しています。

3. 住み続けられるまちづくりの基盤

下水道が適切に整備・維持されることで、生活環境が向上し、安全で快適なまちづくりが可能となります。これは、将来にわたって人が住み続けられる地域づくりにつながります。

4. 見えないが、止まると生活に大きな影響

下水道は地面の下で 24 時間 365 日稼働しています。普段は意識されにくい存在ですが、機能が停止すると、私たちの生活に深刻な影響が及びます。

能登半島地震で顕著になりましたが、下水道が使えないと生活排水が処理できず衛生環境が悪化するため、下水道に汚水を流せず生活用水の供給にも影響が出ます。そのためにも、管きよの耐震化は重要です。

基本方針 3

良好な環境の保全

事業場などの排水監視及び水質検査を行うとともに、雨水の貯留・浸透を推進し、地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進めていきます。

5.3.1 水循環の保全

【⑥目標】

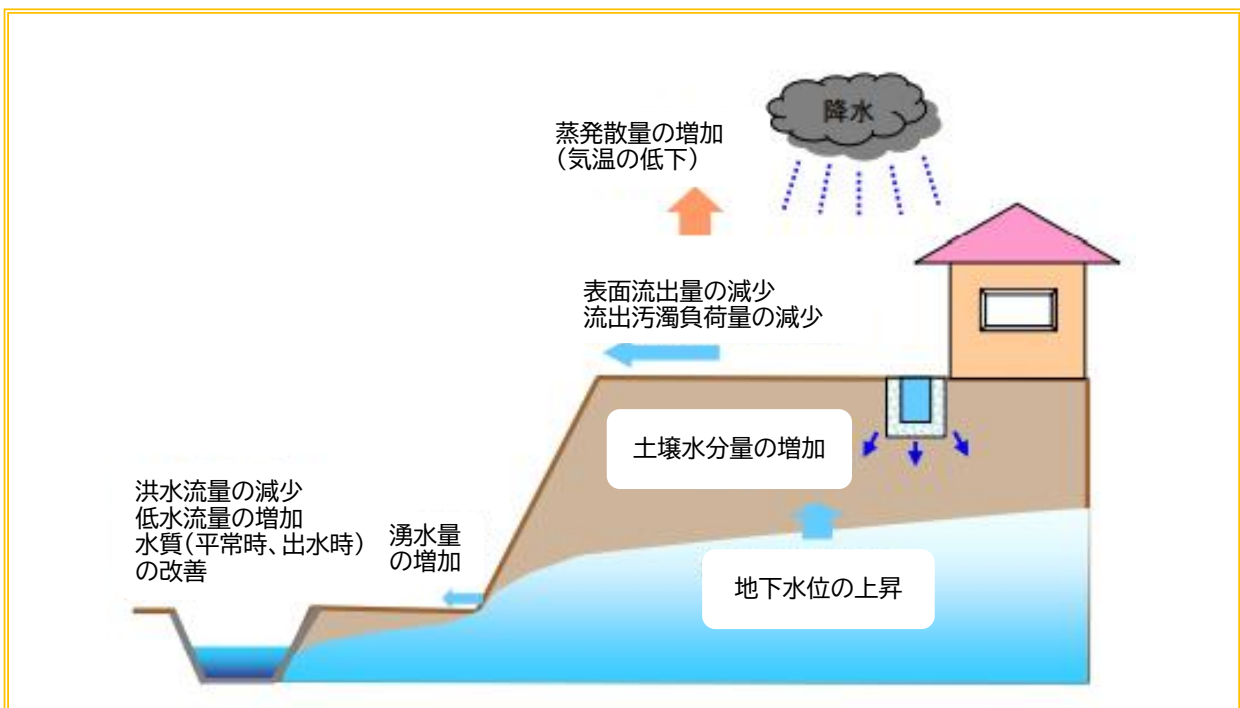
公共用水域の保全に努めます。

●排水の水質監視

事業場などの排水監視及び水質検査を引き続き行い、悪質排水の把握に努め、下水道への排水が基準に適合しない事業場に対して適切な指導を行います。

●雨水浸透施設の整備促進

地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進める観点からも、引き続き雨水貯留浸透施設の設置や宅地開発に対する雨水流出抑制の指導を行っていくほか、個人住宅への雨水浸透施設設置費用の助成を継続するなど、行政と市民との協力のもと水循環の保全を進めていきます。



雨水浸透施設設置による水循環系の改善のイメージ

出典：国土交通省 HP

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000138.html)

基本方針 4

健全な下水道経営

今後の人口減少や、物価高騰などによるコストの上昇により、厳しさを増すことが見込まれる経営環境の中においても、独立採算制を維持し、持続可能な下水道サービスを提供していくとともに、積極的な情報公開により、事業の推進や経営に関する説明責任を果たし、市民の理解と協力の下に経営基盤の強化を図っていきます。

5.4.1 経営の健全化

【⑦目標】

計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、
持続可能な下水道サービスを提供し続けます。

●改築・更新費用の平準化

下水道事業では、保有する膨大な施設を将来にわたって安定的に持続させる必要があります。今後は、施設の改築・更新時期の到来により多額の費用が見込まれる中で、課題解決に向けた取組も必要となります。そのために、中長期的な視点で下水道施設全体の老朽化状況を考慮し、計画的に改築・更新を実施することで投資の平準化を図ります。(P42「基本方針1 施設再生による持続性の確保」2) 投資の平準化による財源確保を再掲)

●業務執行体制の構築

今後のストックマネジメント計画に基づく、改築・更新が本格化していくことから、引き続き適正な職員数の確保を図り、安定的な業務執行体制の構築を図ります。

●ウォーターPPPの導入の検討

今後の人口減少による下水道使用料収入の減少、技術職員の人材不足などを踏まえ、民間企業のノウハウや技術を活用して、施設の管理・更新等下水道事業を効率的に行うウォーターPPP^{*}の導入可能性についても検討を行います。

●経営指標を用いた事業運営

今後も安定した下水道経営を図るために、各種経営指標を用いて、下水道事業の経営状況を定量的に把握、検証し、下水道事業の健全化に取り組むとともに、経費回収率100%以上の維持を図る中で、数値の悪化が予想される際は、経営の改善に向けたあり方について検討します。

5.4.2 姿の見える下水道

【⑧目標】

積極的に情報提供を行い、市民に分かりやすい下水道事業を目指します。

●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

「下水道事業の経営状況」や「下水道のしくみ」、「下水道の安全」など、下水道を身近に感じられるような資料を作成・公表します。



市HPより



市HPより

油・断・快適！下水道

ページ番号 208-550-163 最終更新日 2024年3月22日

✕ ポスト f シェア 🖨️ 印刷 🗣️ 大きな文字で印刷

油・断・快適！下水道（ゆだんかいてき げすいどう）

下水道に油を流さないで！

下水道に油を流すと…

(1) 下水管の中で固まってつまったり、悪臭の原因となります。
 (2) 固まった油がオイルボールになり、ポンプ場や処理場の機能を著しく害してしまいます。

環境を守るには、下水道を利用する皆さんの協力が不可欠です。一人ひとりが排水のマナーを守ることで大きな改善効果が得られます。

油の処理は…

使いきる・吸い取る・リサイクルする・ふき取る

<p>使いきる</p> <p>残った油は精いうちにこし器で押し、ゆめちのなどで使いきる。</p> 	<p>吸い取る</p> <p>古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める薬品を吸い取るゴミとして出す。</p> 
<p>リサイクルする</p> <p>回収された廃食用油は、肥料やびんなどの原料として活用でき、資源としての有効利用が可能となります。</p> 	<p>ふき取る</p> <p>なべや皿についた油汚れはふき取ってから洗いましょう。</p> 

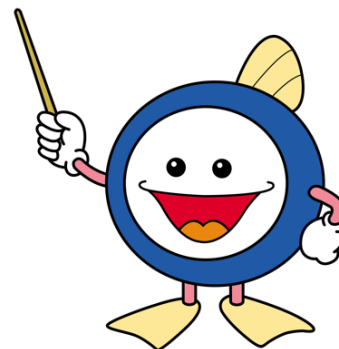
市HPより

公共下水道への切り替えを！

公共下水道(汚水)に未接続の場合、浄化槽を利用していたとしても、洗濯や流しなどの汚水が直接河川に流れ込み、悪臭や汚濁の原因となります。また、浄化槽やくみ取り便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。現在、市内のほぼ全域で公共下水道の利用ができますので、早急に公共下水道への切り替えをお願いします。切り替え工事は、市の指定下水道工事店(市HPで確認可)を通じて申し込みください。

▶ 下水道課 保 042-438-4058

市報より



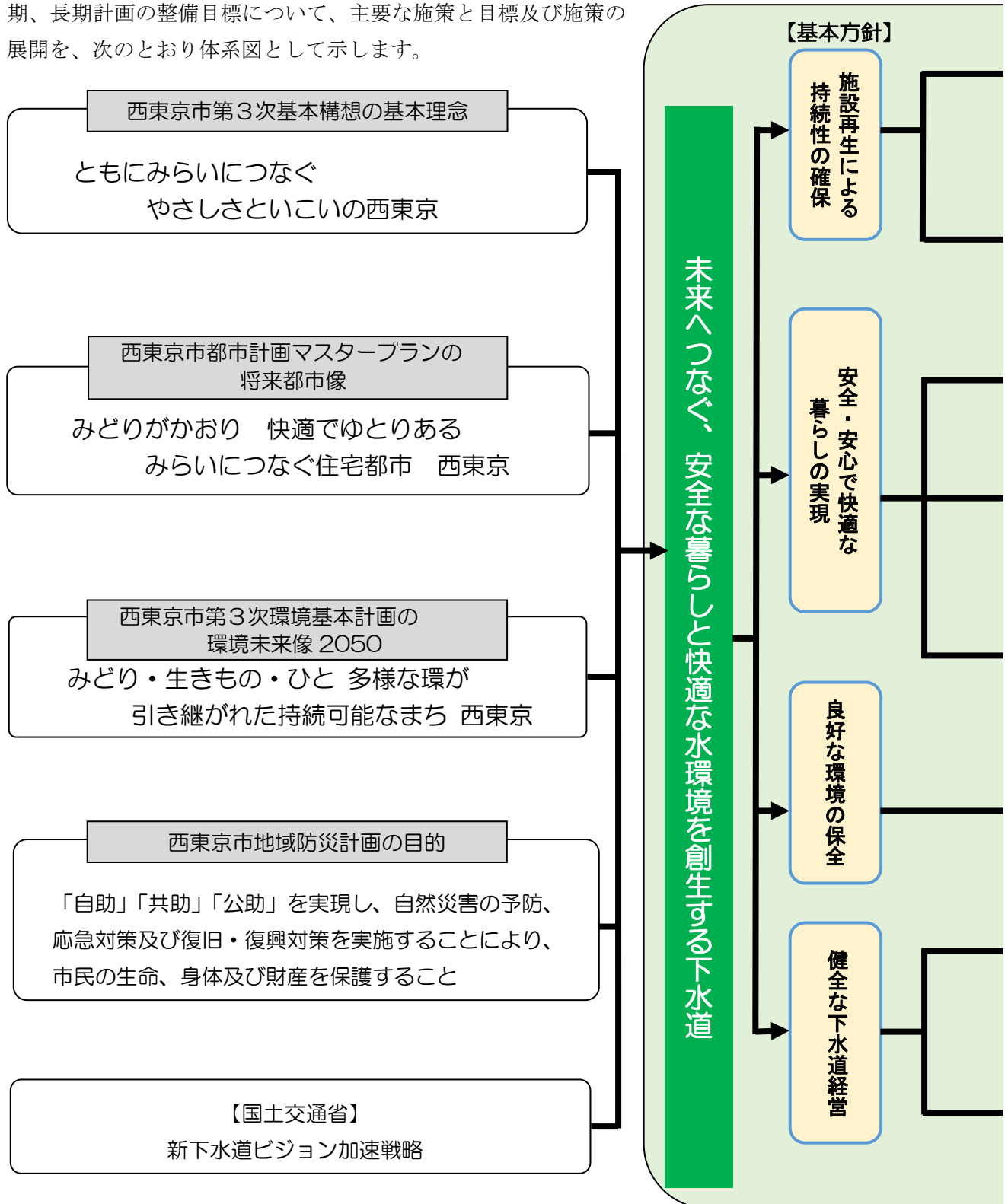
下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

第6章

整備目標

整備目標

基本理念や基本方針の考え方を踏襲しつつ、第5章までの方向性を踏まえ、令和8年度以降の中期、長期計画の整備目標について、主要な施策と目標及び施策の展開を、次のとおり体系図として示します。



西東京市下水道プラン

【主要な施策と目標】

【施策の展開】

ストックマネジメント計画に基づく 老朽化対策

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めます。

- 調査の継続、新たな点検・調査方法の検討
- 計画的・効率的な改築・更新の実施

施設の適正管理

予防保全型維持管理により安定的なサービスを提供します。

- 予防保全型の維持管理
- 公共下水台帳システムを活用した施設情報の管理
- 汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

浸水対策

浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します。

- 石神井川・白子川流域の雨水流出先の整備
- 流出抑制施設の整備
- ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

地震対策・大規模事故対策

震災・大規模な事故から市民生活を守るため、災害に強い下水道事業運営を目指します。

- 重要な幹線等に対する耐震化の推進
- 下水道BCPの対応力強化

下水道水洗化率 100% (汚水)

下水道水洗化率 100% (汚水) を達成し、良好な生活環境・水環境を保全します。

- 公共下水道による水洗化促進

水環境の保全

公共用水域の保全に努めます。

- 排水の水質監視
- 雨水浸透施設の整備促進

経営の健全化

計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、持続可能な下水道サービスを提供し続けます。

- 改築・更新費用の平準化
- 業務執行体制の構築
- ウォーターPPP導入の検討
- 経営指標を用いた事業運営

姿の見える下水道

積極的に情報提供を行い、市民にわかりやすい下水道事業を目指します。

- 市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

下水道財政の見通し及び健全な下水道経営

7.1 下水道財政の見通し

本市においては、増加する行政需要に対応していく財源を生み出すため、職員定員適正化や施設維持管理の見直しなど、内部管理コストの削減などを進めてきました。また、污水中継ポンプ場※として機能していた東町ポンプ場と下保谷ポンプ場を廃止したことや、企業債の償還が進んだことにより、汚水処理費は使用料収入で賄える状況になりました。

しかしながら、今後の下水道施設の改築・更新の推進などにより、事業が継続可能かを検証する必要があります。

ここでは、第5章で位置付けた施策を対象に、それぞれの概算事業費を算出し、これまでの事業実施状況を踏まえ、中長期の下水道財政を見通します。

【主な建設費】

- 都市計画道路築造に伴う污水管きよの布設替え
過年度実績を基に平均的な額を計上
- 計画的な改築・更新の実施
ストックマネジメント計画に基づき下水道管きよ及びマンホールの改築費用を計上
- 雨水幹線整備
下水道事業会計で負担する経費を計上
- 流域下水道建設負担金
過年度の負担金実績を基に平均的な額を計上
- 流域下水道改良負担金
過年度の負担金実績を基に平均的な額を計上

【主な維持管理費】

- 下水道管きよの台帳整備
過年度の実績を基に計上
- 下水道管きよの調査
下水道管きよ内の清掃や点検・調査の費用を継続的に計上
- 流域下水道維持管理負担金
汚水流入水量、不明水の見通しから算出

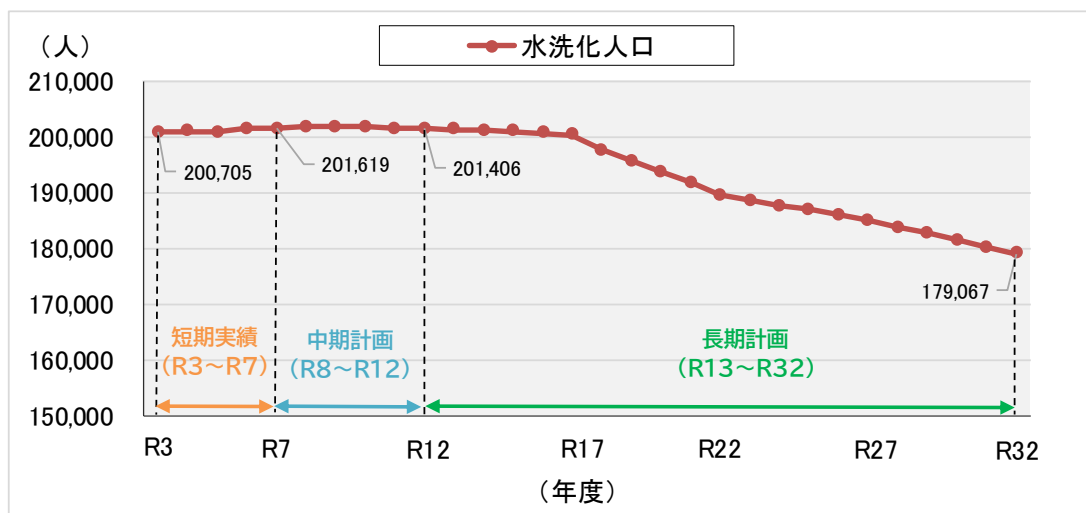
【下水道使用料】

- 下水道使用料
今後の水洗化人口や有収水量の見通しから算出

本市では令和4年11月に「西東京市人口推計調査報告書」を作成しました。これによると、令和9年度をピークに人口が減少していく予測となっています。今回の下水道財政の見通しでは「西東京市人口推計調査報告書」に最新の実績を反映させ、将来の水洗化人口の予測を行いました。この水洗化人口の予測結果をもとに有収水量を算定し、使用料収入の算定に反映させています。

単位:人

	R3	R7	R12	R17	R22	R27	R32
水洗化人口	200,705	201,619	201,406	200,354	188,697	183,755	179,067



収入・支出の見通し

公営企業会計では、管理運営に係る取引（収益的収支）と建設改良費などに係る取引（資本的収支）に区分して経理することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握できます。

また、公営企業会計では、建物の建設・改良のように、支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、翌年度以降に減価償却費として、収益的支出[※]に計上されます。

また、減価償却費などの非現金支出に充当される収入は、内部に留保し、資本的支出[※]に充てられ、補填財源[※]の余剰分は翌年度以降に繰り越されます。

収入・支出の見通しでは、主に以下の項目を計上します。

【収益的収支】

当該事業年度の経営活動に関する収支。（税抜で表記）

(1) 収益的収入[※]

使用料収入、補助金、繰入金（他会計補助金、雨水処理負担金）、長期前受金[※]戻入、その他収益

(2) 収益的支出

維持管理費（管渠費、総係費）、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、支払利息、その他支出

【資本的収支】

支出の効果が数年度にわたって持続するものとその財源。資本的収支の不足額は補填財源を充てることができる。（税込で表記）

(1) 資本的収入[※]

補助金、企業債、他会計出資金

(2) 資本的支出

建設改良費（管路建設改良費、他市への負担金、流域下水道建設・改良負担金、ポンプ施設更新など）、企業債償還金[※]

【補填財源】

減価償却費などの非現金支出や利益剰余金などが該当する。資本的収支不足額に充てられる。

＜収益的収支＞

令和32年度までの収益的収入総額は約860億円となっており、そのうち使用料収入は約521億円と全体の約61%を占めます。

収益的支出総額は約1,049億円となっており、そのうち流域下水道維持管理負担金は約303億円と全体の約29%となります。

なお、令和8年度に東京都が流域下水道維持管理負担金の単価の改定を想定していることに伴い、令和8年度以降の当年度純利益がマイナスに転じる見込みで、経費回収率は100%を満たさなくなり、経費を下水道使用料で賄えない状況となります。

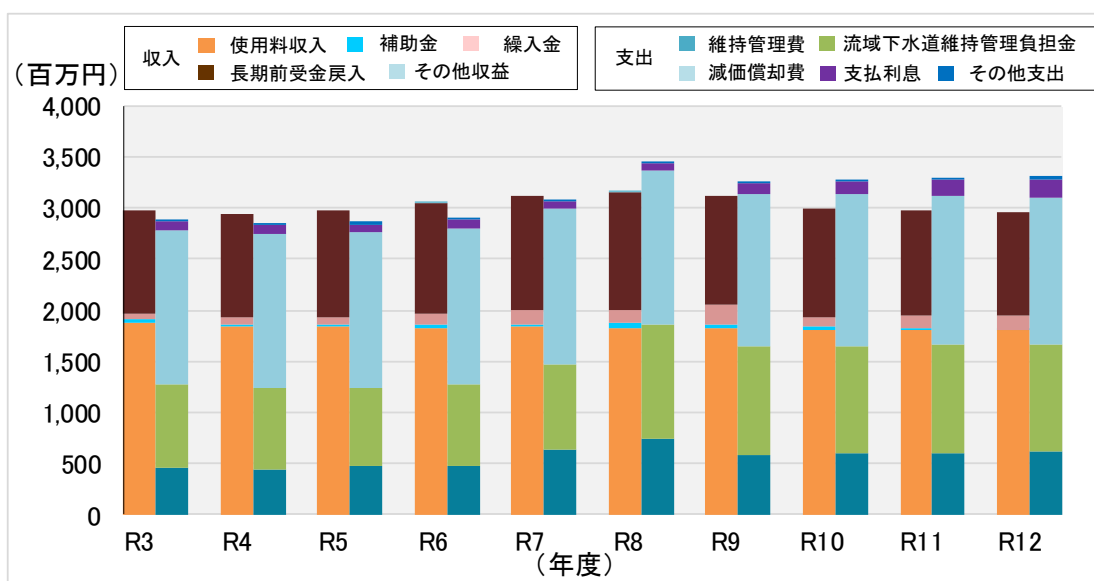
詳細はP65にて説明します。

単位:百万円

	実績 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
収益的収入	15,086	15,283	55,635	86,004
使用料収入	9,227	9,068	33,755	52,050
補助金	112	138	313	563
繰入金 (他会計負担金、雨水処理負担金)	458	733	9,433	10,624
長期前受金戻入	5,287	5,332	12,121	22,740
その他収益	2	12	13	27
収益的支出	14,591	16,660	73,684	104,935
維持管理費	2,494	3,173	14,392	20,059
流域下水道維持管理負担金	4,006	5,362	20,947	30,315
減価償却費	7,633	7,373	23,738	38,744
支払利息	416	660	14,234	15,310
その他支出	42	92	373	507

収益的収支の見通し

* 令和7年度は決算見込以下同様



中期までの収益的収支の見通し

＜資本的収支＞

令和 32 年度までの資本的収入の総額は約 521 億円となり、そのうち企業債が約 386 億円と全体の約 74%を占めています。次いで補助金が約 123 億円、他会計出資金は約 12 億円となります。

資本的支出総額は約 733 億円となり、建設改良費が約 525 億円と全体の約 72%を占めます。

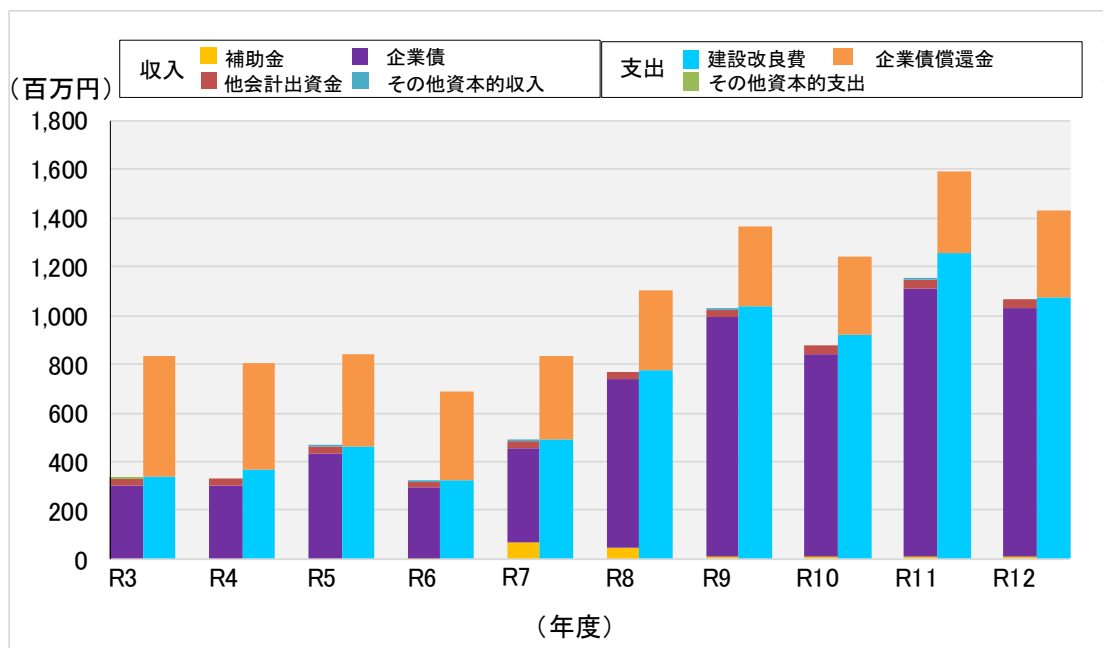
本市下水道事業では令和 32 年度までに約 212 億円の資本的収支不足額が見込まれますが、不足分については補填財源を充当する予定です。

単位:百万円

	実績 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
資本的収入	1,938	4,890	45,313	52,141
補助金	71	79	12,153	12,303
企業債	1,716	4,636	32,277	38,629
他会計出資金	146	173	878	1,197
その他資本的収入	5	2	5	12
資本的支出	4,000	6,742	62,606	73,348
建設改良費	1,979	5,073	45,398	52,450
企業債償還金	2,020	1,669	17,208	20,897
その他資本的支出	1	0	0	1
資本的収支不足額	2,062	1,852	17,293	21,207

※資本的収支不足額：資本的支出に対する資本的収入の不足額

資本的収支の見通し



中期までの資本的収支の見通し

7.2 今後の下水道経営に向けて

建設事業費の見通し

<建設事業費>

令和32年度までの建設事業費の総額は約525億円となり、そのうちの約82%にあたる約432億円が管きよの建設改良費です。

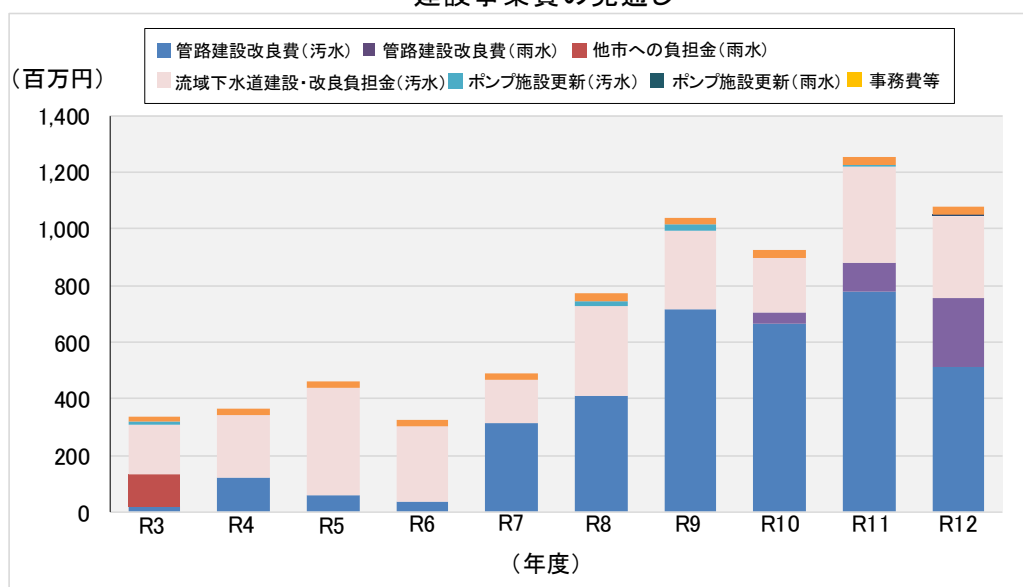
その他に流域下水道建設・改良負担金は、建設事業費の総額のうち約16%にあたる約83億円となる見通しです。

また、令和8年度以降は、ストックマネジメント計画に基づく管きよ等の改築・更新工事や、白子川第一・第二排水区関連の雨水幹線築造工事の整備が想定されているため、事業費が大きくなっていきます。

単位:百万円

	実績 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
管路建設改良費	550	3,464	39,159	43,173
汚水	550	3,078	15,420	19,048
雨水	0	386	23,739	24,125
他市への負担金(雨水)	113	0	0	113
流域下水道建設・改良負担金(汚水)	1,191	1,417	5,720	8,328
ポンプ施設更新	12	59	0	71
汚水	12	51	0	63
雨水	0	8	0	8
事務費等	113	133	519	765
合 計	1,979	5,073	45,398	52,450

建設事業費の見通し



中期までの建設事業費の見通し

＜建設費の財源＞

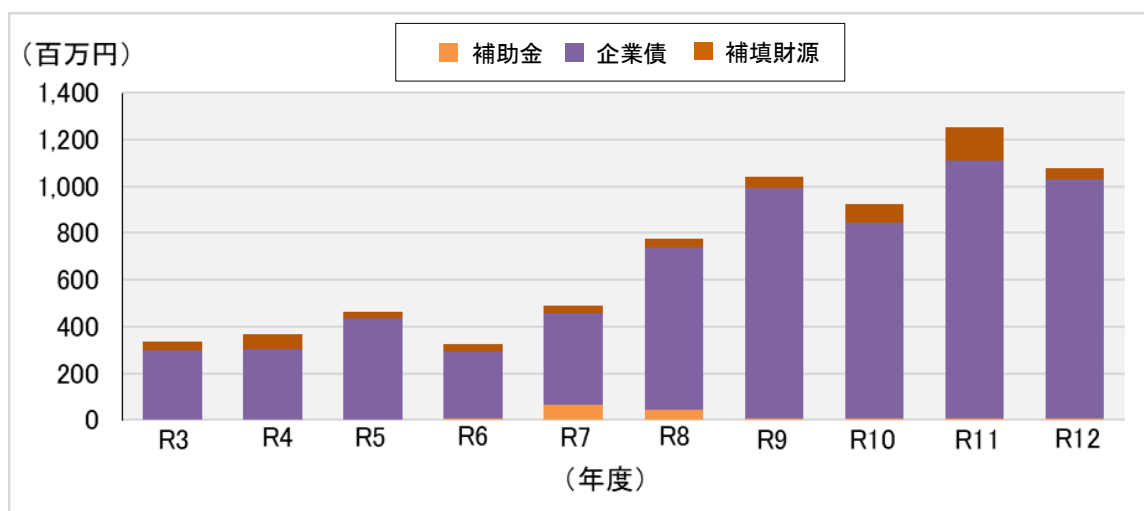
令和32年度までの建設費約525億円の財源内訳は、補助金が約123億円で約23%、企業債が約386億円で約74%となり、この2項目で約97%を占めます。

財源については、建設事業の実施に伴い、企業債の借入れを予定しているため、企業債の金額が増加しています。

単位：百万円

	実績 (R3～R7)	中期 (R8～R12)	長期 (R13～R32)	合計
補助金	71	79	12,153	12,303
企業債	1,716	4,636	32,277	38,629
補填財源	192	358	968	1,518
合計	1,979	5,073	45,398	52,450

建設財源の見通し



中期までの建設財源の見通し

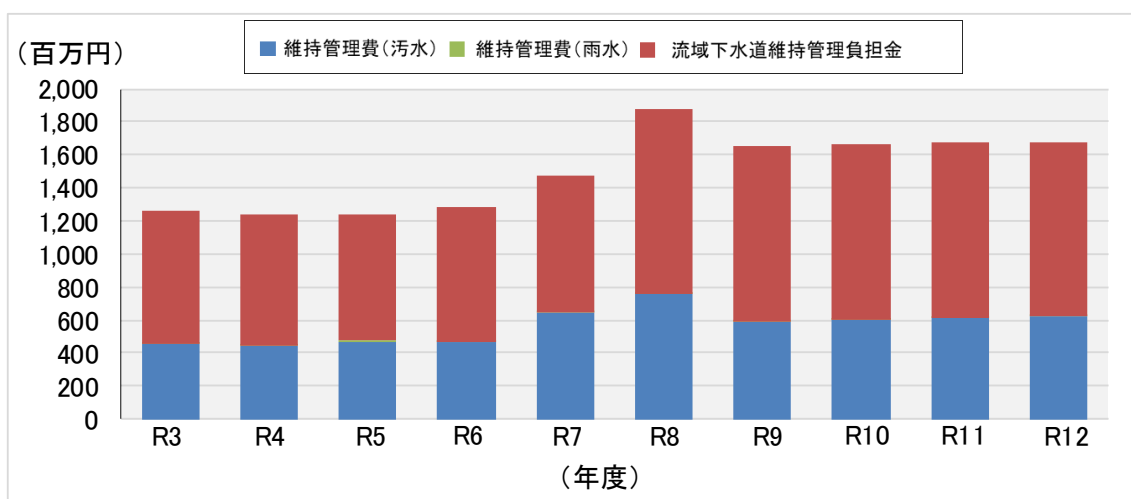
維持管理費の見通し

令和32年度までの維持管理費の総額は約504億円となる見込みであり、そのうち流域下水道維持管理負担金は、約303億円と約60%を占めています。令和8年度から東京都が流域下水道維持管理負担金の単価の改定を想定しているため、費用が大幅に増加する見込みです。

単位：百万円

	実績 (R3～R7)	中期 (R8～R12)	長期 (R13～R32)	合計
維持管理費	2,494	3,173	14,392	20,059
汚水	2,489	3,168	14,373	20,030
雨水	5	5	19	29
流域下水道維持管理負担金	4,006	5,362	20,947	30,315
合 計	6,500	8,535	35,339	50,374

維持管理費の見通し



中期までの維持管理費の見通し

企業債元金償還金の見通し

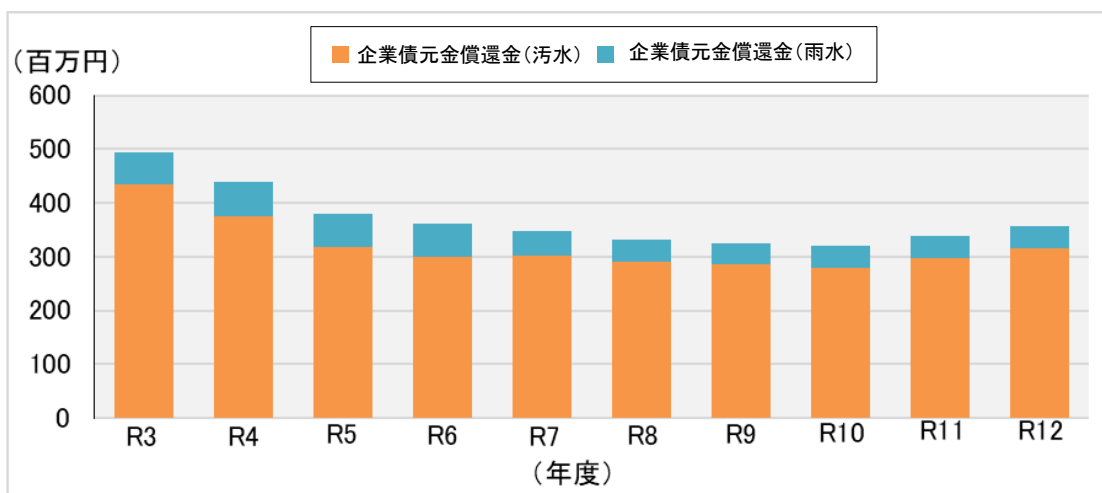
令和32年度までの企業債元金償還金総額は約209億円となる見込みです。

毎年度の企業債元金償還金は、令和7年度は約3.5億円となっており、令和10年度にかけて減少しますが、その後増加に転じ、令和32年度では約11億円となる見込みです。

単位:百万円

	実績 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~R32)	合計
企業債元金償還金	2,020	1,669	17,208	20,897
汚水	1,730	1,471	12,453	15,654
雨水	290	198	4,755	5,243

企業債元金償還金の見通し



中期までの企業債元金償還金の見通し

一般会計繰入金の見通し

企業会計における一般会計繰入金は、収益的収入の基準内繰入金・基準外繰入金及び資本的収入の基準内繰入金・基準外繰入金に区分されます。対象となる項目を以下に示します。

＜一般会計繰入金該当項目＞	
①収益的収入	
基準内繰入金	雨水処理負担金、他会計補助金の公費※負担分
基準外繰入金	収益的収支不足分
②資本的収入	
基準内繰入金	出資金として企業債元金償還金のうち公費負担分に充てた繰入金
基準外繰入金	建設事業分、企業債元金償還に充てた繰入金

令和32年度までの繰入金総額は約118億円となる見込みです。

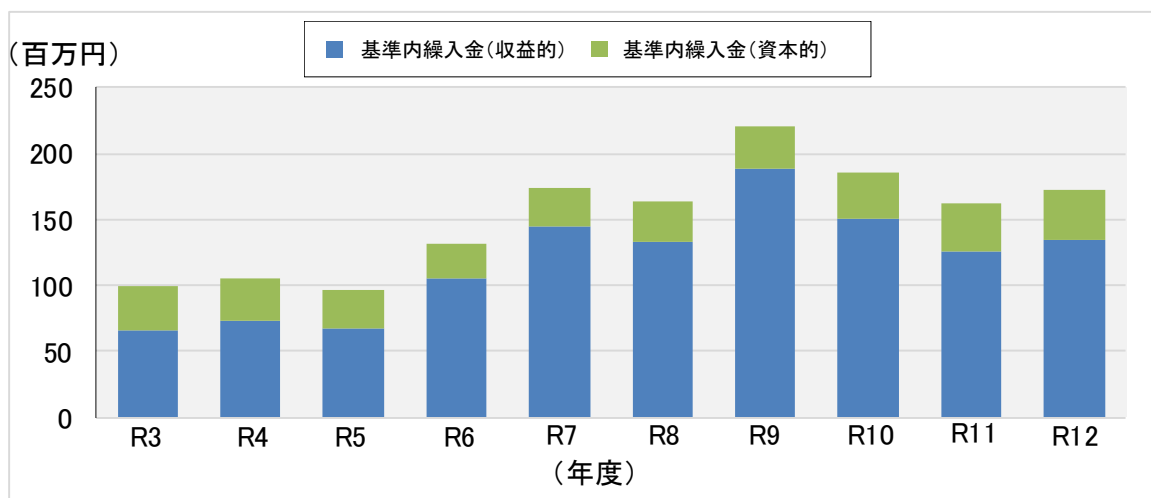
令和7年度の収益的収入の基準内繰入金は約1.5億円となる見込みであり、今後は、雨水分の減価償却費及び企業債利息が増加するため、基準内繰入金の増加が見込まれます。

令和7年度の資本的収入の基準内繰入金は約2,900万円となる見込みであり、今後は、増加していく見込みです。

単位：百万円

	実績 (R3～R7)	中期 (R8～R12)	長期 (R13～R32)	合計
収益的収入	458	733	9,433	10,624
基準内繰入金	458	733	9,433	10,624
基準外繰入金	0	0	0	0
資本的収入	146	173	878	1,197
基準内繰入金	146	173	878	1,197
基準外繰入金	0	0	0	0
合 計	604	906	10,311	11,821

一般会計繰入金の見通し

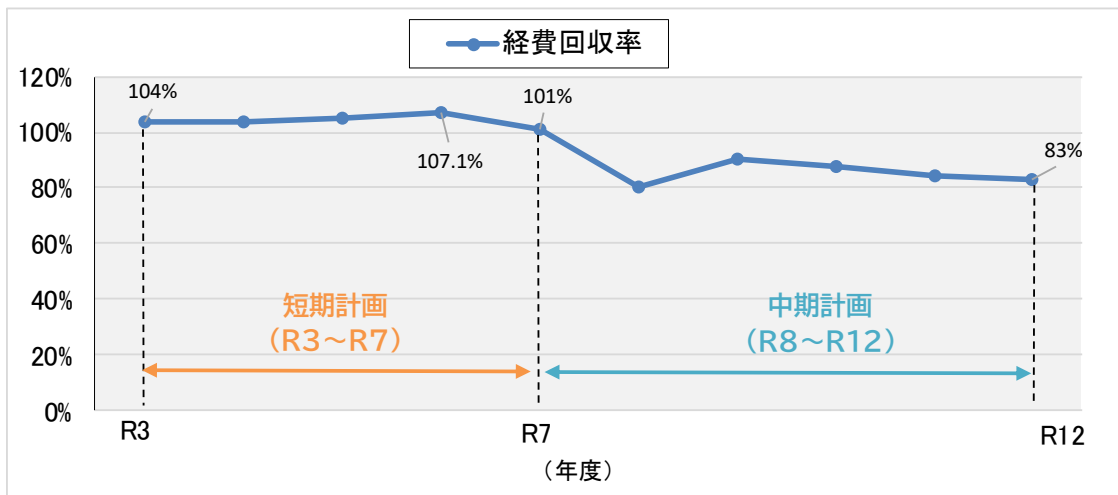


中期までの一般会計繰入金の見通し

経営指標について

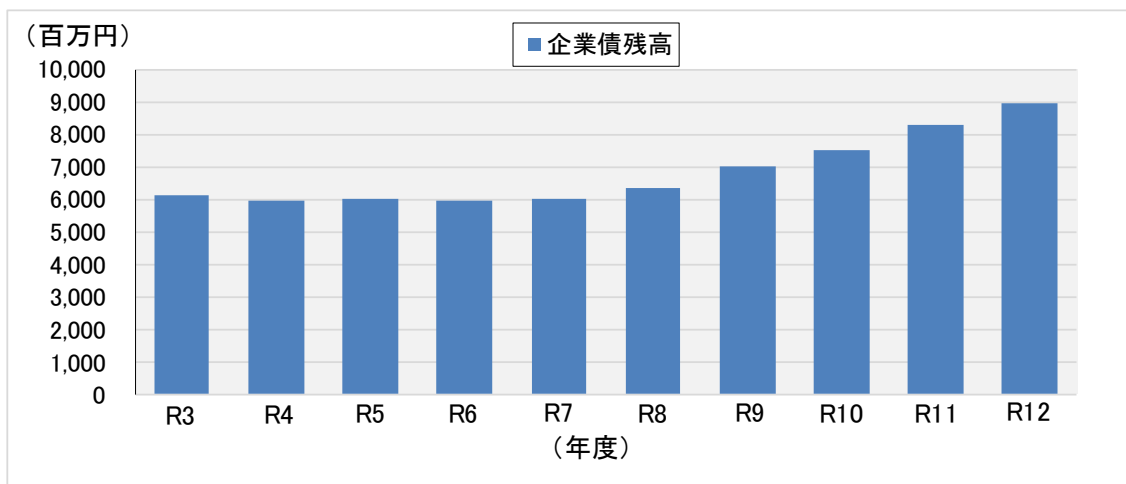
＜経費回収率＞

令和6年度決算の経費回収率は107.1%ですが、計画期間内での経費回収率としては、下水道使用料が人口の減少、節水意識の向上や生活環境の変化を受け減少傾向にあることに加え、汚水処理費は、物価高騰に伴う諸費用の増加や東京都の流域下水道維持管理負担金の単価の改定の想定を踏まえると増加傾向にあり、経費回収率は低下していく見込みです。



＜企業債残高＞

本市の企業債残高は、令和7年度末では約60億円の見込みです。令和7年度以降は、企業債の起債額が増加していくため、企業債残高は増加し、令和12年度では約90億円となる見込みです。



企業債残高の見通し

今後の下水道経営に向けて

本市の下水道事業の汚水処理費は、令和7年度までは使用料収入で賄える見込みです。しかし、令和8年度以降については、東京都の流域下水道維持管理負担金の単価の改定の想定を受け、経費回収率は100%を切る見込みとなり、経費を下水道使用料で賄えない状態となり、経営に影響を与えることから、健全な経営を継続していくための取組が必要です。

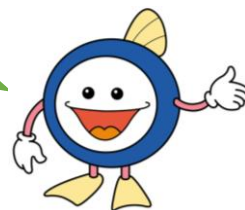
コラム
7

経費回収率 とは

汚水処理に要する費用をどの程度下水道使用料で賄えているかを示した指標になり、公共下水道事業は、独立採算制の原則から、100パーセントを超えることが必要と考えられています。

汚水を処理するのに 100円 掛かった
 利用者から集めたお金は 80円
 このとき経費回収率は **80円 ÷ 100円 = 80%**
 算式は、「下水道使用料」 ÷ 「汚水処理費」

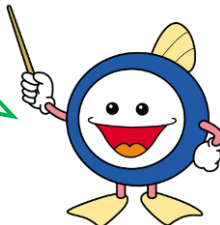
下水道使用料とは？
 ・住民の方々が下水道を利用するために払ったお金



汚水処理費に要する費用とは？（例）
 ・ポンプを動かすための電気代
 ・下水道管きよの補修やマンホールポンプを直す費用
 ・働く職員の給料
 ・流域下水道維持管理負担金



100%より少ないとどうなるのか？
 ・健全な下水道の経営が難しくなり、壊れた下水道管きよや施設を直すお金が足りなくなるなどの影響がある



第8章

中期計画・長期計画の取組内容

各施策について、中期、長期の視点から見た位置付けを以下にまとめて示します。

(税込)

主要な施策	中期計画 (R8～R12)	長期計画 (R13～R32)
① ストック マネジメント 計画に基づく 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ●調査の継続、新たな点検・調査方法の検討 ●計画的・効率的な改築・更新の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査の継続、新たな点検・調査方法の検討 ●計画的・効率的な改築・更新の実施
	(4,505百万円)	(27,245百万円)
② 施設 適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●予防保全型の維持管理 ●公共下水台帳システムを活用した施設情報の管理 ●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●予防保全型の維持管理 ●公共下水台帳システムを活用した施設情報の管理 ●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進
	(657百万円)	(2,043百万円)
③ 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ●石神井川・白子川流域の雨水流出先の整備 ●流出抑制施設の整備 ●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●石神井川・白子川流域の雨水流出先の整備 ●流出抑制施設の整備 ●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策
	(289百万円)	(23,366百万円)
④ 地震対策・ 大規模 事故対策	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な幹線等に対する耐震化の推進 ●下水道BCPの対応力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な幹線等に対する耐震化の推進 ●下水道BCPの対応力強化
	—	—
⑤ 下水道 洗化 100%	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続促進
	(145百万円)	(579百万円)

(税込)

主要な施策	中期計画 (R8～R12)	長期計画 (R13～R32)
⑥ 水の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ●排水の水質監視 ●雨水浸透施設設置費用の助成の整備 <p style="text-align: right;">(7百万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●排水の水質監視 ●雨水浸透施設設置費用の助成の整備 <p style="text-align: right;">(29百万円)</p>
⑦ 経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新費用の平準化 ●業務執行体制の構築 ●ウォーターPPP導入の検討 ●経営指標を用いた事業運営 <p style="text-align: right;">(36百万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●ウォーターPPP導入の検討結果による対応 ●経営指標を用いた事業運営 <p style="text-align: center;">—</p>
⑧ 下水道の見える姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実 <p style="text-align: right;">(3百万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実 <p style="text-align: right;">(10百万円)</p>

(注) () 内は、「7.1 下水道財政の見通し」で想定した概算事業費を示します。

経営戦略

総務省は、人口減少や公共インフラの更新需要の増大などの厳しい環境を踏まえ、下水道事業をはじめとする公営企業の経営状況の改善を推進するため、公営企業が将来にわたり安定的な事業の継続を目的とした、中長期的な基本計画である「経営戦略」の改定を地方公共団体に要請しています。

これを視野に入れ、本市下水道事業においても、計画期間を10年間とし、「西東京市公共下水道事業経営戦略」を総務省が公表している「経営戦略ひな形様式」に則って改定し、下水道プランの中間見直しにあわせて、経営戦略も改定し公表するものです。

平成26年3月「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」

- 公営企業の経営の在り方についての検討



平成26年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項」

- 公営企業会計の導入、経営戦略の策定について取り組むことの必要性



平成28年1月「『経営戦略』の策定推進について」

- 「経営戦略策定ガイドライン」、取組事例、ひな形様式



平成31年3月「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」

- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」



令和3年3月 西東京市公共下水道事業 経営戦略 策定

- 「下水道プラン」内で策定

【経営戦略に求められる記載事項】

- ①事業概要：事業の現況、経営比較分析表を活用した現状分析など
- ②将来の事業環境：人口・水量予測、使用料・施設・組織の見直し
- ③経営の基本方針：経営理念、経営方針
- ④投資・財政計画：収支計画、取組事項（民間活力の活用（PPP/PFI※）、広域化・共同化・最適化など）、今後の投資・財政・経費についての考え方や検討状況
- ⑤経営戦略の事後検証、更新等に関する事項：進捗管理や見直し

経営戦略の策定に関する国の動き及び経営戦略に求められる記載事項

今回改定する「西東京市公共下水道事業経営戦略」は、「下水道プラン」と同様に、本市下水道事業の基本方針や施策についてとりまとめたもので、同じ経営方針のもと、その内容については整合性が求められます。

「西東京市公共下水道事業経営戦略」での記述されている項目	「下水道プラン」で記述されている項目
1. 事業概要	第1章 計画改定の背景 第2章 下水道を取り巻く現状
2. 将来の事業環境	第5章 取組内容などを踏まえた今後の施策の展開 第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営
3. 経営の基本方針	第4章 基本理念及び基本方針の設定
4. 投資・財政計画	第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	第1章 計画改定の背景

このため、「西東京市公共下水道事業経営戦略」に記述されている内容については、「下水道プラン」の内容に基づいて作成します。

西東京市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東京都西東京市

事 業 名 : 公共下水道事業

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (37年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用団体(一部適用) ※平成31年4月より
処理区域内人口密度	130.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	荒川右岸東京流域下水道へ接続
処理区数	2処理区		
処理場数	所有せず		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況*1	未実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	1)基本使用料と従量使用料を併用 2)基本使用料には基本水量(8m ³ /月)を設定 3)従量使用料は累進性を採用				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系とは特に区分無し				
その他の使用料体系の 概要・考え方	生活保護法による生活扶助を受けている方などへの減免措置を設定				
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,612 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,888 円
	令和5年度	1,612 円		令和5年度	1,901 円
	令和6年度	1,612 円		令和6年度	1,897 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定職員8名、資本勘定職員3名 合計11名
事業運営組織	本市の下水道事業は都市基盤部下水道課が担当

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道事業における包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIの導入実績は無し。今後ウォーターPPPの導入を検討。
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特に無し
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等) *5	特に無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※次頁に令和5年度の経営比較分析表を添付。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本市の処理区域内人口の予測については、令和4年度に策定した「西東京市人口推計調査報告書」での予測値に、最新の実勢を反映させて実施しています。

(行政人口) 令和8年度 205,843人⇒令和12年度 205,242人

(水洗化人口) 令和8年度 201,746人⇒令和12年度 201,406人

(2) 有収水量の予測

令和9年度をピークに本市の行政人口は減少に転じる見通しであるため、有収水量も令和9年度以降減少する見通しです。

(有収水量) 令和8年度 19,164千m³⇒令和12年度 18,903千m³

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の減少や節水意識の向上により、緩やかに減少する見通しです。

(使用料収入) 令和8年度 1,825百万円⇒令和12年度 1,800百万円

(4) 施設の見通し

本市は平成5年度に汚水整備を概ね完了しています。今後は、下水道施設の老朽化が進むため、改築・更新を計画的に実施することが求められます。また、浸水対策として、雨水幹線の整備も推進します。

(5) 組織の見通し

今後は改築・更新が本格化する見込みであり、安定した業務執行体制の構築が必要となります。

3. 経営の基本方針

本市下水道事業では、西東京市下水道プランにて、基本理念と基本方針を位置付けています。

<基本理念>

本市の基本理念を踏まえ、下水道に求められる「安全・安心」、「暮らし」、「環境」といった役割を担いながら、「健全経営」により事業の継続性を確保するために、“未来へつなぐ、安全な暮らしと快適な水環境を創生する下水道”を本市の下水道整備の基本理念とします。

<基本方針>

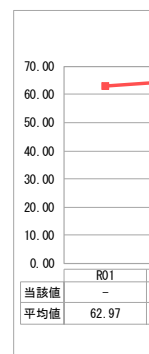
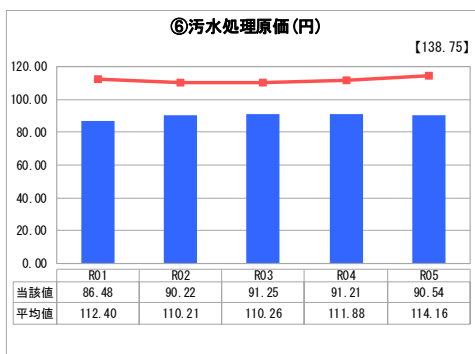
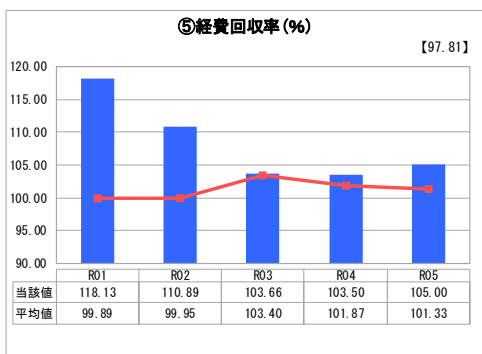
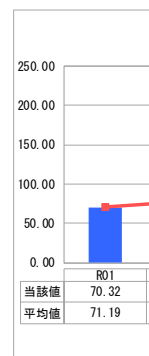
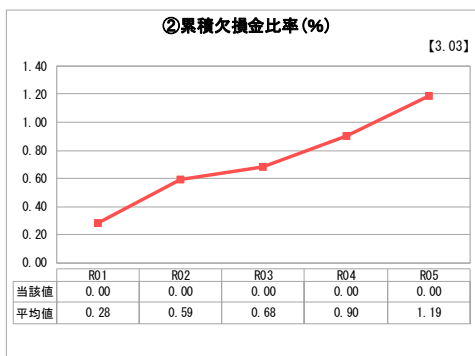
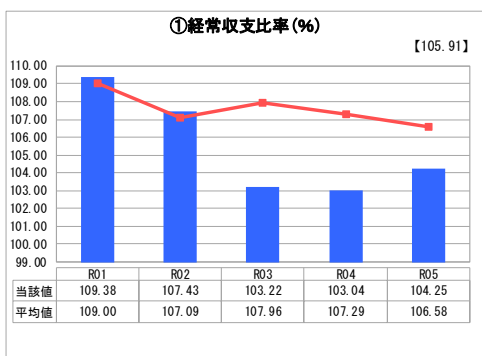
- 施設の再生による持続性の確保
- 安全・安心で快適な暮らしの実現
- 良好な環境の保全
- 健全な下水道経営

経営比較分析表

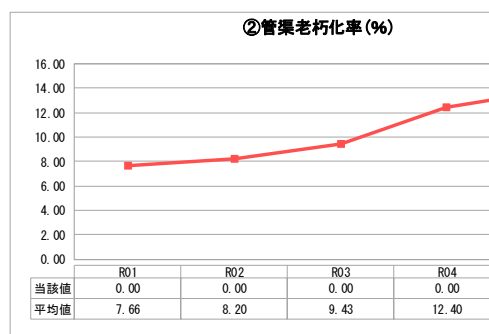
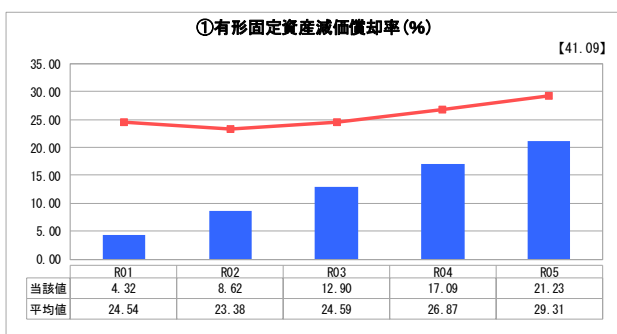
東京都 西東京市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	78.83	100.00	88.69	1,612

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



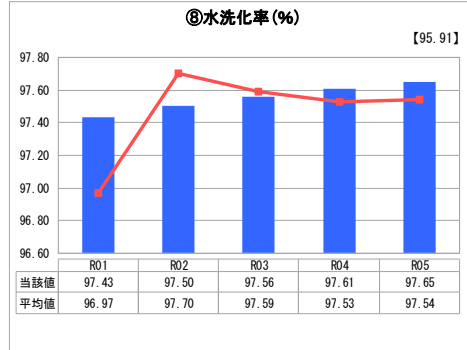
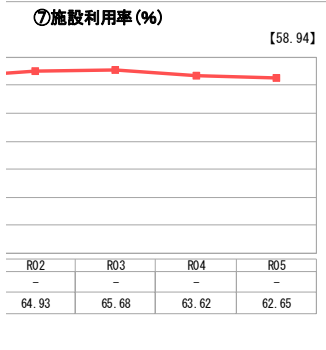
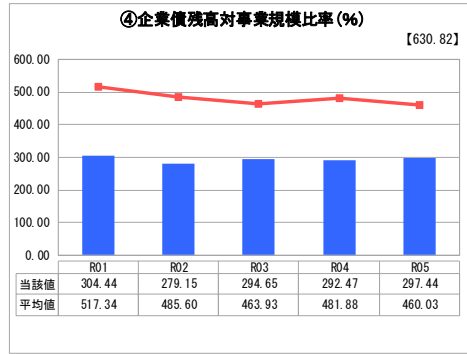
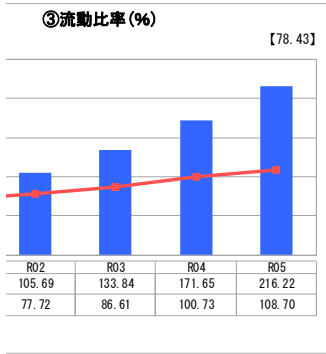
※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業で

(令和5年度決算)

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
205,899	73.47	2,802.49
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
205,736	15.85	12,980.19

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、下水道使用料が減になったものの、前年度比1.21ポイント上昇しており、類似団体平均と比較して下回ってはいるが100%を上回っているため、黒字であることを示している。

③流動比率は、現金預金の増、企業債の減により、前年度比44.57ポイント上昇し、100%を大きく上回り、類似団体平均と比較しても高い水準になっている。

④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均よりも大きく下回っており、長期的な債務支払能力は他団体よりも良好となっている。

⑤経費回収率は、一般家庭を中心とする使用者の排出量が減となったものの、汚水処理原価の使用料収入の減を上回ったことにより、前年度比0.67ポイント上昇した。

⑥汚水処理原価は、有収水量が減となったものの、流域下水道維持管理負担金などの汚水処理に係る経費がそれを上回り減となったため、前年度比0.67円下回っており、類似団体平均を下回っていることから良好といえる。

⑧水洗化率は年々少しずつ上昇している状況で、昨年度以降類似団体平均を上回っている。

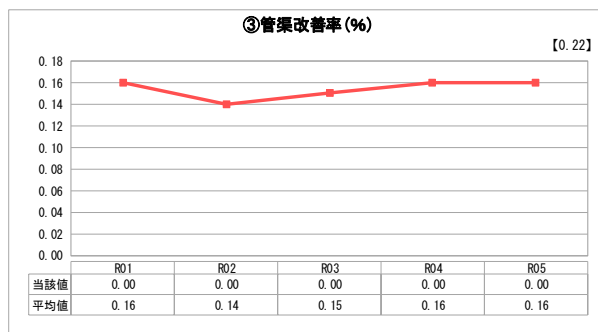
以上のことから、経営の健全性・効率性は、類似団体平均と比較しても概ね良好である。

2. 老朽化の状況について

本市では、昭和48年度から平成4年度にかけて集中的に下水道施設の整備を進めてきたことから、耐用年数50年を経過する下水道施設は令和6年度から急増する。

そのため、令和元年度から令和4年度にかけて、実施した管路のカメラ調査やマンホールの点検によるデータを基に下水道ストックマネジメント計画を改定した。

今後は、下水道施設の点検・調査及び改築・更新を計画的に進めていく。



全体総括

現在、企業債の償還が進んでいることから健全な経営ができてきているものの、今後は、下水道施設の老朽化に対する改築、更新費用の増加に伴う、財源確保が課題となってくるとともに人口減少や下水道使用者の使用量減による使用料収入の減少など経営環境は厳しさを増していくことが予想する。

健全な経営、事業の効率化をもって運営し将来にわたり安定したサービスを提供していくためには、引き続き下水道プランを着実に実行し、経営状況の把握に努めるとともに経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

は算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	本市下水道事業においては、西東京市下水道プランにて位置付けた基本方針に基づき、改築・更新、浸水対策などに対する建設投資を速やかに実施します。
---	---	--

「投資・財政計画」では、令和12年度までで次のような建設投資を見込んでいます。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1)汚水管きょ関連(老朽化対策としての管路施設の布設替え、都市計画道路整備に伴う管路施設の布設替え、汚水ます設置工事など) | :R8~R12までの事業費:約30.7億円 |
| 2)雨水管きょ関連(白子川上流六号雨水幹線築造工事など) | :R8~R12までの事業費:約3.9億円 |
| 3)流域下水道建設・改良負担金 | :R8~R12までの事業費:約14.2億円 |
| 4)ポンプ施設の更新(汚水) | :R8~R12までの事業費:約0.5億円 |
| 5)ポンプ施設の更新(雨水) | :R8~R12までの事業費:約0.1億円 |

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	経営の健全化を図るため、安定的な経営が行えるよう経営改善のあり方について検討を進めます。
---	---	--

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により財源を設定しています。

- 1)補助金、企業債：現時点で想定される状況を踏まえ、将来値を設定しています。
- 2)使用料収入：現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入を設定しています。また、使用料収入を算定する際には、将来の人口動向を反映しています。
- 3)一般会計繰入金：総務省が定める現行の繰出基準に基づき算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のように算定しています。

- 1)維持管理費：過去の実績などに基づいて算定することを基本としながら、新規に着手する事業については予定額を別途見込んでいます。
- 2)企業債元金償還・支払利息：現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間の設定など)に基づき、近年の金利動向に基づいて設定した金利により算定しています。
- 3)減価償却費：建設投資額をベースに、現行の減価償却計算の方法に基づき、減価償却費を算定しています。また、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入として営業外収入に計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、都の指導による勉強会などに参加しています。現段階では、関連する投資などを行う予定はありません。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を策定していますが、策定にあたっては、施設の老朽化や市の財政状況を鑑みて、建設投資の平準化を図っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	将来の職員減少や施設の老朽化といった自治体の課題に対応し、民間企業のノウハウを活用して効率化とコスト削減のため、ウォーターPPPの導入可能性を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和8年度に東京都が流域下水道維持管理負担金の単価の改定を想定していることに伴い、汚水処理費を下水道使用料で賄えない状況になることから、安定的な経営が行えるよう経営改善のあり方について検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	対象として適当な施設も無いため、現段階では導入予定はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	人口減少による下水道使用料収入の減少、技術職員の人材不足などを踏まえ、ウォーターPPPの導入の可能性も検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費は過去の平均値での推移を見込んでいます。
修繕費に関する事項	下水道施設の老朽化に伴い必要となる修繕費を見込んでいます。
委託費に関する事項	これまで計上されている各種委託に加えて、管きょ・人孔の点検・調査、ストックマネジメント計画策定などの委託料を見込んでいます。
その他の取組	今後は雨水管理総合計画の策定を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、「下水道プラン」との整合性を重視する必要があります。「下水道プラン」と同様に、PDCAサイクルに基づき、概ね5年ごとに経営戦略の見直しを行います。
---------------------	---

第9章 経営戦略

投資・財政計画 収益的収支

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			(決 算)	(決 算)	(決 算)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	1,928,273	1,886,212	1,882,050	
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	1,882,845	1,838,163	1,836,051	
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)	45,191	47,722	45,712	
		(4) そ の 他	237	327	287	
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	1,052,481	1,056,731	1,103,717
			そ の 他 補 助 金	44,452	41,253	46,061
				20,827	25,403	22,142
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	23,625	15,850	23,919	
		(3) そ の 他	1,007,784	1,015,301	1,057,516	
			245	177	140	
収 入 計 (C)		2,980,754	2,942,943	2,985,767		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	2,787,526	2,766,209	2,778,733	
		基 本 給 付 費	退 職 給 付 費	71,467	62,483	64,771
			そ の 他	38,446	35,202	35,880
				33,021	27,281	28,891
	(2) 経 費	動 力 費	1,195,991	1,171,994	1,174,335	
		光 熱 水 費	0	0	0	
		修 繕 費	2,120	3,198	2,731	
		材 料 費	48,338	81,128	57,844	
		委 託 料	264	413	395	
		流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	334,523	294,428	342,607	
そ の 他	806,355	787,856	766,046			
(3) 減 価 償 却 費	4,391	4,971	4,712			
(3) 減 価 償 却 費		1,520,068	1,531,732	1,539,627		
2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息	100,314	90,020	85,217		
	(2) そ の 他	93,481	84,973	79,535		
		6,833	5,047	5,682		
支 出 計 (D)		2,887,840	2,856,229	2,863,950		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		92,914	86,714	121,817		
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		92,914	86,714	121,817		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		92,914	179,628	301,445		
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金	920,780	1,093,465	1,383,758		
		371,870	353,852	349,938		
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分	687,980	637,032	639,990		
	う ち 一 時 借 入 金	424,556	373,557	355,250		
	う ち 未 払 金	243,866	251,662	272,940		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0.0%	0.0%	0.0%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,928,273	1,886,212	1,882,050		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		1,928,273	1,886,212	1,882,050		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)		0	0	0		

(単位:千円, %)

令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,871,821	1,916,765	1,878,657	1,922,524	1,878,147	1,844,809	1,845,426
1,826,923	1,842,594	1,825,195	1,820,576	1,814,089	1,807,293	1,800,351
44,464	73,855	53,261	101,638	63,743	37,230	44,797
434	316	201	310	315	286	278
1,179,752	1,208,520	1,280,305	1,202,217	1,174,979	1,140,252	1,115,695
91,130	90,190	125,462	127,573	109,353	103,471	105,192
61,868	71,218	80,012	86,073	87,553	88,671	90,392
29,262	18,972	45,450	41,500	21,800	14,800	14,800
1,087,829	1,118,248	1,145,801	1,074,357	1,065,330	1,036,461	1,010,147
793	82	9,042	287	296	320	356
3,051,573	3,125,285	3,158,962	3,124,741	3,053,126	2,985,061	2,961,121
2,809,006	2,991,947	3,372,446	3,147,062	3,140,921	3,128,451	3,118,576
59,237	87,876	92,216	76,026	78,839	83,739	82,705
32,049	44,064	47,097	39,773	40,746	42,920	42,634
27,188	43,812	45,119	36,253	38,093	40,819	40,071
1,223,600	1,388,187	1,782,052	1,576,816	1,582,134	1,587,439	1,592,819
0	0	0	0	0	0	0
3,524	5,384	4,405	4,480	4,556	4,633	4,712
83,968	129,588	150,485	105,471	107,264	109,087	110,941
32	516	516	525	534	543	552
319,467	414,080	502,959	394,778	401,489	408,314	415,255
812,355	833,554	1,117,439	1,066,411	1,063,052	1,059,534	1,055,940
4,254	5,065	6,248	5,151	5,239	5,328	5,419
1,526,169	1,515,884	1,498,178	1,494,220	1,479,948	1,457,273	1,443,052
86,412	95,370	100,913	130,539	150,507	171,627	198,580
78,453	79,453	85,963	108,411	131,968	153,743	180,205
7,959	15,917	14,950	22,128	18,539	17,884	18,375
2,895,418	3,087,317	3,473,359	3,277,601	3,291,428	3,300,078	3,317,156
156,155	37,968	△ 314,397	△ 152,860	△ 238,302	△ 315,017	△ 356,035
0	0	0	0	0	0	0
156,155	37,968	△ 314,397	△ 152,860	△ 238,302	△ 315,017	△ 356,035
457,601	495,569	181,172	28,312	△ 209,990	△ 525,007	△ 881,041
1,638,507	1,786,923	1,642,685	1,963,476	1,784,864	1,454,016	1,169,432
386,862	421,926	465,188	395,229	403,504	414,217	419,688
627,704	637,980	717,799	635,236	641,449	672,295	697,722
342,662	326,413	318,918	320,721	318,189	338,025	356,320
272,528	298,532	385,230	307,308	315,899	326,742	333,795
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.2%	28.5%	47.7%
0	0	0	0	0	0	0
1,871,821	1,916,765	1,878,657	1,922,524	1,878,147	1,844,809	1,845,426
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1,871,821	1,916,765	1,878,657	1,922,524	1,878,147	1,844,809	1,845,426
0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画 資本的収支

区 分		年 度		
		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	300,400	301,900	435,900
		うち 資本費平準化債	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	32,812	31,614	27,910
	3. 他 会 計 補 助 金			
	4. 他 会 計 負 担 金			
	5. 他 会 計 借 入 金			
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	46	0	0
	8. 工 事 負 担 金	45	0	1,255
	9. そ の 他	0	250	0
	計 (A)	333,303	333,764	465,065
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			
	純 計 (A)-(B) (C)	333,303	333,764	465,065
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	337,688	365,611	460,939
		うち 職員給与費	19,912	21,932
	2. 企 業 債 償 還 金	494,450	438,105	378,932
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金			
	5. そ の 他	1,069	0	0
計 (D)	833,207	803,716	839,871	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		499,904	469,952	374,806
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	470,968	438,691	334,906
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金			
	4. そ の 他	28,936	31,261	39,900
計 (F)	499,904	469,952	374,806	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				
企 業 債 残 高 (H)		6,098,713	5,962,507	6,019,475

○他会計繰入金

区 分		年 度		
		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)
収益的収支分		66,018	73,125	67,854
	うち 基準内繰入金	66,018	73,125	67,854
	うち 基準外繰入金			
資本的収支分		32,812	31,614	27,910
	うち 基準内繰入金	32,812	31,614	27,910
	うち 基準外繰入金			
合 計		98,830	104,739	95,764

(単位:千円)

令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
287,400	390,000	694,500	986,006	835,209	1,098,855	1,021,682
0	0	0	0	0	0	0
25,323	28,661	30,937	31,962	34,590	36,714	38,326
4,949	66,112	43,942	9,300	9,300	9,500	7,207
0	0	0	0	0	0	0
1,592	1,672	300	300	300	300	300
49	245	1	1	1	1	1
319,313	486,690	769,680	1,027,569	879,400	1,145,370	1,067,516
319,313	486,690	769,680	1,027,569	879,400	1,145,370	1,067,516
326,168	488,437	775,381	1,040,860	923,616	1,254,712	1,078,130
24,835	23,852	31,197	23,211	25,774	26,009	26,548
360,625	348,040	331,791	324,008	319,001	338,025	356,320
0	0	0	0	0	0	0
686,793	836,477	1,107,172	1,364,868	1,242,617	1,592,737	1,434,450
367,480	349,787	337,492	337,299	363,217	447,367	366,934
340,064	307,536	284,696	234,173	271,816	208,649	59,021
0	0	0	0	0	114,227	200,850
27,416	42,251	52,796	103,126	91,401	124,491	107,063
367,480	349,787	337,492	337,299	363,217	447,367	366,934
0	0	0	0	0	0	0
5,946,250	5,988,213	6,350,922	7,012,920	7,529,128	8,289,958	8,955,320

令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
106,332	145,073	133,273	187,711	151,296	125,901	135,189
106,332	145,073	133,273	187,711	151,296	125,901	135,189
25,323	28,661	30,937	31,962	34,590	36,714	38,326
25,323	28,661	30,937	31,962	34,590	36,714	38,326
131,655	173,734	164,210	219,673	185,886	162,615	173,515

■経費回収率向上へのロードマップ

■国交省通知

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

(令和6年4月1日 国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長より)

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

- ・全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

- ・令和2年度の予算、決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。
- ・また、令和2年度の予算、決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算、決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

- ・(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

- ・国土交通省の通知、「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」（国水下水事第51号令和6年4月1日）に基づき、交付要件になる業績目標と経費回収率の向上へのロードマップを以下に示します。

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など**段階的な目標設定**を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例: 令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例: 令和○年度から継続して～を実施している)

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例: 令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例: 令和○年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います

社会資本整備総合交付金の交付要件について

出典：全国下水道主管課長会議 「本編・管理企画指導室」(令和5年4月24日)開催資料 より

経費回収率向上へのロードマップ

本公共下水道事業経営戦略において、今後の下水道事業の経営は、厳しさを増していくことが明らかになったことから、安定的な経営が行えるよう、下水道事業の現状と今後の課題を意識(整理)し、速やかに経営改善のあり方について検討を進めます。

①経営健全化に関する目標年限及び定量的な業績指標

経営健全化に関する目標年限は、本戦略の計画期間の最終年度である令和12年度とします。

また、経営健全化に関する定量的な業績指標を「経費回収率及び経常収支比率」とし、目標年限までの各業績指標については、経営改善のあり方の検討を踏まえ設定します。

	R6 現状値 2024	R9 中間値 2027	R12 目標値 2030
現状	107.1%	90.0%	82.0%
健全化に向けた 改善パターン	107.1%	—%	—%

経費回収率（単位：％）

	R6 現状値 2024	R9 中間値 2027	R12 目標値 2030
現状	105.4%	94.3%	88.6%
健全化に向けた 改善パターン	105.4%	—%	—%

経常収支比率（単位：％）

②収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

下水道事業を安定的に経営するために、令和8年度に経営改善のあり方について検討を進め、経費削減と収入確保の両面から具体的な取組やスケジュールを検討します。

パブリックコメント

西東京市下水道プランについて、広く市民の皆様にも周知するとともに、ご意見やご提案を本計画に反映させることを目的に、パブリックコメント（市民意見提出手続制度）を実施しました。

実施概要	
実施根拠	西東京市市民参加条例（平成 14 年西東京市条例 23 号）第 13 条
実施期間	令和 7（2025）年 12 月 5 日から 令和 8（2026）年 1 月 7 日まで
周知方法	広報西東京・西東京市ホームページ
閲覧場所	市役所情報公開コーナー・西東京市ホームページ
対象者	市内在住者、市内在勤者、市内在学者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体
提出方法	下水道課へ直接持参・郵送・FAX・メール 西東京市ホームページの意見提出フォームより

実施結果	
意見提出人数	2 人
意見件数	2 件

用語の説明

【ア】

一般会計

いわゆる市の会計といえばこの会計を意味します。国民健康保険特別会計や下水道事業会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、もっとも身近な会計です。

一般会計繰入金

建設、維持管理などの下水道事業会計に対して、市の一般会計から繰り入れられる資金です。

ウォーターPPP

下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」の総称になります。

雨水浸透施設

浸透ます・浸透トレンチ・浸透井など雨水を地下に浸透させる施設です。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる施設です。下水道や河川への雨水流出量を抑制する機能があります。

液状化

ゆるく堆積した砂地盤などが地震により激しく揺られると、液体のように一時的にやわらかくなる現象です。平成 23 年の東北地方太平洋沖地震においては、関東地方を中心とした広い範囲で液状化が発生し、道路や上下水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されたほか、住宅の損壊など、各地に深刻な被害をもたらしました。

汚水中継ポンプ場

比較的平坦な土地では、下水道管きょは下流に向かうに従って深く埋設することになるため、大規模な工事となり、不経済になるばかりではなく、維持管理の上からも望ましくありません。そこで、いったん汚水を地表近くまでくみ上げ、ふたたび浅い埋設位置から汚水を流すようにするため下水道管きょの途中に設けるポンプ場のことです。

【カ】

改築

下水道管きょ・マンホールなどの下水道施設の全部、または一部の再建設あるいは取替えを行うことです。

可とう化

地震や地盤沈下による管路の破損・漏水を防ぐ技術です。

かん養

雨水等が地下に浸透して帯水層に流れ込むこと。特に、森林が雨水を土中に浸透させて地下水や河川水を育む「水源かん養機能」は、洪水を緩和し水質を浄化する重要な働きです。

起債

地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達することです。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債のことです。下水道の建設は、一般に短期間に集中的な投資を要し、また、その事業効果が長期にわたることから、建設事業費の地方負担の財源については企業債を充当することにより、世代間の負担の公平を図ることが適当とされています。

企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金償還額のことです。

繰出基準・基準内繰入金・基準外繰入金

一般会計が下水道会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいます。具体的な基準は総務省から毎年度示されます。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れされる一般会計繰出金を「基準内繰入金」、基準内繰入を超える一般会計繰出金を「基準外繰入金」と呼びます。

経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率です。この値が高いほど健全経営で、望ましいとされています。

下水道管きよ台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管きよ施設、ポンプ場施設の位置、構造、仕様、設置時期などを記載した台帳です。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律です。

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のことを、減価償却費といいます。

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うものです。

本市下水道事業でも、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用しています。

公費

下水道事業では、雨水に関連する施設の維持管理費、起債償還金など（雨水処理費）については、税金などにより自治体が負担するとされています。また、汚水に関する維持管理費や起債償還費などのうち一部の経費については、下水道の役割に公的な便益も認められることから、雨水処理費と同様に、税金などにより自治体が負担するとされています。

公共用水域

水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路と規定されています。

更新

改築のうち、対象とする下水道施設の全部の再建設あるいは取替えを行うことです。

誤接続調査

本来 下水道に流してはいけない水（雨水・生活排水の逆流など）が、誤って別の排水系統につながってしまっていないかを調べる調査のことです。これを解消しないと汚水が雨水管を通じて 未処理のまま河川に流れ水環境の悪化に繋がります。また、雨水が汚水管に入ると、汚水管の能力不足によるトイレ逆流や道路冠水などの被害に繋がります。



【サ】

事業計画

下水道事業の整備にあたっては、全体計画に基づき優先度の高い地区、整備の進捗状況及び行財政状況などを勘案し、概ね5年から7年以内に整備可能な区域について事業計画を定め、下水道法に基づく手続きを経て、事業を実施することとなります。また、事業計画の区域は、事業の進捗に応じ順次拡大していきます。

資本勘定支弁職員

主に建設改良に従事する職員のことです。

資本的収入

資本的支出に充てる国庫補助金や企業債などの財源のことです。

資本的支出

将来の営業活動に備えて行う下水道施設の建設改良費や企業債の元金償還費などの費用のことです。

修繕

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取替えなどにより修復することです。

収益勘定支弁職員

主に下水道使用料などの営業活動に従事し、その給与が「収益的支出」として予算に計上される公営企業の職員を指します。

収益的収入

当該年度の営業活動に伴い発生する収益であり、サービス提供の対価としての下水道使用料収入などが主体です。

収益的支出

当該年度の経営活動に伴い発生する費用のことであり、サービス提供に要する人件費、支払利息のほか、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含まれます。

浄化槽

微生物の働きを利用して家庭から出る生活排水（トイレ、台所、風呂など）を処理する、分散型の排水処理施設です。特に、し尿と生活雑排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」が一般的です。下水道が整備されていない地域でトイレを水洗化する際に設置が必要となり、維持管理のためには保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

処理区域

下水道により汚水の処理が可能な区域のことです。

水質環境基準

水質環境保全行政の目標としての基準であり、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき設定しています。水質環境基準は、“人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準”として設定されている「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」と、“生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準”として設定されている「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の2つに大分されます。

水洗化率

下水道の整備状況を表す指標の一つで、下水道整備済み区域内で、実際に下水道へ接続している人口の割合です。

ストックマネジメント計画

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画です。

全体計画

下水道で整備する区域についての諸元（計画エリア、幹線管路の位置など）を計画することをいいます。下水道事業を行うにあたっては、この全体計画を最初に策定します。

総合治水対策

都市化の進展で治水安全度の低下が著しく、また従来から浸水被害が既成市街地を占める河川では、都市の進展と成熟状況に応じた治水安全度を確保することから、河川管理者による治水施設整備のほか、流域の自治体や住民に対して、適正な保水・遊水機能の維持・確保が図られるような土地利用や施設整備の誘導を行う施策のことです。

送煙調査

マンホールの蓋を開け、一時的に密閉した汚水管の中を煙で充満させて、道路上から異常箇所、誤接箇所からの水蒸気の流出が無いかを調査します。なお、使用する煙は人体に無害なものです。

ソフト対策

浸水時や地震時における被害の最小化に向けて住民を支援する対策です。被害予想地域と避難所などを示したハザードマップの公開やリアルタイムでの降雨情報提供などがあります。

【タ】

耐震化

下水道管きよのネットワーク化や更生工法などによる下水道管きよ対策、浮上防止、継手部の可とう化などのマンホール対策などで耐震性能を上げることです。

耐用年数

固定資産がその本来の用途に使用できると思われる推定年数をいいます。一般的に、下水道管きよは50年とされています。

長期前受金

減価償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金などを計上するものです。対象となる資産の減価償却にあわせて、各事業年度の収入に長期前受金戻入が計上されます。

調節池

大雨の際に一時的に雨水をためて、下流の浸水を防ぐための施設です。河川や下水道の能力を超える雨をいったん貯留し、ゆっくり流すことで浸水リスクを軽減します。

D I D (Densely Inhabited District) 地区 (人口集中地区)

日本の国勢調査において設定される統計上の地区を指します。市町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地区に設定されます。

テレビカメラ調査

特殊な小型カメラをマンホールから下水道管内に挿入し、内部の状況を映像で確認する点検方法です。この調査により、ひび割れ、浸入水、腐食、たるみなどの劣化や損傷箇所を発見し、次の維持管理計画に役立てます。

東京都豪雨対策基本方針

東京都では、平成17年9月、杉並区・中野区を中心とした1時間100ミリメートルを超える豪雨を受け、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を公表し、平成26年6月に改定しました。

また、近年、気候変動の影響より、降雨量の増加、台風の強大化等が想定され、こうした脅威に対応していくため、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。基本方針は、豪雨による水害に対する自助・共助・公助をあわせた総合的な治水対策の基本的な考え方を示すもので、改定により、目標降雨の引き上げや目標を超えるような降雨への備え等を示しました。

東京都総合治水対策協議会

河川の整備などを行う広域的自治体である東京都と、貯留浸透施設の設置指導などを行う基礎的自治体である区市町村が連携して、広域的に総合的な治水対策を円滑に進めるために、平成5年度に東京都と全区市町村で構成されました。

都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路です。この都市計画道路を定めることで広い道路ができ、人と車の流れを円滑にし、産業活動を活発にします。また、この道路により『街区』が形成されるため、災害に強い秩序ある街づくりが図られ都市の健全な発展に寄与します。

特定施設

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設です。次の2種類が下水道法における特定施設です。（下水道法第11条の2）

1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。

【ナ】

内水ハザードマップ

地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨などの下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道及びその他排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い、当該雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域などの浸水に関する情報や、避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法などの避難に関する情報を記載したものです。

【ハ】

排水区

下水道により雨水を排除することができる区域のことです。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものであり、避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法などの避難に関する情報を記載したものです。

被害率

地震の被害想定で、下水道管きよの被害延長が下水道管きよ総延長に占める割合です。

BOD

生物化学的酸素要求量のこと、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/L）で表します。河川の汚染度が進むと、この値は高くなり、溶存酸素（水中に溶解している酸素ガスのこと、河川の自浄作用や魚類をはじめとする水生生物の生活には不可欠）が欠乏しやすいことを意味します。

（BOD値の目安）

BOD10mg/L以上では、河川中の酸素が消費され、悪臭の発生など嫌気性分解に伴う障害が現れ始めます。

5mg/L以下：コイやフナが棲めます。

3mg/L以下：アユが棲めます。

PDCAサイクル

従来は予算 (P:Plan) → 執行 (D:Do) で終わり、行政サービスを実施した結果の検証 (C:Check) に欠けがちであった行政サービスに評価 (Action) を導入し、PDCA (Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し) という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画 (Plan) の有効性と、実施 (Do) の効率性の向上を図ることを目的としています。

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るものです。

PFI (Private Finance Initiative)

「民間資金等による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法) に基づき、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営などを民間の資金や技術力、経営能力を活用して行う事業手法です。

布設

家庭や工場から出る汚水を処理場へ運ぶための下水道管きょを、地中や構造物に長距離・広範囲にわたって敷き並べて設置する土木・建設工事のことです。

分流式

汚水と雨水を別々の系統で排除する方式です。

補填財源

資本的収支において収入が支出に不足する場合に、その不足額を補うために活用する内部留保資金をいいます。内部留保資金とは、減価償却費等により生じた資金や各種積立金などを充当することで、借入金への過度な依存を避け、計画的かつ安定的な事業運営を行うための重要な財源となっています。

【マ】

水再生センター

東京都では、平成16年4月に従来の「下水処理場」から「水再生センター」に改称されました。西東京市の汚水は、清瀬水再生センターに送られ処理が行われています。

清瀬水再生センター

所在地：清瀬市下宿 3-1375

運転開始：昭和56年11月

面的整備（面整備）

特定の区域（街区）全体を対象として、下水道管きょ（污水管・雨水管）やマンホールなどの管路施設を網の目のように計画的に張り巡らせる整備手法です。

【ヤ】

有収水量

下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水量です。

予防保全型維持管理

計画的に下水道施設の状況を的確に調査点検し、清掃や修繕などの優先順位を定めて、事故の防止と延命化を目指す維持管理方法のことです。

【ラ】

ライフライン

元は命綱の意味で、エネルギー施設、上下水道施設、交通施設、情報施設などの社会資本全般を表します。

流域関連公共下水道

市町村単独の処理場を持たないで、いくつかの市町村の汚水を1箇所に集めて処理する流域下水道の処理場で処理する方法をとるものです。

本市の場合は、清瀬水再生センターで処理されています。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理する下水道で、終末処理場と幹線管きょからなります。西東東市は荒川右岸処理区に属しています。

流域下水道維持管理負担金

流域下水道事業の維持管理に必要な費用を、流域内の市町村が負担する仕組みのことです。

流域下水道建設・改良負担金

都道府県が整備する流域下水道の建設費を、流域内の市町村が負担する仕組みのことです。

類似団体

処理区域内人口と処理区域内人口密度と供用開始後年数を基準に、下水道事業を分類したグループのことです。経営や施設の状況を比較する際に、同じグループに属する他の事業体を指します。

西東京市下水道プラン<改定版>

～未来へつなぐ、安全な暮らしと快適な水環境を創生する下水道～

令和8年3月

西東京市都市基盤部下水道課

〒202-8555（保谷東分庁舎）

東京都西東京市中町1-6-8

TEL 042-464-1311（代）

FAX 042-438-2022（都市基盤部）

HP [http:// www.city.nishitokyo.lg.jp](http://www.city.nishitokyo.lg.jp)

